

平成 23 年

第 2 回 十島村議会定例会会議録

開会 平成 23 年 6 月 20 日 (月)

閉会 平成 23 年 6 月 22 日 (水)

十 島 村 議 会

平成23年第2回(6月) 十島村議会定例会

第1号(6月20日)(月)

1.	開 会	1
2.	日程報告	1
3.	日程第1	会議録署名議員の指名.....	1
4.	日程第2	会期の決定	1
5.	日程第3	会期日程の決定	2
6.	日程第4	諸般の報告	2
7.	日程第5	行政報告	2
8.	日程第6	一般質問	9
9.	日程報告	25
10.	散 会	25

第2号（6月21日）（火）

1.	開 会	26
2.	日程報告	26
3.	日程第1 報告第4号	専決処分の承認を求めることについて（小宝島港改修工事 の工事請負変更契約の締結） 26
4.	日程第2 報告第5号	専決処分の報告について（十島村国民健康保険税条例の 一部を改正する条例） 32
5.	日程第3 報告第6号	専決処分の報告について（十島村国民健康保険条例の一 部を改正する条例） 34
6.	日程第4 報告第7号	繰越明許費繰越計算書の報告について（平成22年度十 島村一般会計予算繰越明許費繰越計算書） 36
7.	日程第5 報告第8号	繰越明許費繰越計算書の報告について（平成22年度十 島村簡易水道特別会計予算繰越明許費繰越計算書） 46
8.	日程第6 議案第57号	権利の放棄について（特別導入型基金） 49
9.	日程第7 議案第58号	十島村道路線の区域の認定について（平島高原線） 52
10.	日程第8 議案第59号	十島村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正 する条例の制定について 54
11.	日程第9 議案第60号	十島村村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を 改正する条例の制定について 56
12.	日程第10 議案第61号	十島村定住促進生活資金の交付に関する条例の一部を 改正する条例の制定について 63
13.	日程報告	65
14.	散 会	65

第3号（6月22日）（水）

1. 開 会	66
2. 日程報告	66
3. 日程第1 議案第62号	予算補正について（平成23年度十島村一般会計 補正予算第1号） 66
4. 日程第2 議案第63号	予算補正について（平成23年度十島村船舶交通特別会計 補正予算第1号） 95
5. 日程第3 議案第64号	予算補正について（平成23年度十島村介護保険特別会計（介護保険事業勘定） 補正予算第1号） 102
6. 日程第4 議案第65号	予算補正について（平成23年度十島村簡易水道特別会計 補正予算第1号） 106
7. 日程第5 議案第66号	辺地に係る総合整備計画の変更について 109
8. 日程第6	十島村農業委員会の選任による委員の議会推薦委員について 110
9. 日程第7	議員派遣の件 110
10. 日程第8	閉会中の議会運営委員会の継続調査の件 111
11. 閉 会	111

平成23年第2回（6月）十島村議会定例会

会期日程

月	日	曜日	船	日 程	備 考
6	19	日	入		
6	20	月	出	本会議	<議会運営委員会> <議会広報調査特別委員会>
6	21	火		本会議	<全員協議会>
6	22	水	入	本会議	
6	23	木			<常任委員会（総務・経済）>所管事務調査の件
6	24	金	出		
6	25	土			
6	26	日	入		

平成23年第2回（6月）十島村議会定例会 提出案件一覧表

月日	曜	件名	日程
6月20日	月	<p><議会運営委員会></p> <p><議会広報調査特別委員会> ①議会ライブ中継の件 ②議会だよりの件</p> <p>第1 会議録署名議員の指名 第2 会期の決定 第3 会期日程の決定 第4 諸般の報告 第5 行政報告 第6 一般質問（永田和彦議員→村長） （日高助廣議員→村長）</p>	1
6月21日	火	<p>第1 報告第4号 専決処分：小宝島港改修工事の工事請負変更契約の締結</p> <p>第2 報告第5号 専決処分：十島村国民健康保険税条例の一部改正 第3 報告第6号 専決処分：十島村国民健康保険条例の一部改正</p> <p>第4 報告第7号 繰越明許費繰越計算書(22年度一般会計予算繰越明許費繰越計算書) 758,121千円 第5 報告第8号 繰越明許費繰越計算書(22年度簡水特会予算繰越明許費繰越計算書) 11,205千円</p> <p>第6 議案第57号 権利の放棄（特別導入型基金）</p> <p>第7 議案第58号 道路認定：十島村道路線の区域の認定（平島高原線）</p> <p>第8 議案第59号 条例改正：十島村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正 第9 議案第60号 条例改正：十島村村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正 第10 議案第61号 条例改正：十島村定住促進生活資金の交付に関する条例の一部改正</p> <p><全員協議会> ①小規模多機能居宅介護類似事業及び介護基盤整備事業の件 ②本土復帰60周年記念事業の件 ③宝島植物群落の天然記念物指定の件</p>	2
6月22日	水	<p>第1 議案第62号 予算補正（平成23年度一般会計 補正第1号） +43,251千円 →2,933,195千円 第2 議案第63号 予算補正（平成23年度船舶特会 補正第1号） +6,289千円 → 849,862千円 第3 議案第64号 予算補正（平成23年度介護特会 補正第1号） +7,168千円 → 91,060千円 第4 議案第65号 予算補正（平成23年度簡水特会 補正第1号） +3,033千円 → 69,182千円</p> <p>第5 議案第66号 辺地に係る総合整備計画の変更</p> <p>第6 十島村農業委員会の選任による委員の議会推薦委員について</p> <p>第7 議員派遣の件 第8 議会運営委員会の所掌事務の閉会中の継続調査の件</p>	3
6月23日	木	<p><常任委員会（総務・経済）> 所管事務調査の件</p> <p><全員協議会> ④村道・公道の取り扱いに関する件 ⑤就業者支援制度の一部見直しの件</p>	
6月24日	金		

(議決結果)

平成23年第2回(6月)十島村議会定例会

議案番号	件名	議決年月日	議決結果	議決番号
報告第4号	専決処分の承認を求めることについて (小宝島港改修工事の工事請負変更契約の締結)	23.06.21	承認	承認第3号
報告第5号	専決処分の報告について(十島村国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	23.06.21	報告	
報告第6号	専決処分の報告について(十島村国民健康保険条例の一部を改正する条例)	23.06.21	報告	
報告第7号	繰越明許費繰越計算書の報告について(平成22年度十島村一般会計予算繰越明許費繰越計算書)	23.06.21	報告	
報告第8号	繰越明許費繰越計算書の報告について(平成22年度十島村簡易水道特別会計予算繰越明許費繰越計算書)	23.06.21	報告	
議案第57号	権利の放棄について(特別導入型基金)	23.06.21	原案可決	議決第56号
議案第58号	十島村道路線の区域の認定について(平島高原線)	23.06.21	原案可決	議決第57号
議案第59号	十島村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	23.06.21	原案可決	議決第58号
議案第60号	十島村村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	23.06.21	原案可決	議決第59号
議案第61号	十島村定住促進生活資金の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について	23.06.21	原案可決	議決第60号
議案第62号	予算補正について (平成23年度十島村一般会計 補正予算第1号)	23.06.22	原案可決	議決第61号
議案第63号	予算補正について (平成23年度十島村船舶交通特別会計 補正予算第1号)	23.06.22	原案可決	議決第62号
議案第64号	予算補正について (平成23年度十島村介護保険特別会計(介護保険事業勘定)補正予算第1号)	23.06.22	原案可決	議決第63号
議案第65号	予算補正について (平成23年度十島村簡易水道特別会計 補正予算第1号)	23.06.22	原案可決	議決第64号
議案第66号	辺地に係る総合整備計画の変更について	23.06.22	原案可決	議決第65号
	十島村農業委員会の選任による委員の議会推薦委員について	23.06.22	推薦	
	議員派遣の件	23.06.22	決定	
	閉会中の議会運営委員会の継続調査の件	23.06.22	決定	

平成23年6月20日(月)

1. 出席議員は次のとおりである。

1 番	日	高	助	廣	君
2 番	永	田	和	彦	君
3 番	前	田	功	一	君
4 番	平	泉	二	太	君
5 番	平	田	傳	義	君
6 番	用	澤	満	男	君
7 番	有	川	和	則	君
8 番	日	高		通	君

2. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

3. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席したものの職・氏名

村	長	敷	根	忠	昭	君			
副	村	長	福	満	征	一	郎	君	
教	育	長	齊	脇		司	君		
総	務	課	長	肥	後	政	司	君	
住	民	課	長	久	保	源	一	郎	君
経	済	課	長	松	下	賢	次	君	
教育委員会	教育総務課	長	福	澤	章	二	君		
会	計	管	理	者	安	藤	浩	樹	君

4. 職務のために出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局書記 清 川 健 君

平成23年6月21日(火)

1. 出席議員は次のとおりである。

1 番	日	高	助	廣	君
2 番	永	田	和	彦	君
3 番	前	田	功	一	君
4 番	平	泉	二	太	君
5 番	平	田	傳	義	君
6 番	用	澤	満	男	君
7 番	有	川	和	則	君
8 番	日	高		通	君

2. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

3. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席したものの職・氏名

村	長	敷	根	忠	昭	君			
副	村	長	福	満	征	一郎	君		
教	育	長	齊	脇		司	君		
総	務	課	長	肥	後	政	司	君	
住	民	課	長	久	保	源	一	郎	君
経	済	課	長	松	下	賢	次	君	
教育委員会教育総務課長				福	澤	章	二	君	
会	計	管	理	者	安	藤	浩	樹	君

4. 職務のために出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局書記 清 川 健 君

平成23年6月22日(水)

1. 出席議員は次のとおりである。

1 番	日	高	助	廣	君
2 番	永	田	和	彦	君
3 番	前	田	功	一	君
4 番	平	泉	二	太	君
5 番	平	田	傳	義	君
6 番	用	澤	満	男	君
7 番	有	川	和	則	君
8 番	日	高		通	君

2. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

3. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席したものの職・氏名

村	長	敷	根	忠	昭	君			
副	村	長	福	満	征	一郎	君		
教	育	長	齊	脇		司	君		
総	務	課	長	肥	後	政	司	君	
住	民	課	長	久	保	源	一	郎	君
経	済	課	長	松	下	賢	次	君	
教育委員会教育総務課長				福	澤	章	二	君	
会	計	管	理	者	安	藤	浩	樹	君

4. 職務のために出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局書記	清	川	健	君
---------	---	---	---	---

平成23年第2回（6月）十島村議会定例会

6月20日（月）

△開会宣言

○議長（日高通君）

只今から、平成23年第2回（6月）十島村議会定例会を開会致します。

△開議宣告

○議長（日高通君）

これから本日の会議を開きます。

△日程報告

○議長（日高通君）

本日の日程は、お手元に配付いたしております議事日程表のとおりであります。

△日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（日高通君）

日程第1、会議録署名議員の指名を致します。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、1番、日高助廣君及び2番、永田和彦君を指名します。

△日程第2 会期決定の件

○議長（日高通君）

日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月22日までの3日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。

従って、会期は本日から6月22日までの3日間に決定しました。

△日程第3 会期日程決定の件

○議長（日高通君）

日程第3、会期日程決定の件を議題とします。

お諮りします。

会期日程につきましては、配付致しております日程表のとおりとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。

よって、そのように決定を致しました。

△日程第4 諸般の報告

○議長（日高通君）

日程第4、諸般の報告を行います。

はじめに、会議・研修会関係について報告いたします。

4月28日、「県政説明会」が開催され、平成23年度の鹿児島県の主要事業につきまして、各担当部長から概要説明がなされております。

当日配布されました資料につきましては、膨大な量となっておりますので、例年どおり議員控室に備えておりますのでご活用ください。

5月9日、「鹿児島県離島振興町村議会議長研修会」が開催されております。鹿児島県商工労働水産部水産振興課の高橋宏氏が「本県離島の水産業の現状と振興方策」と題して講演を行なっております。

同じく5月9日、「鹿児島県離島振興町村議会議長会臨時総会」が開催されております。役員選任につきましては、会長に浜上・長島町議長、副会長に鎌田・中種子町議長を選任しております。

5月10日、鹿児島県町村議会議長会主催により「常任委員会研修会」が開催されております。内容としましては、防災システム研究所所長の山村武彦氏により「巨大地震で問われた防災・危機管理」、鹿児島県教育委員会教育次長の杉元羊一氏により「本県教育の振興策」、鹿児島県保健福祉部長の西中須浩一氏により「鹿児島県の地域医療対策」の講演でありました。

次に、監査結果の報告を行います。

監査委員より、今年の3月定例会以後に実施されました3月、4月、5月の例月出納検査結果についての報告がありました。これらの内容につきましては、お手元に配布いたしておりますので、お目通し願います。

最後に、先の3月定例会を主な内容としました「議会だより」第53号を、6月9日に発行いたしております。

以上で、諸般の報告を終わります。

△日程第5 行政報告

○議長（日高通君）

日程第5、行政報告を行います。

村長から、3月定例会以降の行政報告についての申し出がありました。

これを許可いたします。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

行政報告を申し上げます。

平成23年第2回村議会定例会の開会にあたりまして、当面する村政の諸問題の推移等につきまして行政報告を申し上げます。

まず職員の人事異動と職員採用についてであります。本年3月31日付けで一般職員の定年退職があったことございまして、4月1日付けで職員の人事異動を行いました。

異動の内容につきましては、既に出張所等を経由して議員各位にもご連絡申し上げたところでありますが、一般職並びに船員職合わせて18名を配置替え、或いは兼務発令を行ったところであります。

今回の異動方針につきましては、一般職で同一係在職歴概ね3年を超える者をその対象とし、課長及び参事職が3名、室長職4名、主幹及び主査職3名とその他の職5名を配置替えし、その内の1名は鹿児島県後期高齢者医療広域連合に3年を目処に派遣しております。

また、船員では船長職等の兼務発令を行ったところであります。

異動から3箇月を経過していない中であって、職員の業務不慣れ等で住民や関係方面にも多々ご迷惑をおかけすることもあろうかと思っておりますけれども、職員も精一杯頑張っておりますのでご了承のほどお願い申し上げます。

次に新規職員の採用でございますが、先の3月定例議会でも申し上げましたとおり、一般職1名と看護職（中之島診療所）1名を本年4月1日付けで採用し、それぞれ関係部署に配属しております。

平成22年度の一般会計及び特別会計の決算につきましては先月末での出納閉鎖をもって終了しております。

現在、会計管理者が各会計の歳入歳出決算の内容整理を行っており村監査委員の審査を経て、次期9月定例会にて承認を得る方向で進めております。

現時点での決算見込みにつきましては、

まず、1点目で一般会計の歳入決算額が3,499,120,802円、歳出決算額で3,315,873,733円、実質収支額67,813,069円。

2つ目に国民健康保険会計であります。歳入決算額が109,841,199円、歳出決算額が98,809,417円。実質収支額が11,031,782円。

3つ目で老人保健医療会計ですけれども、歳入決算額が3,285円、歳出決算額が3,285円で、実質収支額は0円でございます。

4つ目に船舶交通会計ですが、歳入決算額が906,017,144円、歳出決算額で893,748,776円、実質収支額で12,268,368円。

それから5つ目に介護保険会計で、事業勘定分で歳入決算額が82,816,929円、歳出決算額で75,673,002円、実質収支額が7,143,927円。

6つ目に介護保険会計のサービス勘定ですが、歳入決算額で688,691円、歳出決算額で688,691円、実質収支額が0円になっております。

それから7つ目の簡易水道会計ですが、歳入決算額で63,224,938円、歳出決算額で63,224,938円、実質収支額が0円であります。

最後に後期高齢者医療会計で歳入決算額が7,573,371円、歳出決算額が7,506,215円、実質収支額で67,156円となっております。

以上のとおりございまして、平成22年度は全会計において形式収支で黒字決算となる見込みでございます。

次に夏場の省エネ対策といたしまして取組まれているクールビズにつきましては、今や企業、官公庁そして一般家庭の間でも定着化し、本村も本庁舎は勿論のこと、村内公共施設で本年5月第2週から開始しております。

このクールビズにつきましては、環境省が地球温暖化防止と省エネルギー化対策を推進するため全国的な呼びかけにより始まったもので、本村も今年で6年目を迎え職員間でも共通認識として今日に至っているところであります。

そのような中で、今年の夏は、先の東日本大震災で福島原子力発電所の事故を機に、国内の原子力発電所の稼働停止並びに運転見合わせで、夏場の電力供給不足が社会的問題となっており、国内の各電力会社は、企業、官公庁及び一般家庭への一層の節電を呼びかけております。

現在、本村の省エネ対策は、執務中の冷房温度を環境省が推奨する設定温度を可能な限り維持し、ノー上着・ノーネクタイでの軽装執務、不在時の部屋の消灯の徹底や未使用パソコン等の節電、執務時間外の消灯等こまめな節電対策に取り組んでいるところであります。

現時点では、九州電力からの正式な節電要請はありませんが、企業、官公庁の一部では、スーパークールビズ、ウルトラクールビズと称して短パンやポロシャツ等の軽装の導入に合わせ、更なる節電対策として室内冷房設定温度の28度以上の徹底や室内灯の間引き点灯、電気製品の一部使用禁止等に既に取り組み又は取り組もうとしております。

本村においても室内灯の発行ダイオード（LED）化の導入や電器製品の一部使用制限等もう一步踏み込んだ節電対策が取れないか、現在職員にアイデアを求めているところであります。

意見が出揃った時点で庁舎内は勿論、村内公共施設、一般家庭へも周知徹底を図り節電対策に取り組むことにしております。

離島の燃料のコスト高に対する対策として、離島ガソリン流通コスト支援事業が平成23年5月2日から始まっております。

この事業につきましては、平成24年3月31日までの約1年間、給油所等販売店が離島内で消費されるガソリンを直接消費者に値引き販売した場合に、販売店に規定の値引き額を助成するもので、十島村では鹿児島市又は奄美市等から購入する場合、1リットルあたり15円が値引きされ、ドラム缶1本に換算しますと3千円相当が値引きされるということになります。

十島村に販売実績のある県内の給油所等販売店でこの事業に関する届出があった事業所については、既に村の5月号広報誌で掲載したところであります。

なお、この事業につきましては届出のあった事業所でしか値引き販売はされないことになっております。

次に私ごとであります。平成21年5月から務めておりました鹿児島県離島振興協議会会長及び全国離島振興協議会副会長職につきましては、本年5月で任期満了となっておりましたが、関係団体の推薦を受けまして、本年5月及び6月の両協議会総会において再び就任することになりました。

なお、この全国離島振興協議会においては、本年6月1日付けで、平成25年3月末をもって失効する現行「離島振興法」を抜本改正の上、必ず延長されるよう、全国離島住民の総意として決議しているところであります。申し添えておきます。

十島村は平成24年2月4日に本土復帰60年を迎えます。

太平洋戦争で日本が敗戦し、その後連合国の支配下で7年近く続き、念願の本土復帰を果たした本村でございますが、本土復帰当時の村民の生活は非常に厳しいものでございました。それから60年が経過し、道路・港湾の整備、医師の一部常駐化、村営定期船のフェリー化、ブロードバンド（高速通信網）化等村民生活は大きく変わり、一部においては本土並みの生活ができるようになった十島村であります。

しかし、人口は本土復帰当時の約3,000人から約600人へと激減し、少子高齢化が進みコミュニティの維持すら困難な状況になりつつあります。村を存続させ、第2の臥蛇島を出さないため、村民、出身者、行政が連携し、互いの絆を深め、地域の活性化及び今後の十島村について考えるきっかけとするため、本土復帰60周年の記念事業を実施したいと考えております。

当初予算審議の際にも申しあげましたように、記念式典の実施、臥蛇島離島40周年事業、おはら祭り60周年に合わせた同祭り参加等を行政側から提案し、各自治会代表、あるいは村議会代表、村出身者会からなる検討委員会を、先月23日に本庁で開催し各検討事項を協議したところであります。

検討内容につきましては、概ね承認されたものの内容については、各参加団体に持ち帰り、再度、村で取りまとめることとし、現在その資料整理を行っておりますので、後日議会においてお示しいたします。

この検討委員会は、3回程度の開催を予定し、第2回目を7月に第3回目を8月に開催する予定にしております。

昨年の9月議会において、条例が制定されました「空き家利活用事業」のその後の進捗状況について報告いたします。

現在、各自治会からの照会により借受け可能住宅が全島で20軒程度ありまして、そのうち昨年度4軒（中之島3軒、宝島1軒）の改修を終え、既に中之島2軒、それから宝島1軒、これは入居申請中であります。UIターン者が居住しております。

本年度につきましては、国庫補助事業及び過疎対策事業において残りの16軒程度の改修を予定しております。その内、口之島地区にIターン希望者が見込まれている2軒を現在改修しております。今月中に完成する予定であります。残りの住宅につきましても、現地の設計調査、所有者等との交渉を進め、なるべく早く改修に取り掛かることにしております。

本年3月11日に発生しました東日本大震災の被災者に対し、当村では住民及び職員に義援金を募ってまいりました。先週末で義援金総額が730,821円集まっております。このうち職員分が183,500円となっております。

この義援金につきましては、鹿児島県共同募金会及び日本赤十字社鹿児島支部を通じ、各被災都道府県へ送金をいたしました。そのうち5万円につきましては、全国離島振興協議会を通じて、離島の被災地へ送金しております。

また、鹿児島郡町村会の離島振興協議会からも、十島村及び三島村から10万円ずつ。失礼しました。これは町村会からです。10万円ずつ、本村課長会から10万円の震災義援金を全国離島振興協議会を通じて送っております。

本年度の消防分団長会議につきましては、今年9日、本庁会議室及び一部TV会議で全7名の分団長が出席し開催いたしました。

本会議では、急患搬送時の遵守事項の確認をはじめ、災害発生時の対応、連絡体制や各島自主防災組織の活動状況等、消防団活動に関する各種課題について協議を行いました。

特に本村における自主防災組織につきましては、平成14年から16年にかけて全島で結成されましたが、実際の活動実績は各島で大きな温度差が生じておりました。実績のない組織も多々見受けられることから、本年9月1日の防災の日前後を目途に、TV会議システム等を活用した十島村自主防災組織合同研修会を実施する旨を確認しております。

また、台風災害等の有事の際をはじめ、本村の地域防災力向上のためには、消防団のみならず、各島自主防災組織の活動力も大変重要となっております。

今後は、それぞれの島の実情にあった防災組織のあり方や防災対策、避難経路等を構築するため、鹿児島県危機管理防災課等から専門員等を招へいし、地域ごとに自主防災組織研修会等を開催することにしております。

本年5月21日、フィリピン沖で発生した台風2号は、非常に強い勢力を保ちながら北上し、本村は同29日明け方に暴風域に入り、同日昼前に最接近となりました。

27日昼時点の中心気圧は920ヘクトパスカルと猛烈に強く、進路についても本村・奄美地方にかなり接近するとみられていたため、28日午後から職員2名を本庁に待機させまして、進路等について情報収集にあたりるとともに、防災無線等を活用し住民への警戒呼掛け等を行っております。

また、各島消防分団に対しても、大雨、暴風等の台風情報を随時提供するとともに、住民への警戒呼掛けや災害発生時の対応など、有事の際の備え等の強化を指示しました。

また、口之島地区において28日未明から降り続いた雨が、同日17時時点で総雨量300mmを超え土砂災害の危険性が高まったことや、土砂災害警戒情報が発令されたこともございまして、同日17時30分に十島村災害警戒本部を設置するとともに、同西之浜地区の3世帯9名に対し避難勧告を発令しました。

他の地区にも早期の自主避難を呼びかけ、結果的に避難した住民は、口之島で4世帯4名、中之島で1世帯2名、平島で1世帯1名、宝島で3世帯6名の合計9世帯13名となっております。

台風の被害状況につきましては、口之島で土砂災害が3箇所、学校施設の雨漏り1箇所、中之島で床下浸水2棟、土砂災害6箇所、電柱倒壊等に伴う集落内一時停電、設備不良による一時断水約25世帯、平島で集落内のガジュマル倒木、小中学校渡り廊下の屋根の飛散、諏訪之瀬島で学校窓ガラス、ブロック塀等の破損、悪石島で港待合所の窓ガラス破損、宝島で港入り口の道路のガードレール飛散等がそれぞれ発生しております。

この被害の復旧対策につきましては、村道及び林道の大規模災害分を補助災害で対応するため現在、鹿児島県を通じて協議を進めておりました。小規模災害分につきましては、一部を今回の補正予算に計上してございます。

65歳以上の高齢者を対象とした、「とからいきいき教室」の今年度の実施計画につきましては、4月14日、21日の2回に分けて、全島を対象にテレビ会議システムを利用して説明会を実施いたしました。今後、住民の理解と協力のもと介護予防事業を実施して参ります。

4月26日、27日、平成23年度レントゲン検診を特別航海便で実施し、肺がん、胃がん、子宮がん検診等を2日間で全島予定どおり実施をして、延べ538人が受診しております。

小規模多機能型居宅介護類似事業につきましては、4月19日中之島、5月10日の小宝島から5月26日の悪石島まで宝島を含めて、説明会を実施し、介護保険制度のしくみ、介護サービス事業の状況、宝島でのモデル事業について説明しております。

あわせて説明会場で介護保険制度に関するアンケートを実施しております。アンケート結果をみると、介護事業所の村内展開については、50%の方が全島展開、数か所の展開が21%と、住民は複数個所の展開を望んでいることになっております。この結果等については、別途協議会を設けていただき協議したいと思っております。

生活習慣病予防のため、実施している特定検診、あるいは特定保健指導は、5月10日の小宝島から始まり、6月14日の中之島まで、本年度の検診が終了しております。今後は、レントゲン検診、特定検診の結果をもって、保健指導を実施して参ります。

本年度の機能訓練事業につきましては、6月4日の小宝島を最初に実施しており、途中台風のため延期した島もありますが、全島実施の予定であります。

5月30日、県の地域振興推進事業における、医療体制整備・地域ケア体制整備検討会が、鹿児島地域振興局・十島村・三島村・日赤病院・鹿児島大学・県社会福祉協議会職員の参加もとで開催されまして、看護師研修、遠隔医療システム構築、ITカルテ導入、地域ケア体制の連携強化体制の構築について、協議検討がなされております。

保健・医療・福祉サービスの地域資源が限られ、財源・マンパワーも限られている両村であります。新たな方策が見出されればと思っております。

平成23年度は、高齢者福祉計画及び第5期介護保険事業計画の策定を行うことになっております。計画策定委員会を開催するにあたり、1号保険者、2号保険者から各1名の策定委員を7月に公募する予定にしております。

平成22年6月に委託契約しました、戸籍電算化の進捗状況であります。現在使用している775戸籍の移行、訂正作業を7月2日に完了し、戸籍総合システムが7月4日から稼働することになっております。

出張所での戸籍証明書の交付につきましては、法務局に事務改善手続きをして、平成24年1月までに発行ができるように進めております。

次に農産物の出荷状況であります。今年のパワの出荷につきましては、中之島と宝島から鹿児島青果市場へ出荷しており、出荷量約1,900kg、販売額が204万円で、昨年と比較して出荷量が238kgの減であります。販売額では8万6千円の増となっております。

亜熱帯気候という温暖な地域の特長を活かした露地栽培での早出しパワとして、青果市場では評価が高く他の産地との差別化が可能であり、基幹作物として有望ではありますけれども、生産農家の高齢化と後継者不足によって、農家戸数・出荷量ともに平成7年をピークに年々減少傾向にあります。

このため、I・Uターン者の定住促進等による新規就農者及び後継者の育成や労働力を補完する作業の共同化などの対策が必要と考えております。

平成22年のサンセベリアの出荷については、中之島・諏訪之瀬島・宝島から鹿児島園芸花市場と鹿児島花市場へ出荷しており、出荷量33,500本、販売額は590万円で、昨年と比較しまして、出荷量で2,200本の増、販売額で37万円の増となっております。

今年のパワの出荷につきましては、これからお盆までが最盛期となりますが、病気や1月の寒波による被害が大きかったことから生産量は大幅に減少するものと予想されまして、農業所得の減少を心配しているところであります。

サンセベリアにつきましても、パワ同様に生産者の高齢化・後継者不足が懸念されておまして、生産量・出荷額ともに減少傾向にあります。

このため、小型管理機やミニバックホーなどの導入により、農作業の軽減を図るとともに土壌消毒や堆肥などの散布による土壌改良を行い、生産量・売上額の増加を目指しております。

また、新規就農者への技術指導や苗の提供・農地の幹旋などを行い、若い農家の人材育成にも力を入れております。

今年のパワの出荷につきましては、諏訪之瀬島と悪石島から鹿児島中央青果と鹿児島青果へ出荷しております。

本年は、1月の寒波により、タケノコの成長が遅く、例年に比較して約1か月出荷が遅れておりまして、出荷期間も短くなりました。けれども出荷量6,000kg、販売額367万円で、昨年と比較し、出荷量で110kgの増、販売額で11万円の増となっております。過去最高の記録となりました。

1kg当りの単価も1,000円から1,200円と高値で取り引きされた日もございまして、早出し大名タケノコの評価が高いことが実証されております。

平成22年度の特設離島ふるさとおこし推進事業により、諏訪之瀬島及び悪石島の竹林で搬出道整備、竹林改良を実施しておりまして、出荷量の増加に繋がったものと評価しております。

今後、地域住民の生産体制の確立により、生産量及び出荷額の増加が大いに期待されるものであります。

次に中之島高尾地区農業経営近代化事業であります。耕作放棄地解消を図るために、建設機械や大型トラクター等の農業機械導入により、約3haを耕作可能農地へ転換し、現在、金柑・たんかん・天草の柑橘類の仮植、ショウガの植栽、牧草（ローズグラス）の種子散布を行っております。

平成23年度においては、平張り・ビニールハウスの設置を行ない、柑橘類・パレイショの定植を計画しております。また、11月以降にはショウガの収穫が始まります。

今後において、遊休農地の耕作可能農地への転換を進め、新規就農者の定着を促進するための基盤整備を含めた農業環境整備・技術指導などを積極的に推進したいと考えております。

水産振興につきましては、宝島に急速冷凍機を導入いたしました。これは本村の置かれた水産業にかかる条件不利を克服する切り札と考えております。

当面、飛び魚を中心に出荷し、生産性を向上させ、来年度以降、他の島にも施設を整備し、関係者の意欲と協働して本村における水産振興を図る第一歩としていきたいと考えております。

次に、畜産に係る子牛出荷であります。新年度になりこれまでに3回のセリ市が行われ、昨年同時期と比較しますと、出荷頭数で8頭減の122頭・販売額で7,807,000円増の37,213,000円・平均価格で79,000円増の305,000円となっております。子牛価格は安定しているように見えますが、宮崎で発生しました口蹄疫の終息宣言がありまして、県外購買者による子牛購入も落ち着いてきていることから価格抑制が目立ってきております。5月・6月のセリ市では、管内平均価格が下降傾向にあることが懸念されるところであります。

次に、港湾整備事業であります。東之浜港につきましては、泊地の浚渫工事が平成23年6月7日に完成をいたしております。これで、東之浜港整備事業の泊地部分はすべて整備が完了しました。

小宝島港につきましては、5月22日にケーソン据付が終了しており、台風2号の影響により一時作業中断がございましたが、概ね工程のとおり進捗しております。

また、同工事については、ケーソン据付を行うために必要な基礎捨石工が新たに必要となったため、平成23年3月30日に工事請負変更契約の締結について専決処分を行っております。

台風災害につきましては、5月28日から29日の台風2号につきましては先ほど申し上げたとおりでありますけれども、口之島と中之島で道路の法面の崩壊等が発生いたしました。

口之島については林道2路線、中之島においては村道1路線を公共災害復旧事業として申請を予定しております。

公共事業災害復旧事業の対象とならない箇所につきましては、単独災害復旧事業として今回の補正予算に計上いたしております。

繰越事業につきましては、村道の道路維持工事を口之島、諏訪之瀬島、宝島で実施することにしております。すでに発注を完了しておりまして7月末をもって完成予定であります。

農道の改良工事は口之島の橋ノ本地区で実施しておりますが、5月末に完成をしております。

また、悪石島における住民施工の旧林道大峰線舗装につきましても4月に完了しております。

林道舗装事業については、国からの内示通知が遅れていることから、7月の発注を予定しております。本年度についても林道口之島線、林道椎崎線の2路線の施工を予定しております。

地籍調査につきましては、国全体の予算額が前年比92%となり、鹿児島県への割当額においても前年比93%になったことに伴いまして、本村への割当額においても減額内示となりました。これによりまして、今議会で予算補正を行っております。事業箇所につきましては、中之島サツダ地区、落シ地区を計画いたしております。

簡易水道事業の平成22年度からの繰り越し事業は、平島水道施設改修工事と滅菌施設整備工事の

2件を発注いたしております。

滅菌器は比例注入式中之島に2基、口之島・宝島にそれぞれ1基計画しておりまして、7月末日までに完了する予定にしております。

また、水質検査業務と諏訪之瀬島・小宝島淡水化施設の保守点検業務、国庫補助事業である悪石島配水管布設工事に係る設計業務については委託業務として発注しております。

なお、本年度より水道料金を改定しております。村民の皆さまには出費多端の折、応分のご負担をお願いするところではありますが、今後の水道事業を円滑に進めるためにご理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

「フェリーとしま」の4月から5月の運航は、5月下旬の台風2号の影響を除き、概ね計画通りの運航をすることができました。

5月連休便の名瀬港2碇泊につきましても、利便性が向上するといった意見も寄せられていることから、7月15日出港便も月曜日が『海の日』の祝日であるため、名瀬港2碇泊便で運航する予定にしております。

地域公共交通活性化再生総合事業につきましても、昨年「十島村地域公共交通総合連携計画」に基づき、計画の実現を図るため、「定期船の名瀬便増便の実証運航」としまして、7月から11月にかけて毎月2航海の宝島便を名瀬便に変更した運航をいたしました。今年度は7月及び8月の水曜日出港便を除くすべての便を名瀬便に変更した運航を行うことにしております。

なお、実証運航の回数につきましても12航海予定されておりますので、9月以降も残回数を利用した運航を予定しております。

次に教育委員会関係についてご報告申し上げます。

3月23日、平成23年度教職員人事異動が発表されまして、本村では、期限付教員を含む35名の転出があり、代わって37名の教員が転入しております。その結果、教職員数は小学校で33名、中学校で29名の合計62名となっております。

また、本年度の学校構成は、5月1日現在で、小学校18学級で児童38名、中学校10学級で生徒20名、児童生徒数の合計では58名で、うち山海留学生は13名となっております。

これを昨年度の同時期と比較しますと、児童生徒数は59名から1名減、山海留学生は17名から4名減、教職員数は55名から7名増という状況になっております。

今年度の事業の実施状況でございますが、4月25日からの住民検診に合わせて、薬剤師3名を派遣して学校環境検査を全島で実施しております。

また、この特別ダイヤを利用しまして鹿児島教育事務所の所長以下3名が各学校の視察を行っております。

5月11日から14日まで小学校連合交流学习を実施しました。対象は5、6年生で5年生7名、6年生4名の合計11名が参加しております。

学習の内容は、12日は鹿児島市八幡小学校で終日、大規模校での体験交流、翌13日は、鹿児島環境未来館、鹿児島中央駅、NHK鹿児島放送局、鹿児島水族館などの施設見学をしております。

5月22日から26日まで、中学校2、3年生を対象に中学校連合修学旅行を実施しました。参加者は2年生7名、3年生8名の生徒合計15名、引率の先生方が9名の総勢24名で、長崎、福岡方面で視察研修しております。

小学校の連合交流学习事業、中学校連合修学旅行ともに台風1号、台風2号の影響が懸念されましたが、無事に当初計画どおり日程を終了しております。

鹿児島教育事務所の計画学校訪問が悪石島と平島で実施され、悪石島の学校訪問には県原田教育長も参加されております。

平成23年4月26日早朝、中之島高尾牧場のトカラ馬に雄の子馬が生まれました。母馬の「あずき」は平成20年3月に導入していますが、21年、22年、そして今回と毎年子馬が誕生しております。これで中之島高尾牧場のトカラ馬は雄13頭、雌5頭の18頭となっております。

以上、当面する村政の諸問題の推移等につきましても行政報告を申し上げましたが、本議会に上程しております議案につきましては、専決処分の承認を求めるもの3件、繰越明許費に係わるもの2件、権利の放棄に関するもの1件、村道路線の区域認定に関するもの1件、条例の改正に関するもの3件、予算補正に関するもの4件、辺地にかかる総合整備計画の変更に関するもの1件となっております。

それぞれの議案の説明につきましては、議案上程の折ご説明申し上げます。

何卒よろしくご審議のうえ議決していただきますようお願い申し上げまして、行政報告を終わります。

○議長（日高通君）

これで行政報告は終わりました。

会議途中であります、これより10分間休憩いたします。

2時5分になりましたら、お集まりください。

休憩 13時55分

再開 14時05分

○議長（日高通君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第6 一般質問

○議長（日高通君）

日程第6、一般質問を行います。

一般質問の第1回目の質問は登壇をして行ってください。

第2回目以降の質問及び執行部の答弁は自席から行ってください。

また質問の持ち時間は、一人当局答弁を含めず45分以内とし、一般質問に対する関連質問は許可しません。

それでは、通告の順番に発言を許可します。

永田和彦君。

○2番（永田和彦君）

一般質問にあたり、今回の東日本大震災の発生によりお亡くなりになられた方々のご冥福を心からお祈り申し上げると共に、8,000名を越える方々がいまだ行方不明であること、又、震災被害と原発事故により、多数の被災者の方々が避難生活を現在も強いられていることに、心よりお見舞い申し上げます。

原発事故が早期に終息し、避難されている皆さんが一日も早く通常の日常生活を取り戻されること、そして、今回の震災により、甚大な被害を被った地域が力強く復興することができるよう、日本国として最大限の努力がされることを心より望みます。

今こそ、日本国民としての底力を示すときだと思います。我々十島村民も自分ができることを考え実践していくことが必要だと考えます。私達も自らの生活を見つめなおすときだと思います。

今回の東日本大震災は、北海道南西沖地震、阪神大震災以上に私達国民の危機意識を強く呼び起こすことになったのは疑いようの無い事実です。

私達十島村議会においても、発生当日の発生時間に本議場において、3月議会の審議中でありました。その後テレビ放送により、津波が被災地域に押し寄せてくる映像を目の当たりにし、ことの甚大さを痛烈に感じさせられると共に、自然災害の前における人間の無力さを痛感したところです。

合わせて、こうした自然災害から住民の皆さんの生命財産を守るのが政治の最大の責任であると改

めて考えさせられました。そうしたことをふまえて、今回の一般質問を行います。

それでは通告書にしたがって、質問を行います。

まず1点目です。

3月11日の震災発生時の本村の対応と、各島の消防分団の活動について伺います。

役場本庁においては、議会開会中の午後3時30分ごろに、庁内内線電話により、私達も地震の発生を認識したところでした。地震の発生からおよそ40分経過後の、議会及び執行部への報告だったわけですが、この間の担当職員の対応及びその後の各島消防分団への情報伝達はどのように行われたのか、説明報告を求めます。

特に情報伝達については、今回のような津波を伴う地震の場合、より迅速性が求められるのはいまでもないことですが、どのような方法により、情報伝達がされるようになっているのか、合わせて伺います。

特に今回、Jアラート全国瞬時警報システムが稼動したのか、また村レベルでの防災無線がどのように運用活用されたのか、合わせて説明を求めます。

また各島の消防分団はどのような活動を行ったのか、具体的な説明報告を求めます。

2点目です。各島においての、住民の避難者数、避難場所の報告を求めます。

また、実際に避難された住民の皆さんの、安全確保は十分であったのか伺います。

特に小宝島においては、津波からの避難ということについては十分でも、健康面での安全確保ということについては不十分であったと言わざるを得ない避難状況であったと私は思っていますが、村長はどのように感じておられるか伺います。

私が小宝島住民の方から伺っている、具体的な状況を述べさせていただきます。

午後4時過ぎに指定されている避難場所に、まさに着の身着のまま大半の方たちが避難されたようです。3月の春の気配は感じさせる時期ではありましたが、まだまだ夕方は寒く、ましてや吹きさらしの風除けも何も無い場所に3時間近くも避難を強いられたお話をお聞きして、現状を改善しなければ本当の意味での住民の安全確保は果たされないと、私は感じています。

このような事例を踏まえて、村長として現時点で住民の安全確保は十分であると考えているのか伺います。

3点目です。

今回の震災被害を本村に当てはめて考えた場合の、現状の対策で十分であるのか、十分であると考えているのか伺います。

本村地域における今回のような大規模震災の発生確認について、発表されている数値を具体的に挙げてみたいと思います。

まず、今後30年以内に日本周辺で発生が予想されている大規模地震についてですが、現在もっとも心配されている静岡県沖を震源域とする東海地震で87%。紀伊半島南東沖を震源域とする東南海地震で60%。和歌山県沖から四国沖までを震源域とする南海地震で50%という数字がはじき出されています。

なかなか発生確率だけを聞いてもピンとはこないのが事実だと思います。

私達が通常の生活で遭遇するであろう地震以外の自然災害、事故、その他について、今後30年での発生確率について、いくつか事例を挙げてみます。

交通事故で負傷をする24%。交通事故で死亡0.2%。航空事故で死亡0.002%。がんで死亡6.8%、心疾患で死亡3.4%、空き巣被害3.4%となっています。

これらの発生確率を一概に比較するのは難しい部分もあるかと思いますが、決して地震の発生確率が楽観視できるものではないと思います。

こうした大規模地震が予測される中、本村の震災・津波に対する対策は十分であると考えますか。ソフト面・ハード面含めて、現状での課題等についてどのように考えているか伺います。

4点目です。

今後の災害対策について、現時点でどのように考えているのか具体的な考え方を伺います。

今回の震災に伴う津波対策として、特に小宝島におけるより安全な避難場所の確保というのは特に急ぐべき課題ではないでしょうか。現在の避難場所に指定されている場所については、海面からの高さの問題はクリアされているのか。高さがクリアされていたとしても、全く風雨をしのげる施設があるわけでもなく、ましてや現在の場所については、一部階段構造になっていることで、高齢者の方が

避難するには厳しい状態だと思えます。

現実に今回の避難の際に、そのことを理由に避難に難色を示された方がいらしたとも聞いています。

別な避難場所、避難経路の確保というものを、地元住民の方の意見をもとに、再度検討する必要があると思えますが、村長としてどのように考えますか。

また小宝島以外のそれぞれの島においても、避難場所、避難経路の再確認、問題箇所の洗い出しをする必要があると思えます。

例えば、各島の居住地域や、避難場所に指定されている場所の位置が、海拔何メートルになるのか、客観的な数値のもとに避難のあり方を考える機会にするべきではないでしょうか。

また、中之島においては、かねてより要望している、海岸の防潮扉の改修についても、これまで以上に県への働きかけを進めていただきたいと思います。

合わせて、各避難所について避難が長時間にわたる際の受け入れについても再度検討する必要があると思えます。

先日の中之島における大雨被害の際、地域によっては自主避難の指示がありました。コミュニティセンターに数名の住民の方が避難されていましたが、現在のコミュニティセンターには夜具等もありません。何らかの検討が必要だと思えます。

今後の災害防災対策について、具体的な説明を求めます。

5点目です。

緊急時の各島と役場及び役場職員との連絡体制について問題はないか伺います。

特に災害発生時に限らず、役場閉庁時の体制について伺います。今回の震災対応時に情報収集、情報伝達について問題はなかったのか。昨年の奄美大島における豪雨災害の際も、情報伝達について様々な問題が浮き彫りになったのは、決して対岸の火事で済まされる問題ではないと思えます。

特に本村の特質性を考えた場合、各島と本庁との確実な連絡網の確保というのは特に重要になると思えますが、その点についてどのように考えるか伺います。

以上5点について質問をいたします。これで、私の1回目の質問を終わります。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

只今の永田議員の一般質問に対して、お答えをいたします。

まず危機管理についてであります。3月11日の東日本大震災発生時の本村の対応、あわせて各島消防団の活動について、時系列にそって報告を求めるといことでございますが、東日本大震災につきましては、3月の11日14時46分ごろ三陸沖を震源として発生し、本村に対しましては、鹿児島気象台より同日の14時56分に津波注意報、15時30分に津波警報が発令されております。

本村は15時に各島への第一報としまして、地震の発生、津波注意報の発令のほか、海岸付近の状況報告について、まず消防分団長及び出張所に電話連絡を行いました。15時30分に津波注意報が津波警報に切り替えられたことに伴い、15時40分に防災行政無線により、地震発生や津波警報の発令、本村への津波到達時刻のほか、海岸線付近の住民は高波等に警戒する旨、住民に呼びかけを行いました。

当日は3月の定例議会中でありましたが、震災状況の把握、及び今後の対策等、災害対応に当たることから、15時37分に議会が中断され、副村長、総務課長及び関係職員の参集を命じ、今後の対応策について協議を行いました。

15時45分には、地震津波の状況を各課共有することと、村関係機関、出張所、消防団等への情報提供及び指示の伝達等の業務にあたるため、経済課及び住民課の職員を総務課に参集させました。

16時に各島消防分団長に対し、海岸の巡回や巡視、観光客の所在確認のほか、漁船等の避難や出漁中の船舶への連絡等にあたるよう指示をしております。

その後16時15分、住民に対し、津波警報が継続中であることや、津波の到達時刻・規模について、防災無線で再度周知を行ったこととともに、出張員、消防団員に対し、コミュニティセンター等に待機するように指示をしております。

その後、災害警戒本部の設置や、避難勧告の発令等の検討、準備等にあたるため、15時37分より中断しておりました本議会に、16時42分に出会いたしまして、16時43分に同議会は閉会されました。

16時55分に警報への切り替えや、他地域において海面上昇が確認されたこと等に伴い、十島村災害警戒本部を設置すると共に、村内全域に避難勧告を発令し、17時に防災行政無線により、住民に周知呼びかけを行いました。

その後、現地の状況や津波の到達状況、被害状況等の情報収集に当たると共に、今後の連絡体制や職員の配置等、警戒本部の体制作りを行っております。

地震、津波がある程度落ち着いてきたこと、また村内への大きな被害がないことなどから、今後の状況変化については、即時報告する旨を指示し、私は18時15分に退庁をしております。私の退庁後情報収集や現地への指示等に当たっていた副村長は19時に退庁し、総務課長も現地の状況、津波の到達具合、及び退庁後の連絡体制を確認した上で、19時30分に退庁をしております。

22時には消防分団から現地の様子や避難者数等の警告を受け、想定されたような潮位変動が発生しないことや、避難住民の大半が帰宅したことをはじめ、気象庁が発表した本村への津波到達時刻17時10分を5時間近く経過したことや、他市町村においても避難勧告を解除したとの情報が得られたことから、十島村災害対策本部の設置は継続した上で、22時00分村内全域に発令していた避難勧告を解除し、各島消防分団、出張員等に電話連絡を行い、翌朝防災無線により住民に周知を行いました。

これより先、高台に避難していた小宝島地区住民を避難所から20時前に津波の心配が一定化したため、帰宅させております。

12日につきましては、8時に消防分団を通して、各島の被害状況の調査、確認を行うと共に、15時00分には本村への津波警報が継続中の旨防災無線で住民に周知を行っております。

その後20時20分に奄美諸島、トカラ列島への津波警報が注意報へ切り替えられたため、それに伴い20時30分に十島村災害警戒本部を解除し、各島消防分団、出張員に連絡を行うと共に、防災無線で住民に周知を行っております。

翌日の13日、7時30分に、奄美諸島、トカラ列島への津波注意報が解除されました。8時0分に各島消防分団、出張員への連絡のほか、防災無線による住民への周知を行うとともに、一部避難者の帰宅、本村への被害の恐れがなくなったこと等を確認し、地震発生時より指示しておりました総務課職員の待機も合わせて解除をしております。

各島において、避難住民数、避難場所の報告、また、住民の安全確保は充分に行われたかというご質問ですが、津波警報及び地震の関係で避難された住民数につきましては、口之島で14名、中之島で児童生徒を含む31名、小宝島で33名、宝島でキャンプ場に宿泊していた観光客9名、合計87名がそれぞれ避難を行っております。

避難場所につきましては、口之島は潮見峠付近の高台、中之島は小中学校体育館、小宝島は住民センター及び津波対策避難場所、宝島は高齢者コミュニティセンターにそれぞれ避難されたと聞いております。

住民の安全確保につきましては、早めの情報提供や避難の呼びかけ、消防団による警戒パトロールや団員への待機指示等を徹底したことにより、必要かつ適切な対策を講じることができたと認識をしております。

しかしながら、自然災害というものはいつでもどこでさらに規模等は誰も予測し得ないものでありまして、今回の大震災は未曾有の震災、想定外の震災と言われておりますが、本村も四方を海に囲まれた地域であり、特に津波対策が今後の大きな課題と思っております。

防災の専門機関等の意見を踏まえながら、また住民の防災意識を高める防災訓練を徹底させ、より敏速かつ適切に住民の安全確保が図られるよう、努めなければならないと考えております。

3つ目に今回の震災被害を本村に当てはめた場合、現状の対策（ソフト・ハード面）で充分であるかという点でございますが、3月11日に発生した東日本大震災は、日本の観測史上最大のマグニチュード9.0を記録し、余震、津波被害等も合わせて、東北地方に壊滅的な被害をもたらせたことは周知の通りで、これまで想定されていた地震や津波のレベルをはるかに超えた、未曾有の大震災であったと認識をしております。

現在、総務省では地域防災計画等を、また国土交通省では災害対策等の指針を、本年度中に出すとしております。本村におきましても、これら指針等をもとに、地域防災計画の見直しは勿論のこと、消防団、自主防災組織の地域防災力強化をはじめ、ハード面におきましても、必要な対策、施策、施設整備を検討し、地震、火山等のみならず、津波等に対する災害対策の強化に速やかに取り組まな

ればならないと考えております。

また十島村防災計画の改訂につきましては、災害予防、情報伝達、避難、災害復旧等の項目に関する対応計画だけでなく、各島消防分団や自主防災組織等、住民の意見をもとに災害別の避難計画等を示した各島各地域の実情に即した防災計画を作成するため、村内関係機関との協議を早急に進めなければならないと考えております。

今後の災害対策についての、現時点でどのように考えているか、具体的な説明を求める。特に小宝島における津波対策について、ということではありますが、今後の災害防災対策につきましては、災害場所や避難道路等のハード面の整備、強化は勿論のこと、災害種類ごとの避難計画の確立や、要援護者の把握、早期避難の実施等、自主防災組織や消防分団等を通して、住民の防災に対する意識の向上や地域防災力の強化を図らなければならないと認識しております。

そのほか可能な限り、早い時期に十島村地域防災計画の改訂並びに各島の避難場所、避難経路等を集約した、各島ごとの防災マップの作成及び住民に配布を行いたいと考えております。

防災マップにつきましては、平成17年に火山対策編として、中之島、諏訪之瀬島分を作成しておりますが、今回の大震災を踏まえ、新たに津波対策に関わる防災情報も集約した防災マップの必要性が重要視されております。先の消防分団長会議においても、各分団長と意見交換を行いました。避難場所や避難経路の選定等、消防分団自主防災組織と連携等数多くの課題がございます。地域の実情に即した防災マップの作成に努めたいと思っております。

小宝島における津波対策施設については、平成14年度特定離島ふるさとおこし推進事業において、海拔25m程度の現在の位置に仮の避難場所として整備をしたものであります。

この場所は今回の住民避難時においても活用されましたが、夜間や降水時等の利用については体力的にも高齢者及び子ども達の長時間避難は限界があると認識しております。

先の消防分団長会議において、地元消防分団長に対し、屋上等の設置方向性について地元の意見集約を求めています。

また、本施設の整備箇所につきましては、整備当時地域住民の協議において、現在の位置に整備することで決定しておりますが、今回の東日本大震災のように、より大規模な津波が発生した際には、海拔の高さが足りない、十分な安全が確保できない恐れがあります。新たな避難場所の確保、整備につきましては、平成19年度に農村総合整備事業を活用して、同島の山頂付近に避難場所を整備する計画でありましたが、しかし協議において、土地事情により避難用の道路の確保が困難となり、計画を断念した経緯があります。

現在の避難所より高い地点の避難場所は、19年度当時計画された地点しか適地は見あたりません。同島における避難場所が必要な施設であるということはいまでもありませんが、これからも避難場所整備用地の確保等について、地元との協議を進めていきたいと考えております。

緊急時（災害発生時に限らず、特に閉庁時）の各島と役場及び職員との連携体制について、問題はないかということですが、各島等と役場、及び職員との連絡体制につきましては、閉庁時等に備え、防災係をはじめ各課職員の携帯電話及び自宅電話番号を記載した連絡先一覧表を各島出張所や診療所等にも配布しております。

また役場内においても、各課をはじめ宿直者にそれぞれ配布し、緊急時の連絡体制をとっております。なお、休日や夜間に急患搬送等の緊急事態が発生した際は、現地より連絡を受けた宿直者が直接防災係や関係職員等に電話連絡を行い、連絡を受けた職員は早期に参集する体制をとっております。ただ、事案によっては職員が、直接自宅あるいは出勤途中から現地や宿直者に指示を出し対応することもあります。

緊急時災害での初動体制の重要性は十分に認識しております。電話で指示を出す、また、電話で指示を受ける。中には7地区が対象と言う事態になれば、連絡体制が混乱するケースもありますが、今後においても更なる検証を重ねながら、村民の生命の重視を最重要課題対策として、危機管理に取り組んでいきたいと思っております。

以上で、回答といたします。

○議長（日高通君）

永田和彦君。

○2番（永田和彦君）

只今の答弁で、だいたい点については理解しました。いくつかちょっと質問をさせていただきます。

まず、今回の震災の際の、以前村のほうの防災無線の中でJアラート、全国瞬時警報システム、そういうものが稼動した事例も地震の際にあったと思うんですけど、今回の震災の際はその点、Jアラートの方が稼動したのかどうだったのか、一点。

それから例えば、その今現在で各島の例えばその避難場所ですね、避難場所に指定されている場所の海拔高度、そういったものを実際過去に調査をしたことがあるのかどうなのか。特に海岸部付近の集落が多い中之島など特に海岸集落に結構住まれている方がいらっしゃるんですが、そういった方々の安全面を考えたときに、実際今生活されている位置がどれぐらいの位置に位置している、それを客観的に考えたときに、やはりこういった津波災害等については指示に従っていただいて、早急に避難していただくようにということで、事前にそういったことをやはり防災マップ等で示して、住民にもちゃんと知らせておく必要があると思うんですけども、過去にそういったことをしたことがあるのか。無ければ、今後またそういったことも合わせて調査をしていって欲しいなと思うんですが、その点について対応はどのように考えているのか伺います。

それと、小宝島の避難場所につきましては、現時点の場所では十分ではないというふうに村の方も思っておられると言う部分は了解しました。私も実際そう思っています。特に前、所管事務で小宝島に伺った際、小宝島での議会の開催の時もそうでしたが、やはり避難場所までの道路の傾斜がきついという部分で、どうしても構造的に階段にせざるを得なかったと言う事情は分かりますけれども、やはりそういった部分で高齢者の方にとっては、かなり避難しにくい場所だというふうに、今回の震災の際も島の方からも伺っています。何らかの対応策を出来るだけ早い段階で地元との協議の上で又考えていただきたいと、そのように思います。

それと、基本的にはその役場と地元と各島との連絡体制という部分については、村長の説明で分かるんですが、具体的に、例えばその通信機器等について不具合が発生したりとか、例えば携帯についても台風、大雨被害とかそういった場合に、基地局が落雷等によって機能しなくなったりとか、いろんな状況が、最悪の状況がいろんな面で想定されると思います。やはり、そういった災害については、最悪の状況を想定した中での、いろんなそういう情報、通信連絡網、そういったものの整備を考える必要があると思うんですが、今後例えば、奄美大島の豪雨災害の後に衛星電話等の整備等、そういったものを行っているようです。

本村においても、そういったものを一部参考にしながら、今後の課題として検討していくことが必要ではないかと思うんですが、その点について伺います。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

まず、あの第一点目の、全国からの通報ですけれども、今のところはなかなか通じていないということです。これはやっぱり、距離的な問題もあるのかなと思っております。

それから、避難場所の実態の調査でありますけれども、過去におそらくその今みたいな津波等を考えて調査したことはないと思っております。

過去については、地震それから噴火、それから台風、そういうものが本村の主な災害のものでありまして、この津波については今回の東日本の状況を見て、皆さん、我々含めて何とかしないとこれはいけないと、そういうふうになってきているわけで、過去にはそうしたことはやっておりません。

これから先も申し上げましたように、いろいろな問題等がありますので、これは十分検討を加えて、しっかりした安全対策を図らなければいけない、そういうふうに思っております。

それから、小宝島の避難場所の選定ですけれども、先程も申し上げましたように、地元と十分協議をして、過去に計画した、そこで無ければ出来ないのか、どうなのか、新たなまた考え方があるのか。地元との協議が必要であろうと、そういうふうに思っております。

それから、職員のその連絡体制ですけれども、これは奄美の例をとれば確かにその我々職員同士の携帯電話が悪いんじゃないなくて、もとが悪くて、ああいうことになったわけですので、そこらあたりについては、本村の場合はほとんどがドコモですので、そこらと十分連携を取っておかないといけない。その他の方法等も考えておかなければいけない。そういうふうに思っております。

とにかく、防災の関係については、今までと違った見方が東日本の津波で随分出てきておりますので、そこらを十分に検討して対策をとる必要があると、そういうふうに思っております。

それからその安全対策の面では、この連絡の仕方は衛星の電話があるんだそうですので、そこらも

ふまえて、きちんとしたものを作っていかなければいけない、そういうふうに考えております。

○議長（日高通君）

2番、永田和彦君。

○2番（永田和彦君）

職員と地元との連絡体制という部分で、先日一部住民の中から、直接私が伺った部分なんですが、ちょうどその時が連休かなんかで、ちょうど閉庁時だったということで、直接携帯電話に住民の方がされた。

一般の住民の方ではなくて、やはり島でもいろんな面で責任ある立場にある方が電話をされている。そういった中で、何度か電話を直接かけて、携帯電話にも着信履歴は残っているはずなんだけれども、全く連絡を折り返しもらえなかった。

実際災害ではなかったんですけど、非常に緊急を要するという案件だった。そういった中で、私の携帯だというのもわかっているはずだと。相手は。そういった中で全く連絡がつかないという状況があった。非常に残念であったし、そういった部分での災害時以外での危機管理。実際その事案を聞くと、本当に住民生活に直結する部分での事案であったと私も思っています。

そういった中で、住民というか地元と職員の方との連絡がなかなかつかないという事実があったようです。

そういったことはやはり現場でおきていること、電話でしかなかなか連絡がとれないという中ではやはりそういった部分、閉庁時、閉庁日であったりすると、人間としてそういった部分もわからないではないところもありますけど、やはりそういった部分の連絡体制、こまめにとるように再度指導をしていただきたいと思います。

以上最後に一言お願いを申し上げて、以上で私の一般質問を終わります。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

職員個人が出ない場合もあるかもしれません。

しかし、他の対策があるわけですので、もしその職員にかけてダメなときは、そうした方法で役場にも当直、宿直もおるし、日直もおるわけですので、そういうような体制でお互いに連携をしながらやっていく努力をお願いしたいと、そういうふうに思います。

○議長（日高通君）

これで、永田和彦君の一般質問を終わります。

会議途中であります。これより10分間休憩いたします。

3時にお集まりください。

休憩	14時50分
再開	15時00分

○議長（日高通君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、日高助廣君に発言を許可します。

○1番（日高助廣君）

平成23年第2回定例会において、報告の通り順次質問を行います。

質問内容の一部が先程の村長の行政報告と重複しますが、ご了承をお願いします。

冒頭3月の東日本大震災において、犠牲になられました多くの皆様のご冥福をお祈り申し上げます。甚大な被害にあわれました皆様方にお見舞いを申し上げ、一日も早い復興を願っております。

「負けるな東北、頑張れ東北」と、エールを送ります。

それでは、質問に入ります。

はじめに、今年度の重点事業の人口激減対策事業について質問を行います。

新年度予算において、空家利活用、就業者支援事業に多くの予算計上がみられますが、計画受け入れ人口を何名ほど見込んでいるのか伺います。

計画的な受け入れがないと、地元受け入れ、財政面においても、大変厳しいと考えております。

人口が現在600人に減少しました現状において、人口対策は定住促進と合わせて重要な課題であると受け止めております。

現状で推移しますと、急激な人口減少が起きることは言うまでもありません。

昨年度より継続中の就業者支援事業及び人材育成事業において、地域において就業支援人材育成等について、問題点等がないか伺います。合わせて、東日本震災の被災者の受け入れ対策はないか伺います。

空家利活用事業の進捗状況についても伺います。

次に22年度より、IUターン者が増加傾向にありますが、いつまでも安心して生活ができる環境整備が必要であります。IUターン者の追跡調査が必要であります。

アンケート調査、職員が地域に出向き、面談等、現状把握等が大事であると思っております。

地域と行政が認識の相違がないよう、連携を取り合い、推進しなければ定住促進は図れないと考えます。IUターン者に、地域の一員として地域おこしの一躍を担ってもらいたいと思っておりますが、現状把握等の追跡調査は行っているのか伺います。

次に、夏期の職員の勤務時間の見直しと、節電対策について伺います。

地球温暖化、震災等の影響で、電力不足が発生し、節電が社会現象になっておりますが、本村においても本庁舎等において、昼食時間の消灯、空調の温度設定等、節電に取り組んではおりますが、職員の能力の向上、一層の節電対策としまして、7月、8月の2ヶ月間、一時間程度繰上勤務が望ましいと思うが、本村の節電計画、勤務時間の見直しについて、村長の見解を伺います。

次に公共施設、防犯灯等のLED照明の利用で、電気料金の削減、CO2の削減等、大きな効果が見込まれるが、LED照明の利用促進について、どのように認識しているか伺いたい。

次に、村長の政治姿勢、出处進退につきまして伺います。

平成12年、村長に就任し、3期12年の最終年度を迎えましたが、自らの描いた本村の振興対策は、実行推進出来たか率直な考えを伺いたい。

また新年度に入り、既に3ヶ月が過ぎようとしておりますが、本村のトップリーダーとしまして行政運営にあたるわけであります。新年度に向けての抱負を伺いたい。

次に現在の社会情勢の中において、本村の三役の退職手当が時代にそぐわないと思われるが、どのように捉えているのか伺います。

自主財源が1割、依存財源が9割の財政状況の本村において、高い比率を占めております。減額することが妥当と考えております。

私ども地方議員においても、議員年金も廃止となり、身を削っておるところであります。景気回復が見込めない不透明な時代の今日であります。

村長、私は人一倍郷土愛の強いあなたであると信じております。

自己財源の乏しい本村において、本村の将来を案じる考えがあるのであれば、自ら身を切る思いはないのか、率直に伺います。

最後に、村長は3期目就任時、今期を集大成の任期と考えていると明言をいたしました。今期限りで勇退すると理解してよろしいか伺います。

村長の前向きで、率直な答弁を願ひまして、一回目の質問を終わります。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

日高助廣議員の一般質問についてお答えをいたします。

まず、人口激減対策事業についてであります。

新年度予算で、人口激減対策事業として、空家利活用、就業者支援事業の多くの予算計上が見られるが、受け入れ人口を何名ほど試算しているのか。また、就業者支援事業及び、人材育成事業において問題点はないか。東日本震災の被災者の受け入れ対策はないか。空家利活用事業の進捗状況は。とい

うことですが、まず、空家利活用事業に関することから申し上げますけれども、条例が昨年の10月1日、施行されまして、所有者との契約、そして改修工事を行っているところですが、平成22年度における空家改修事業については、整備した住宅の入居者数は、IUターン者2名、中之島でございます。それから入居手続き中が1名。宝島となっております。

平成23年度に16件程度の空き家の改修を考えておりますので、全て入居した場合の人口増は、最低でも16名と言うことになり、家族連れで入居した場合はまだ増えることになろうかと思っております。

村はご承知の通り人口の激減対策として、就業者の支援制度を昨年からは開始しておりますが、これは転入者から定住しても仕事がない、あるいは生活ができない。何をしても良いか分からない。というような意見も受けておまして、新規転入者の受け入れに、転入から当分の間、生活支援制度を設けたら、定住化に繋がるのではなかろうかということから、就業者育成事業奨励金交付制度を設けたところであります。

この制度は、奨励金の交付にあわせ、住民が現在取り組んでいる産業に、新規転入者を就業させることによって、住民と転入者に共通課題が出来ると共に、既存産業の更なる振興、そして後継者育成も兼ねることを目的としております。

制度開始から1年足らずの中にあつて、課題も多々ありますが、課題採決には住民の意見も取り入れながら、制度拡充を図ってまいります。

また東日本震災の被災者を受け入れる対策については、様々な支援制度や免除制度を設け、受け入れ実施している自治体もあるようであります。本村においては、財政面等において、考慮しなければいけない面もあります。

先程述べましたように、前年度から始まっている、就業者育成奨励金交付事業において、2年間の奨励金支援制度や空家利活用事業における転入者に対する2年間の家賃免除制度、また遊休農地対策事業における貸付料の減免制度等を有効的に活用することも可能であります。

他の自治体等が受け入れ態勢や支援体制をどのようなかたちで取り扱っているのかについて、調査してみたいと思っております。状況が許すようであれば、庁内で協議して結論を出したいと考えております。

次に22年度より、IUターン者が増加傾向にあるが、いつまでも安心して生活出来る環境整備が必要である。IUターン者の追跡調査を行い、若者の意見が反映される政策が不可欠である。追跡調査は実施しているか。と言うことですが、本村の最近のIUターン、Uターン者の動向を見ますと、過去4年間、平成19年から22年で、72名程度の実績があります。22年度においては26人の転入がありました。この4年間の定着率を数字で表しますと、72人中56人が現在も定住しておまして、78%と高い数字になっております。うち、22年度の転入者が約半数を占めておまして、一概に定着とは判断が難しいところでもあります。

環境整備においては、IUターン者については、村営住宅への住居がほとんどでありまして、住宅建設は平成21年度以降建設しておりません。追跡調査等は実施していませんが、転入後は定住促進生活資金や住宅環境医療福祉について、直接の問い合わせや住民からの情報を得て対応しております。

定住促進については、平成13年条例設置以降、状況変化に合わせて随時改正を行い、定住者の定着を図っているところであります。

そのほか、平成22年6月に要綱を設置した十島村就業者育成事業奨励金につきましては、自立を目的とする就業者の定着をはかり、地域産業の振興を推進するものでありまして、現在5名の認定者就業をしています。

また、島興し人材育成事業では、NPO委託で5名のIUターン者が村内で活動しております。しかし、定住対策は状況に応じて改正等をしてはおりますけれども、定住の本質はいかに地域に溶け込み、生活、仕事が両立するためには本人の強い意志が重要であります。

最近、IUターン者等の島での生活が県外でテレビ放映されているようでありまして、その週明けから定住についての問い合わせが16件ありました。放送の中身については不明であります。主な質問はやはり仕事と住宅であります。仕事については斡旋を希望する場合が多かったようであります。

そうした問い合わせについて、住宅環境、生活資金助成、仕事や就業情報など、各課にわたるものでありまして、各課の連携強化も必要と思っております。

定住対策について、今後も状況に応じ、対応しなければなりません。転入にあたっては、村の生活環境の実状、島での生活実状など、十分に説明をし、また転入後は定住者の率直な意見を聞いて、定住対策に活かすアンケート調査も必要であると考えますので、実施について具体的に検討いたしました。

いと思います。

次に夏場の勤務時間の見直しと節電であります。

地域温暖化、震災後の電力不足により、節電が社会問題になっているが、本村においても職員の効率の向上、節電対策として、夏期の繰り上げ勤務を実施したらどうかという提言であります。本村は環境省が進める地球温暖化防止と省エネルギー化推進の方針をもとに、平成18年度から夏場のクールビズ、冬場のウォームビズ対策に取り組み、節電意識は既に職員間でも定着化しているところがあります。

クールビズにつきましては、ご承知の通り、室内冷房設定温度を可能な限り28度とし、職員の執務服はノー上着、ノーネクタイの軽装化、執務時間外の庁舎内電灯の消灯、未使用電灯電源の節電等、こまめな節電対策を行っておりまして、先の行政報告でも申し上げましたとおり、本年も先月第2週から本年10月末まで取り組むことにしているところであります。

そのような中で、3月11日発生の東日本大震災で、東京電力福島原子力発電所が使用不能という大事故を起こしたのをきっかけに、国内の原子力発電所が軒並み稼働停止、あるいは稼働見合わせの影響により、大幅な電力不足が懸念されておりまして、各電力会社は企業、官公庁及び一般家庭への更なる節電強化を呼びかけております。

このような状況を受けて、本村も職員に対し、さらなる節電対策強化のアイデアを求めています。職員からの意見が出揃い次第に、本庁並びに村内公共施設の節電強化に取り組みたいと思っております。

そこで質問の夏場の一時間程度の時差出勤であります。時差出勤を実施したらとのことについては、基本的には現在の社会情勢を考えると、方向性として検討の余地は十分にあると思っております。

企業や官公庁の一部において、地球温暖化や節電対策としてサマータイムの導入やフレックスタイムの導入に既に取り組んでいるところもあると聞いて、聞き及んでおります。ただ、本村がこのような措置をとった場合に、本庁が村内にないことによる地域住民の理解度の問題、また定期船の運航関連、急患体制等々の諸事情からしても、多くの課題が想定されますので、十分な検討が必要と思いません。

次に公共施設、防犯灯等のLED照明の利用で電気料金の削減、CO2の削減等、大きな効果が見込まれるが、LED照明の利用促進についてどのように捉えているかということではありますが、消費電力の節約と二酸化炭素削減等で国内企業等の間でLED照明への設置需要が、ここ数年前より増加していることは承知しております。

また、先に述べましたように、東日本大震災の影響で国民的節電志向が強まり、県内でも検討を進めている企業や自治体があるようでもあります。

本村におきましても、ある企業から提案がありまして、現在の本庁設置蛍光灯からLEDに替えた場合、機器のみで約350万円程度の概算事業費が試算されております。

現在これに設置費を加えた総事業費での再提案を求めているところであります。このLED蛍光灯の商品単価につきましては、直管型蛍光灯の約2.3倍程度となりますが、消費電力は2分の1、機器寿命約5倍と言われております。初期投資は高額となりますが、今後の節電対策の大きな柱になりうると思っております。本村の財源状況を見極めながら、前向きに進めていきたいと考えております。

次に、村長の政治姿勢、出处進退についてであります。

平成12年村長に就任し、3期12年の最終年度を迎えたが、自らの思い描いた本村の振興対策は実行できたか伺う。任期最終年度に向けての抱負を伺う。ということではありますが、早いもので、11年目が終わり、12年目になりました。

私が思い描いた村の振興策については、一口で申し上げますと、離島と言うハンディを少しでも減少させることでありまして、本土との格差を縮めることでありました。これは、従来おられた村長達もこれをやはり望んでおったことは事実であろうと思っております。

特に本村の場合は定期船が唯一の交通手段であります。

それから医師が常駐していない。それからいろいろありますけれども、港湾整備が進んでいない。他に産業振興等のものが進んでいない。これらをクリアすることが、そもそも村の振興策であろうと。そういうふうに思っております。

平成12年の当時、私が就任と一緒に今のフェリーが就航しまして、最初は大きな赤字を抱えているために船員、乗組員を13名程度で良からうというようなことで、就航させた経緯があります。こ

れは、船を造るときに、今後の十島村の交通対策ということで、いろいろな人たちを集めて協議して造った船であります。その乗組員の13名体制については、私はちょっとやはり考え方が甘かったのかなと思っておりませんが、そのハンディが非常に強くあったわけで、定期船のこの就航につきましては、当初から週3便体制ということで、しかも乗組員を13名でやると、こういうようなことで大変奮闘してきた事実があります。

中でも週3便をクリアするには、先も申し上げましたが、赤字をどうして解消するのかと言う問題等と、そういうようなことで、やった結果は結局乗組員の労務管理の挫折でありました。これをどうするかと。航路の形態や乗組員の増員など、試行錯誤を繰り返しながら、九州運輸局鹿児島支局との1年余りに渡る努力をしてきました。

なかなかこれは当時はその国の金のことも今と違って、この、今は国会議員の先生方がちょっと強いんですけど、昔はどうも官庁が強くて、なかなか言うことを聞いてくれない。そういう時代で、その運輸局の支局長ともだいぶやりとりをした経緯があります。

そういうようなことで、皆さんも覚えている方もいると思いますけど、船の運航体制を直帰直行にしてみたり、あるいは、なんて言いますか、時間をいろいろクリアしてみたり、いろんな方策を考えた結果が、現在の状況になってきていると。そこで結果としては、13名の乗組員を労務管理の関係で18名、それから交代要員を9名、このうちには運輸局が職員を採用してはダメですということで、臨時職員を5名ということで、現状になっているわけで、航海数も従って2便と。その代わり臨時便を年間12便許可しましょうと。こういうようなことで、私達が叫び続けてきた離島航路の1日1便には程遠い本意ではありましたが、現状維持に収まってきていると。補助航路という厳しい現実にさいなまれてきて、これが当初の計画通りいかなかったことで、回顧しております。

良かったのか悪かったのか分かりませんが、とにかく我々が計画したものにならなかったことが、ちょっと残念に思っておりますけれども、これは航路補助と言う大きな資金が横たわっておった関係で、これは本当やむをえない手段なのかなと思っております。

それから、小泉内閣の構造改革が始まりまして、三位一体の改革ということで、地方財政が逼迫して参りました。公共事業の削減をはじめ、地方債の制限は、私にとっては本当ちょっと不幸な村長就任だったのかなと、そんなふうに思っております。前任村長までは、村の予算についても、地方交付税にしても、当時は財政上そんなに逼迫した状況ではなかったと、私は感じておりますが、三位一体改革以後は、どこまでも地方債はそれまでは地方債も「使え、使え」とやってきたものが、三位一体改革以後はそれが制限されるような、公共事業も縮小せざるを得なくなった。その影響で、東之浜及び小宝島港、元浦港の整備の遅れにも繋がっていると、そういうふうに思っております。

加えて、公債費の比率の上昇によりまして、その償還等に大変こう繰上流用をしたりということで、本当は事業費あたりに使わなければいけなかった財政が、そういう償還的なものになってきた。しかし今考えれば、それが償還がある程度進んでおりますので、随分村の借金は減ったと。これは大きな成果だと思っております。

それから、医療・福祉・介護の問題につきましても、当初は赤十字病院から医師を巡回訪診方式でやっておりましたが、医師の中之島常駐がありまして、これも私は医務課長と随分喧嘩もしました。失礼なことも言いましたが、言われ方もしました。「村は自分達で医師を探しているのか」と。「村が医師を探せないから、あなたたちにしているんでしょう。」と。「そういうことを最初から言えば、こっちも一生懸命やりますよ」と。「だけど、県ができないものが、どうして市町村で出来るんですか」ということで、そういうトラブルもありましたけれども、自治医大から派遣している日赤の医師を、最初は硫黄島に一人常駐させる。そして次の年に十島村に常駐させる。こういうことで、ご承知の通り中之島に常駐して、諏訪之瀬島、平島、口之島を担当してもらっておりますけれども、県のほうでは常駐だと言いますが、私に言わせれば常駐ではないと。もっと県や国は考えてもらわないと、離島の状況は変わりはありませんよということを申し上げております。

特に離島に行ってくれる医師がいないので、本当に県も今苦慮しているということになっております。

こうした現状の中で、本村における医療・福祉のあり方研究会等が出来まして、この報告書で県や国の見方も随分変わってきています。

また近年になって、防災行政無線の設置や、ブロードバンドの設置に伴いまして、島と直接テレビ会議や島の人たちがインターネットの接続等によって、12年前に比べると、随分と本土との距離も縮

まったく私は考えております。

七つの島を抱えている本村は、他の自治体に比べますと、自治体運営や財源の配分など、非常に非効率であるという一面を抱えておまして、大変もどかしいものを感じますけれども、おかげさまで職員ともども協力し合って、現在があるんだと、私はそう思っております。

それから、産業振興等につきましての、産業振興だけじゃなくて、住民の生活に要するハード的、ソフト的なものについてもですが、これは県の特定離島ふるさとおこし推進事業、これのおかげで本村は本当に助かっていると言って過言ではないと。

そのために私が就任してからずっと、これだけは絶対に減額しないで欲しいと、そういうことで機会あるごとに申し上げてきておりますが、知事もそれらを含んでいただいて、現在も変わらない振興資金を貰っているということになろうかと思えます。

任期までの抱負でありますけれども、冒頭申し上げましたように、本土との格差是正には、まだまだたくさん課題がございますが、県や国へ訴えて、少しでも縮小できる努力をしてまいりたい。人口対策についてもしかりでありまして、村の力だけでは限度がございます。県や国の支援が必要だと考えております。

ちなみに、先程も行政報告で申し上げましたが、ご承知の通りその離島のガソリンの価格でありますけれども、この離島に格差を是正をしようと言ったのは、一昨年でしたっけ。油の高騰、こういうものがあって、全国離島協議会でこういう物資の格差があるじゃないかということで、さかんに提言をして参りました。それが功を奏して、最初は揮発油税の税を廃止してほしいと、こういうことを取り組んだわけでしたけど、税はやはり日本国全体で共通したものでないと、離島だけの減税と言うのはおかしいということで、その各地域差で本村は15円の10を減額すると、こういうことになってきております。

これから私はいろいろ申し上げておりますが、船の運賃の格差、これも何とかしてほしいということで、今そういう問題に取り組んでおります。この間も全国離島の総会があって、代議士さんもだいぶ来て、いろいろ語ることでしたけれども、JR並みに運賃もすべきだと。どうも不都合じゃないかと。離島の船運賃と本土のJRの運賃がだいぶ差があります。それをJR並みにすべきではないのかと言う意見等も出しておりますが、そういう小さなもの等から、やはり努めて格差を是正していきたい。そういうふうに思っております。

それから、今申し上げたような行動につきましては、ただひとつの村では出来ません。やはり、皆が全国の離島という大きな組織を持っているために、そういうことで言っていると、やはり大きな力が出てくる。

今おかげさまで、民主党の政権の中で、民主党、自民党、公明党、この3つがそれぞれ名称が違いますけれども、離島振興議員連盟とか、離島を振興させる会とか、こういうものを今作ってきておまして、その方々が一生懸命になってくれる、この力というものは本当に素晴らしいものがあると思えますが、今実際にそのいろいろな課題を抱えながら、それがどこまでいってもらえるのか、これがこれからの大きな課題であろうと、そういうふうに思っておりますが、一生懸命頑張って参りたいと思っております。皆さんもご協力をひとつよろしくお願いを申し上げます。

それから、次の現在の社会情勢の中において、三役（村長、副村長、教育長）の退職手当が時代にそぐわないと思われるが、どのように捉えているのか。自己財源の乏しい本村において、自ら身を切る思いはないのかと伺う。と申すことですが、退職手当というやつは、社会通念上、公務員及び会社員が職を引いたあとに受け取る権利を有する一定のお金であって、これは法令に基づくものでありまして、村の単独事業ではありません。ハッキリ申し上げまして、世の中が変わったから、退職金を貰うのが時代にそぐわないとか、合わないということに繋がると理解しておりますけれども、それは私は偏見ではないのかと、そういうふうに思っております。

一般的に国家公務員も地方公務員も会社員も法令に基づく条例及び規約に則って支給されているもので、十島村の三役だけが時代にそぐわないと言うことでの見解は通用しないと、そういうふうに思っております。

また、自己財源に乏しい本村において、自ら身を切る思いはないか伺う。と申すことですが、退職金も払えないような村の私は財政状況ではないと思っております。

従って、過去の先輩達も今と同じように税金が1割ぐらいしかなかった、そういう時代を皆さんはそうして払ってきているわけですから、権利は権利、義務は義務ということの理念に基づいて、私は

退職金は貰うのが当然だと、そのように理解をしております。

ちなみにこれは村の予算の中で、4年間の中で、1年ずつ負担金を出してありまして、今の大合併前は鹿児島県市町村退職手当組合、その後は、現在は鹿児島県市町村総合事務組合が事務の取扱をして退職金支払い等を取り扱っております。これは県下の市町村が足並みを揃えておりますので、問題はないと思っておりますので、申し添えておきたいと思っております。

それから、最後になりましたけれども、3期目の就任時、今期を集大成の任期と考えていると明言しましたが、今限りで勇退すると理解してよろしいか。ということでありますけれども、私は現時点で継続するとか引退するとか、まだちょっと時期尚早だと、そういうふうに思っております。

いずれハッキリしないといけないと思っておりますが、しばらくは様子見ということにしておいていただきたい。いずれ、ハッキリする時がきますので、それまでご理解を頂きたいと思っております。

終わります。

○議長（日高通君）

1番、日高助廣君。

○1番（日高助廣君）

お答えを頂戴しましたけれども、項目は多いものですから、1項目ずつお願いいたします。

人口激減対策についてでありますけれども、昨年度のですね、Iターン者Uターン者が結構多かったということで、定着率が78%となっておりますけれども、以前におきましてはですね、非常にこう定着率がですね、低かったんですよ。去年ぐらいからですよ。良くなったのはですね。

それと同時に定住促進で入られた皆様によさね、追跡調査が全く行われていなかったように私は見受けられます。住民の皆さんからもですね、役場は行政は何をやっているんだ。「入りなさい、入りなさいと言いつつ、後は放っておいて、何も面倒は見えてくれないんだ」と。長年いる方がそういうふうにおっしゃっているんですよ。入れっぱなしだと。去年あたりからですよ。良くなったのは。対応がですね。ですから、こういうことが無いように、私はアンケートをとって、どのような実態であるのかというのを調査し、そして若い方々がですね、安心して暮らせるようなですね、そういう環境の整備等も含めまして、意見を聞いて、そういう定住促進に役立てて欲しいと思っております。

それとですね。就業者支援事業についてですが、現在ちょっと人数が少ないようにありますけれども、人材育成の就業者支援の事業をIUターン者の皆様方がどのように理解をなさっているのかですね、再度啓蒙を図る必要があるかと思っております。

それと、東日本震災のですね、被災者の受け入れ対策ですが、各自治体でですね、自ら対策を出している自治体もあります。本村においても、いち早くそういう対策は図るべきだと思っております。もう百日過ぎましたよね。ですから、もうちょっと早く、そういうものを県あたりと連携をしまして、何名でしたら受け入れられるよというような方向性を示してほしいと思っております。

以上、お答えを願います。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

この人口激減の問題ですけれども、ご指摘のように、過去においては追跡調査も何もしていないということですが、本村に大体定住する人たちは、他に仕事はないわけで、農業か漁業、これはもう第1次産業しかないということで、私どもは転入するときもそのことを言ってやっているわけで、これで飯が食えなければ、もう働き場所はないわけで。昔は公共事業の賃取りでなんとかやってこられておりましたけれども、公共事業が少なくなっていくと、ずるずると生活が出来なくなる。こういうようなことであつたと、そういうふうに捉えております。

従って、本当はですね、島のそれぞれの島の中で、本当に転入してきた者を面倒を見る人がおって、仕事を探してくれたりする人がおると、一番理想的なんですけれども、そういう人が居ないと一人ぼっちになってしまって、もう転出をせざるを得ない。こういうことになっておつたんだと、私はそう思っております。

現に今人口が増加しているのは、南種子あたりが増加しているみたいですが、ここにはちゃんと面倒を見る人がいて、その人がいろんな集落の中で取組みを考えてやってくれて、それが功を奏していると、そういう情報も聞いております。

先程も申し上げましたように、やはり行政だけのものではなくて、これは入ってくるものがもうちょっとやっぱりその、「俺はこの島で定住するんだよ」という、やっぱり大きな努力を持つような人でないと、島ではなかなか無理だと、そういうふうに思っております、現にそういうことで、いま定着している人たちもいるわけですので、一概に追跡調査をしなかったからどうこうというものでもなかろうと思っておりますが、これからはやっぱりNPOもおりますし、お互いに連携を取るものを作っていかなければいけない、そういうふうに思っているところであります。

今までの状況が、そういうことであるならば、もっとやはり行政として工夫をしなければいけない、そういうふうに思っております。

それから、就業者の支援で人数が少ないということですが、これは村が転入してその仕事についている人には、支援、1日7,000円という賃金を出してやっておりますので、そういう人たちはちゃんとした働き口をもってやっていくわけですが、往々にしてそうでない人たちもおります。ちょっと畑を耕して、がさがさやって、それで賃金をくださいと言う人たちもおるということを聞いておりますので、やはりさっきも申し上げましたように、もっとやっぱり本人達が努力していけば、飯は私は食えるんだと、そういうふうに思っております、この就業者支援で何で少ないのか、もうちょっと調べる必要があるのかなと思います。

それから、東日本の震災による受け入れですけれども、これはなかなか問題があるかと思っております。今あちこちに定住、住居を移している人たちは、そこに何らかの形で縁があったり、そういう人たちだと私はそういうふうに認識しておりますし、また柳谷あたりは、そういう人たちが、面倒を見る人たちがいっぱいおります。そういうようなことで、受け入れ態勢ができる。

本村において、行政がそれをやって、例えば我々がいわれてきたのに、飯も食えないと、こういうことではいけませんので、しかも住宅の関係もあります。住宅があって、受け入れが可能であれば、そういうPRも出来るのかもしれませんが、なかなかさっきの第1回目でも申し上げましたように、問題が山積しておりますので、これは十分検討を加えなければいけないと思っております。

しかし、ご提言については検討をする余地はあろうかと、そういうふうに思っております。

○議長（日高通君）

1番、日高助廣君。

○1番（日高助廣君）

村長の事務的な回答かなと思っているんですけれども、私達は被災者を受け入れ対策につきまして、人間としてですよ、人道上の意味で私は申しているわけでありまして、お互いがやっぱり絆をもって、そういう皆さんを受け入れてあげたらどうかかなと思う気持ちで、私は提言をしているわけでありまして、ですから、その辺を十分に検討を願います。

時間がちょっとありませんので、2点目に入ります。

2点目の私の質問とですね、村長の行政報告がちょうど同じような内容になっておりまして、やっぱり村も真剣に取り組んでいるんだなということも気づいたわけでありまして。

その中におきまして、私が提言をしました夏場の一時間程度の繰り上げ勤務。これはですね、全員がですね。同じ時間じゃなくて、時差出勤という体制で行えば、何ら問題はない私は思っております。職員も一時間早く終われるわけですから、プライベートも十分時間も出来るということで、能率もあがるのではなかろうかと思っております。

それと、LEDですが、確かにLEDと言うのはですね、最初の投資がちょっと高いんですよ。初期投資がですね。高いですが寿命が長い。電気代が2分の1と。CO2の削減にもなるということで、大体2万時間以上、6万時間が寿命であると聞いております。

ですから、十分にですね、検討をされまして、電力代の節減を行って欲しいと思っておりますが、以上、回答を願います。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

職員の夏場の時差出勤ですけれども、先程も申し上げましたように、現在の社会情勢を考えますと、方向性としては検討の余地は十分にあると。しかし、自治体ですので、県庁あたりがやっぱりそういう取り組みをしていなければ、我々だけしても、今度はその行政上の連絡事項等に問題があったりします。

そのような関係等で、どうなのかなあというふうに思っておりますが、これも先程申し上げましたように十分検討をしてみたいと思っております。

○議長（日高通君）

日高助廣君。

○1番（日高助廣君）

あんまり乗り気の無い答弁でありましたけれども、検討するということはあまり実現が出来ないと言うことですね。はい。ですから、私は職員の皆さんにもメリットがあるんですよ。これ。早く仕事に行って、早く終わって、プライベートの時間が出来るんですよ。だから、県がどうの、国がどうのという場合ではないんですよ。

今、夏場のこの暑いときにですよ、朝早くからやったほうが能率が上がるんですよ。ですから、そういう効果もありますと、私は申し上げていますから、十分に検討をお願いします。

3点目の村長の政治姿勢と出処進退についてであります。

12年目に入ったわけですけども、私も村長の就任時の経緯は十分に覚えておりますけれども、早いもので11年が過ぎました。その間にですね。やっぱり離島と言う大きな狭間の中ですね。一生懸命頑張って参りました。そこでですね。私はIT改革が一番の称賛を与えたいと思います。

IT改革ができて、すごく情報がつかめるようになりました。また、医療・福祉のですね。改革も私はできたんじゃないかなろうかと思っております。

あとは人口対策もですね。出来たんじゃないかなろうかとこれからの課題等もありますけれども、任期中はしっかりと休まずにですね。がんばって欲しいと思っております。

次のですね、三役の退職手当。勿論ですね。貰う権利はあるんですよ。100%ありますよ。私は貰うなどはいっておりませんよ。身を切る思いがありませんかと、1円でもいいから社会情勢、住民感情、諸々を踏まえてですね。いくら減額はできないものかということをおっしゃるんです。

非常にですね。資料をですね。要求をしましたが、非常にサービスがなくてですね。金額のみの資料でした。私はこの算定方式までサービスでここにあるのかなと思ったら、載っていません。

20年の支給が出ております。1,533万。4年間ですよ。4年間でこれだけの金額の退職金を払っているということなんですよ。

一般ですね。公務員の中の常識では、通じますよ。共済組合、関連があるんです。ですから、公務員の中で通用はしますが、民間との比較対照をすると、いかがなものかなと思うわけですよ。

職員がですよ。30年、40年勤めて同じぐらいじゃないですか。村長の実費と。また算定方法があるんでしょうけども、私は事前にですね。自分で算定方式でちょっと出してみたんですけども。勤続1年につき、500分の100だと。村長ですよ。非常にこの算定方式が高いわけでありまして。これを当然だから貰うのが権利があるんだからと言って貰うのか。本当にこう村のことを将来のですね。後世のことを考えて、少しでも村に返納しようと言う気持ちがあるのか無いのか、お答え願います。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

あのですよ、その退職金をですね、少しでも身を切る思いは無いのかということ自体、私はおかしいと思うんですよ。県下の市町村がこれでやっているわけですから、あなたが今おっしゃるような算定方式は、これは退職手当組合でやっているんです。ですから、私がするしないは、私が言うことで、あなたが言うことではないんです。するしないは私の勝手でしょう。あなたが言うことではないと、私は思いますよ。それは。

○議長（日高通君）

日高助廣君。

○1番（日高助廣君）

まあ、村長のあまりにもその独断的な発言じゃないですか。村長。村長聞いてますか。独断的じゃないですか。

あなたに言われる筋合いはない。私達とあなた達は対等な立場ですよ。訂正してください。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

独断的とかそういうものじゃないでしょう。私はそうは解釈しません。独断的ということは、全てを自分がやってするのが独断であって、私はこれは退職手当として、そのちゃんとしたルールにのって貰うやつですので、独断では僕はないと思います。そうじゃないですか。ですから、ちゃんと県下の市町村がこれは退職金をいっぺんに各自自治体がやるのは大変だからということで、負担金を納めて皆でやっているわけで、私は独断じゃないと思います。

それは解釈の仕方かもしれませんが、そういうことに繋がると。私一人じゃなくて、三役ということが出ておりますので、そうしたことで申し上げておきます。

○議長（日高通君）

日高助廣君。

○1番（日高助廣君）

私達の認識と、村長の認識に大きな相違があります。

あなた達はずっと公務員、身分は何十年も、村長も副村長も教育長も。公務員がそのまま三役にあがったわけでしょう。そういう認識しかできないのかなと、私は残念であります。私は住民のことを思って申し上げております。

私達は住民の代表なんですよ。代弁者なんですよ。代弁者が住民の皆さんも高い高いと、何でなんだと思って、いうのを、代弁で私はそういう代弁を申しているんです。

私からそういうことを言われることはないと言いますが、それがなければ結構です。あとは住民の皆さんが判断すれば良いと私は思っています。

人間として将来の村のことを考えますと、少しでも私は減額をするのが妥当と思っております。ただ、法令とか共済組合、どこもやっていないから、当然貰いますよというのも結構だと私は思うんですよ。あとは心情の問題だと、私は思っております。

私達もですね。議員も年金も廃止になりまして、身を削っているんですよ。現在もあなた達も15%報酬のカットはありますけれども、これは高く評価はしております。

この退職金に関する資金につきましては、あとは三役の皆さん方の常識に私は任せると思っています。村に4年間お世話になりましたと。貰うのが当然だと思うか、少しでもお世話になったんだから、少しぐらいは減額しようかという、そういうハートがあるのかどうかですよ。私は。そこを最後に聞きたい。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

住民の代表で物事をおっしゃっていることは私は認識をしております。ただ、村長等のこの給与の関係、あるいは退職金というひとつのものについて、そういうことをおっしゃること自体が私はおかしいんじゃないのと言っているわけで、これは今おっしゃるような、還元をする、しないは私が考えないといけないことで、ここですね、そういうことを私は言うべきことではないとそう思っています。特に今は現職ですので、寄付行為はできません。

○議長（日高通君）

日高助廣君。

○1番（日高助廣君）

寄付行為は全くできないわけで、条例もあることだし、これに関しましては、私はもう一度ですね。勉強してまいりますから。私も勉強しますから。時間があと10分程ですけれども、今日の一般質問の最後の項目は、「私はあなたに言われる筋合いは無い」と、村長から言われること自体がどうなのかなと思うんですよ。あなたにそういうことを。私としましては、そういう気持ちがあるのなら、あなたですよ。あなたがそういう気持ちがあるなら、ありますよと言ってくれたら5分で終わっているんですよ。「あなたに言われる筋合いは無い」とか、議場でですよ、そういうことを言われたら、私は困ると思う。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

私は最初で、しませんとはつきり申し上げたつもりです。

○議長（日高通君）

日高助廣君。

○1番（日高助廣君）

しなければ後はもうあなたの良心に問うしかないと思います。

最後の出处進退は時期尚早だということでもありますので、また、いずれ任期中に表明をお願いを申し上げたいと思っております。

そろそろ時間ありませんが、以上で終わりますけれども、人口対策につきましても、計画を綿密に立てまして、一人でも多くのIターン者、Uターン者が生活を出来るよう、推進を図ってもらいたいと思っております。

夏場のクールビズ、節電も有効に行って欲しいと思っております。

以上で、質問を終わりたいと思います。

○議長（日高通君）

これで、日高助廣君の一般質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

△日程報告

○議長（日高通君）

これで本日の議事日程は全て終了しました。

明日は午前10時にお集まりください。

△散会

○議長（日高通君）

本日はこれで散会します。

ご苦労様でした。

6月21日（火）

△開議宣告

○議長（日高通君）

おはようございます。
これから本日の会議を開きます。

△日程報告

○議長（日高通君）

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程表のとおりといたします。

△日程第1 報告第4号 小宝島港改修工事の工事請負変更契約の締結の専決処分の承認を求めることについての件

○議長（日高通君）

日程第1、報告第4号、小宝島港改修工事の工事請負変更契約の締結の専決処分の承認を求めることについての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

報告第4号についてご説明を申し上げます。

本案につきましては、専決処分の承認を求めることですが、小宝島港の工事請負契約の変更でございます。

平成23年の3月18日、議案第56号において、ご承認をいただきました案件の変更契約でありましたが、平成23年3月30日に、専決処分です工事請負変更契約を締結したものでございます。

専決処分の理由と致しましては、当初設計の一部を変更して実施する必要から、期限内に完成の見通しが困難で急を要したために、議会を招集する時間的余裕がないことがあきらかであると認め、やむなく専決処分として工事請負変更契約を締結しなければならなかったものでございます。

工事の内容につきましては、お手元に標準断面図あるいは数量計算等の資料を出しておると思しますので、それを参考にさせていただきたいと思っておりますが、工事の変更内容と致しましては、ケーソンを据付ける基礎工の捨石数量不足が認められて、この期間内にケーソン据付を行わなければならないことから、捨石工を増加するという事で当初の工事請負契約472,500千円を14,300千円増額いたしまして、486,800千円の工事変更契約とするものでございます。

それから、契約書も添付してございますが、工期を当初は23年の3月31日でありましたけれども、これを平成23年11月31日までと延長をしております。

他については異常はございません。

説明を終わります。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番、平田傳義君

○5番（平田傳義君）

素朴な疑問として、不足と言うことがここに提案理由として出ているわけですけど、当初からこれはやっぱり見込むと言うのは無理であったのか。

かなり数字として変更になっておりますが、この図面について、さらに増えた分の、赤い部分なのかなとちょっと思ったりするんですけど、詳しく説明をしてください。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

皆様にお手元にお配りしてあります資料でございます。

この標準断面図を見ていただければわかるかと思えますけど、これでもって、赤く塗りつぶして、斜線をしているところが、今回据付ようとするものでございます。

前、ケーソンを据付ける前にですね、既にこのならしそのもの、基礎捨石そのものと言うのはすでに投入されておまして、それが1年位経っているものですから、いざケーソンを据付けようとしたときですね、やっぱり据わらないということになって、今回その中にこの単位が m^3 となっております。 m^3 じゃなくて。成型したと言ってですね。その間据えやすいような形ですね。

それでもって、ケーソンを今回成型しまして、据付けたということでございます。

今、他にもそのために金額が不足したものですから、コンクリート打設のほうも若干178 m^3 ほど減額しております。

その成型をするための金額が足りなかったためです。

○議長（日高通君）

5番、平田傳義君。

○5番（平田傳義君）

確か、小宝島港のものだったと思います。宝島旧港ですね。作業船でもってきて、というのが今説明にあったものであろうかなというふうに思います。で、それが変形したために、新しく造りかえると理解して良いのか。でなくて、その古いやつはどうなったのか。据わらないから新しいのをつけたと言うふうにちょっと理解したんですが、まあ、とにかくにもですね、願っていることは、出来るだけこれが早く完成してもらいたいと言うのがやっぱり、ことからこう質問をしている訳ですが、前の場所に新しいのを入れて、まあ古いのも使うと言うようなことで良いのか、もう一点だけ。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

ケーソンそのものというのは既に造っていたものでございまして、ケーソンそのものは変わりませんが、ケーソンを据付けるための基礎ですね。基礎を既に、捨石を既に投入しておりましたので、それが据えやすいために、勿論デコボコしているわけですので、投入した当時はある程度のならしはしましたけど、完全に据付けるためにはそのならしが必要だったために今回、まあ、据付けるためのならしはしていたんですけど、一年間のそのいろいろ置いている間に、波浪とかそういう関係で、どうしてもデコボコは出てくるものですから、それを前もって据付けるものと思って、一応据付ける前に勿論もぐりの潜水士の方が入ったところが、「ちょっとこれは据付けられない」と、1年間放っていたために、あちこちデコボコが出ているから、それを成型しない事には、ケーソンは据付けられないということで、その業者の方からそういう報告が上がったもので、じゃあきれいに成型して、据付けなさいということで、今回、その成型の費用をみたわけでございます。

○議長（日高通君）

4番、平泉二太君。

○4番（平泉二太君）

成型するために、金額が足りないから、このコンクリート打設を178 m^3 減らしたということですけど、これは違いますか。今の説明じゃそうだったですよ。

これじゃ何ら、178 m^3 減らすことで、何ら影響は無いのかどうか。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

この中に、コンクリート打設も減らしておりますけど、その前に執行残もございましたので、執行残も絡めての変更増ということでございます。

○議長（日高通君）

4番、平泉二太君。

○4番（平泉二太君）

だから、この178m³をコンクリを実際打つのを減らしても、何らこの影響はないかと聞いているわけです。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

皆さんのお手元にある標準断面図を見ていただければ分かると思いますけれども、当初、水色の所ですね。+9.4と書いてあります。そして、その左横に9.15と書いてあります。大体、今コンクリートそのものというのは、上から上部コンクリート、丁度真ん中に書いてありますけど、これくらいの程度までは打たなくてはならないということでございますので、若干減らしても何ら工事そのものは安定するということでございます。

○議長（日高通君）

4番、平泉二太君。

○4番（平泉二太君）

じゃあ、減らしても影響がないんだったら、最初の時点から何故減らしたコンクリートの打設量を出すべきじゃないのかな。これで影響が無ければ、当初から減らしたので出すべきだと思いますけど。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

本来ならば、+10.9、水色の部分ですね。ここまで打ちたいんです。これが完成断面図なんです。

それである程度、設計した時点で、+9.4mまでは打てるなということで、打って、しかし実際精査をとってその基礎工とかそういうのをして、それから執行残とかそういうのをいれたところがどうしても、ならしのところが足りなかったものですから、9.15まで下げても良いということで、今回したわけでございます。

この水色の部分は今年度まだ打ちます。今財源が足りなかったために、9.15というところでめたわけでございます。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

小宝島港のこの改修工事につきましては、平島も同様、不自由している港でありまして、早期完成を目指してやるべきということに変わりはありませんが、村の単独港として、小宝島港、それから東之浜港、それから今現在行っている諏訪之瀬島の元浦港、その総額の予算の中でも、非常に厳しい財源の中で、不自由さをしのぎながら港湾整備を行っている。そういう状況の中で、只今の説明の流れを若干考えてみますと、成型を前回工事をして、捨石をしたと。それで、1年間放置した中で、そのデコボコが生じた、あるいは台風、気象状況によって、それが成型をしないとケーソンが据付けることができないというふうに私は捉えたんですが、その中でここでまた村の単独事業の厳しい財源の中で、また1千何百万というものをつぎ込むということでは、その計画あたりは、港湾工事の計画そのものが、本当に財源が厳しい状況の中でやっていると捉えて良いのかどうか。

なぜ今年据付けるときに捨石をして、整備をして、その上に据付ければ、1千何百万というものはそんなに投資しなくても良かったんじゃないかなという思いがいたします。

その点で、村の単独港に関する総額の予算はいくらだったのか。私は過去に説明を聞いておりますが忘れまして。総額で何億だったのか。そこら辺も含めて説明を求めます。

もうひとつ、小宝島港に関しては、村長等の考え方の話だと、今護岸を出している東の方に接岸を

させたらどうかと。接岸をさせるようにしたらどうかというような話があるわけですが、今回こういうかたちで4億5億近く当初しながらね、進めていく中で、その将来に向けての接岸をさせるような計画、あるいは施工のあり方がされているのかどうか、その点について伺いたいと思います。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

今回、計上しているこの変更の金額ですけれども、これは単独ではございません。国庫補助、国の財源も入っておりますので、完全なる単独事業じゃございません。

前のケーソンを据付けたとき、どうしてもやっぱりその基礎のほうを入れてないと、その新しく据えるケーソンそのものが、前据付けるケーソンそのものがすぐにはやっぱり次年度する所も成型しておかないと、据付けにくいんです。ケーソンそのものというのは。ある程度のレベルをとっていかないと。そのためにそういう、今回のこのような形になっております。

22年度です、総事業の国庫事業は、22年度では国費が560,000千円で、村費が140,000千円でございます。

今東側のほうの接岸のということがございましたけど、まだ小宝島のほうはもう1函据える計画がございますので、またそれが済んだ後ですね、いろいろ調査をしてですね、その東のほうの接岸、東のほうも今、ここはあくまでも防波堤というかたちで造っているものですから、もう既にだいぶタツパもあがっております。それは接岸できるかどうかというのも、ちょっと今大変であります。

今の考えているところでは、その東のほうの陸側のほうにどうかしたら良いのではないかという話もでております。まだそれは検討中でございます。

○議長（日高通君）

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

この変更の1千数百万ですか、このことに関して、私は単独事業の云々と言うことは申し上げておりませんが、例えば国庫事業であっても、村の負担金がそこに発生する。そして、補助率も過去においては、補助率が高かったのは、段々さがってきて、村の負担金が多くなって大変だと言う結果を招いているのは事実なんです。

だから、補助事業であったとしても、きちんと精査をしながら、節約をしながら、投資効果がちゃんと上がるようなやりかたをしていかなければいけないんだろうと。

過去におきましても、ケーソンを据える段階で、同じような成型をやり直すために、予算を別に組んでというのがあったのかもしれませんが、私の記憶にはないと。それは、今までもケーソンを据えていくたびに、その成型のための予算を別に組まなければならなかったのかどうか。それは全部共通して言えることなのかどうか、そこら辺を再度確認をしたい。

それと、その東側の今現在防波堤としてやって施工している、そこへ接岸するような、そういう考え方があればですね、今のところ全然難しいみたいな、わからんみたいな話を私は受けとったわけですが、そのようなことであれば、早急に調査なりして、そして今ここに投資するお金が無駄にならないようなやりかたを考えていく必要があるのではなからうかと、そんな思いがするんですが、そこらへんを真剣に何らかの形で受け止めて、調査を先にしていく。

それによっては、ここの計画も変更するような、そういうようなことも有り得るのではなからうかと思えますが、そこら辺の流れについて、再度説明を求めたいと思います。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

この基礎工というのを見ていただければ分かると思いますが、基礎工捨石本均しというふうに書いてありますので、あくまでも当初入れたのは仮と言うか、前のケーソンを守るための捨石を入れたわけでございますので、そういう意味合いで、ちょっと私の説明が足りなかったのかもしれませんが。

その東のほうでございます。ある程度ケーソンが出て、それでもって、波の反射とか、そういうのが出てきます。そういうのが出てきてから、どのような白波が来るとか、そういう結果がでてくるわけですので、それをもとにして、今のところは出ていますけど、またそうした場合、その委託費そのものというのが、これがまた調査そのものが前もってする場合、どうしてもこの今はあくまでも東と

いうことでだしているものですから、ここをする段階にならないと、その国庫補助事業の委託費等が、その補助事業の対象とならなかつたりするものですから、今で計画を出そうと思えばある程度のことが出るんですけど、それは単独費になってしまう。港湾の単独費というと、結構、通常の陸上の測量と違って高いものですから、出来ればやっぱり補助の中でそういう委託費も計上したいということで、ある程度の目途ができてからそちらのほうに計画に映りたいと。まあ、港湾の担当のほうとしても、将来はそういうのを見越して、補助事業の際にいろいろ今後の計画とかそういうのは、計画、図面そのものは出すことは出来ませんが、担当、振興局なり、それから国の補助するところ、そういうところなんかで、話をするのは出来ますけど、今のところはまだ図面上であらわすと言うことは出来ないんじゃないかと思えます。

○議長（日高通君）

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

あまり良くは説明の中で理解ができないところがあるわけですが、私が心配しているのはですね、勿論その港湾工事をする中で、専門的な知識をもっていませんのでね、海の中潜って云々ということにはわかりません、よく理解は出来ません。ただ、その単独事業じゃない、国庫補助であるんだというような捉え方をして、そこにまた無駄な投資がないように、いずれにしても国庫補助事業であっても、村の持ち出し分がそこに出てくるわけですから、そのような捉え方をしながら、不自由な港の整備に全力投球するというような気持ちで、やっていただきたいというような思いが致します。

もうひとつ、その東の方の防波堤に接岸をさせたらどうかという話が、それが何らかの形で計画が目に見えなければたち切れで終わってしまうのではなかろうかという不安があります。

村の流れの中で、どこにそういうものを記載しているのかということでは、記載がされてなければ、そのままもし村長が代われれば、あとは消えていくと言うことになっては困るというような思いもしております。

そこら辺については何らかの形でこうやるべしと、やる計画が村の中に記載されたものがあるかどうかというのを伺いたい。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

私のほうで補足しますけど、今やっているその防波堤、これが何次計画になっているのか、そこまでは承知していませんけど、計画年度があります。ですから、その計画年度が済まないと、今考えてもその接岸の岸壁を造ろうとしてもそこは今のところは出来ない。ですから、その次の計画のときにそれを入れるか入れないか、こういうことになるわけで、防波堤がある程度出たものですから、その西側になるのか、東側か、あそこが陰になるから、船のほうはあそこに岸壁をつくれば両方使えると、こういうようなことで、それを船が言ったから、すぐそれを即そこに接岸岸壁を造ると言うことは、すぐすぐは出来ないと。そういうことで、解釈をしていただければ宜しいかと思えます。

計画はあくまでも国に出さないといけませんので、その計画の中に、やっぱり入れていかないとはいけない。ですから、今防波堤を出している最中で、その計画の中には入っていない。こういうことです。ですから、次期計画の中で、その岸壁は計画しないとはいけない。

それから、今の防波堤に接岸するような状況じゃないわけで、もうちょっと珊瑚礁がこっちに張り出してきていますから、やればそこを接岸港にしてやらないといけない。そういうようなかたちになるかと思っておりますが、今の段階では計画の中にはそれは入っていないということです。

○議長（日高通君）

用澤満男君の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条の但書の規定によって、特に発言を許可します。

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

今村長の補足説明の中でありましたが、今の港湾事業計画の中には、何次計画と言うのが無いんだというような話は若干聞いております。

それはそれとして、小宝島のフェリーとしまの離接岸の不自由さを解消するための方法として、今船のほうから提案があったのか、よく私は聞いておりませんが、可能性があれば何らかのかたちで方

向性をちゃんと出すべきだと。それがいつ方向性を出すのかと言うことでは、全く担当もわからないような感じだろうと思います。

このケーソンを据付けた段階でそうするのか、もっと先になるのか、いわば今話がでたのは、この議会の議事録でしか残らないということになりますので、そこら辺を担当としては1年後なのか2年後なのか、そこら辺を国へ申請すると言うかたちになるのかどうか、その大まかで宜しいですから、いつ頃になりそうなのかと言うことだけでもお聞かせ願えればと思います。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

ハッキリ言って今この時点で私が申し上げることはできません。

勿論、その整備を申請するそういう当局もございますし、そういう話で一筆出して、これがいつ頃計画できるんだと、そういうこともまだ、そういう話も出しておりませんし、その今から先の話でございまして、今から整備申請する上で、その担当者の上でこういう話がありますよという話は出来るということをおっしゃったわけでございまして、今こういう整備計画があるから、これをのせてくれないかというのを今ここでいつ頃からそういうのを載せるということは、私のところでは、今の段階では言うことはできません。

○議長（日高通君）

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

この経済課長、その年次計画の中に入れることが出来ないと、いつ頃から入れることが出来るのかということすらわからないと。

その期限が切れるのはいつだって言うのは分かってるんでしょう。もう今五回目ですから、発言がね。その中でね、先のことだからって話をしましたよね。先のことを計画するのが行政のやるべきことなんですよ。

それで、国へ陳情なり、あるいはそういうものを出すのも我々行政の仕事ですから、そういう意味においては、地元がどれだけ不自由しているかと。過去にも何回も申しあげましたように、抜港ありき、あるいはランプの使用制限が地域にとって、小宝島にとって、経済的にどれだけマイナスの効果を、ダメージを与えているかって言うことも含めて考えると、その長期計画も含めてね、私は考えていく必要があるだろうと思いがいたしますので、その点は汲んで計画も立てていくようお願いしたいと思います。

村長も含めてお願いしたいと思います。以上です。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（日高通君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第1、報告第4号、小宝島改修工事の工事請負変更契約の締結の専決処分
の承認を求めることについての件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。

従って、日程第1、報告第4号、小宝島改修工事の工事請負変更契約の締結の専決処分の承認を求めることについての件は、原案の通り承認することに決定いたしました。

△日程第2 報告第5号 十島村国民健康保険税条例の一部を改正する条例 の専決処分の報告についての件

○議長（日高通君）

日程第2、報告第5号、十島村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告についての件を議題とします。

それでは報告第5号についての報告を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

報告第5号について、ご説明を申し上げます。

専決処分の報告でございますが、本件につきましては、地方税法等の一部及び地方税法施行規則等の一部を改正する政令が、平成23年3月30日に公布されたことに伴いまして、本村の国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたために、地方自治法第180条の第1項の規定に基づきまして、平成23年3月30日付で専決処分により改正をしたものでございます。

平成23年の4月1日より、国民健康保険税の課税額につきましては、所得割額、均等割額、平等割額の合算額からなる基礎課税額の上限について、現行では50万円と定められているものを、51万円に、それからもうひとつ、後期高齢者支援金等課税額の上限額につきましては、現行13万円と定めているものを、14万円に、それから介護納付金の課税額の上限額につきましては、現行10万円と定められているものを、12万円に改正したものであります。

したがいまして、施行日は23年の4月1日ということになりますが、新旧対照表等を添付してございますので、参考にしていただきたいと思います。終わります。

○議長（日高通君）

報告が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番、平田傳義君。

○5番（平田傳義君）

この現行と改正案との表を見て、数字的には1万円、国保、介護支援ですか。ごめんなさい。後期高齢、それから介護ですかね。介護の納付課税と言うのが、額にして1万円ずつ大きくなっているということについて、我々村民についてはどういうアレがあるのか。

それから、第2条ですかね。附則のところの。22年度、いわゆる昨年の分については、もう今3月31日で、22年度のアレが終わっているわけですけど、22年度分については、従前のいわゆる1万円安いほうですかね。これで課税されるというふうになるんだと思うんですが、この新旧のですね、この額の1万円のいわゆる増えている分について、住民課長のほうから説明願います。

それから22年度についても、附則の分についてちょっと説明願います。

○議長（日高通君）

住民課長、久保源一郎君。

○住民課長（久保源一郎君）

保険税の課税額の限度が変わったために、新旧でどちらがうのかということなんですが、ちょっと手元のほうに本年6月1日で課税をかけております。その分の資料をもっておりませんので、後ほどこの影響額ということについて、お知らせしたいと思います。

なお、本村の例をとりますと、この課税の額の分につきまして上限額を定めておりますので、上限を超える人と言うのは、今までの部分で私の記憶の中ではですね、50万を越える、51万を超えると言う部分ではですね、本課税の中ではなかったように思っております。

ただ今時点では、介護という部分が入っておりまして、これと合算しましてですね、50万と言う数字を超える課税額の人もおるかとは思っております。ですから、ただ単純に1万円、課税上限額が変わったと言う部分で、新旧の部分で税が増えると言うものではなくて、これは前年度所得に課税されますので、それによって、年度によって、不景気であればその分課税額、所得額が変わりますので、それによって保険税の額も、徴収する額も変わってくるということになるかと思えます。

数値的なものにつきましては、後ほどお出ししたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（日高通君）

5番、平田傳義君。

○5番（平田傳義君）

大体は分かったんですが、と言うことは、22年は22年度の、今年23年ですか、払う分については、22年度ですので、変わらないと言うこと、前のこの現行ですか、旧のほう、変われば旧のほうになるんでしょうけど、現行と書いてあるほうで課税されるということだと思いますが、あまり無いのではないかと、上限ですね。無いのではないかとというふうに、言わば保険税は上がるというふうに、人によって違うんでしょうけれども、上がるという風に理解していいですか。

○議長（日高通君）

住民課長、久保源一郎君。

○住民課長（久保源一郎君）

これはですね、この改正は上限額の改正ですので、課税に、税率にしましてはですね、22年度、23年度、税率の変更はございませんので、あくまでも本年、23年度課税するときには22年度の所得に対して課税、税率をかけまして計算を致します。

ですから、この本体の部分につきましては、上限額ですから、これに該当する人がおればですね、それぞれの所得があったために、この51万の上限額で押さえられるとかいうかたちになりますので、実例としてあればですね、その人にとっては、その分課税が増えたということになりますけど、税率等は所得割、均等割等は変えておりませんので、課税の仕方が同じだと。あくまでも、前年度の所得に対して課税しますので、それは本人によって変わってくると、計算で課税額が変わってくるということになりますので、一概に変更があったというのは、この条例のこの上限額の改正によって、新旧23年度と22年度の課税額が変わると言うものではないということでございますのでご理解いただきたいと思えます。

○議長（日高通君）

5番、平田傳義君。

○5番（平田傳義君）

当然ここに書いて、附則のほうに書いてありますが、説明は十分分かります。

ということは、今これが改正されても、実際はこれに関わる者は24年の3月4月以降になるというふうになるんですか。

今、もう3月31日、4月1日ですかね、既に変更しているわけですから、既にね。課税されるのは24年の確定が終わってからと言うことで良いんですかね。

○議長（日高通君）

住民課長、久保源一郎君。

○住民課長（久保源一郎君）

この条例の施行は23年4月1日ですので、23年度の保険税を課税するときには、この上限額を設定した段階でやります。ただし、今回の改正は上限額の改正だけですので、税率等は変わっておりませんので、23年度課税に対して、もし上限額を超えるような方がおればですね、この条例にそって、課税額を、上限額を設けると言うことですので、本年課税の部分で、23年度課税の分で、まだ私、資料を見ておりませんですけど、これに該当する人がいるかいないかは、後ほどですね資料をもってお示ししたいと思います。

あくまでも、23年4月1日、新年度分についての変更でございます。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

質疑なしと認めます。

これで、日程第2、報告第5号、十島村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告についての件を終わります。

△日程第3 報告第6号 十島村国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分の報告についての件

○議長（日高通君）

日程第3、報告第6号、十島村国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分の報告についての件を議題とします。

それでは、報告第6号についての報告を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

報告第6号について報告を申し上げます。

本案につきましては、健康保険法等の一部を改正する政令が平成23年3月30日に公布されたことに伴いまして、十島村国民健康保険条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、平成23年3月30日専決処分により改正をしたものであります。

これは、裏に新旧対照表をつけてありますが、23年の4月1日から国民健康保険の被保険者に対する出産育児一時金、これにつきまして、支給額を35万円から39万円に改正するというところでございます。説明を終わります。

○議長（日高通君）

報告が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番、平田傳義君。

○5番（平田傳義君）

新旧表の3ページのところですが、額はないんですが、必要があると認められるときと、3万円上限として加算すると言うふうになってはいますが、以前のやつも現行もそうなんですが、今までの中でこういう必要と認められて3万円を加算した例があるのか。また必要と言うのはどういうものを指しているのか、必要と認められる、その規定みたいなのがあれば説明してください。

○議長（日高通君）

住民課長、久保源一郎君。

○住民課長（久保源一郎君）

この本則の金額じゃなくて、これに3万円を加算すると言うことでございます。

この3万円というのはですね、私もちょっと調べてきましてですね、これはですね、補償の関係になってきます。出産にはですね、普通の分娩で生まれてくる時もあればですね、異常分娩とか、出産後の影響とか、いろんな出産に伴う補償問題がよく取り立たされております。

そのために、医療機関が、言わば参加機関がいろんな保険に入っております。そういうので、登録をしております。

例えば、普通の病院で産めばですね、ほとんどの病院がですね、こういった部分で保険補償制度に加入しております。その分はですね、入院をするときに、患者さんのほうに、当病院はこういったものの補償制度に加入しておりますという承諾書なりそういったものを見せられると思いますけど、その病院で受ければ、そこで出産をすれば必然的に出産費用の中に、その補償料が、保険料がですね加算されてきます。そういったところで出産をした場合には、この補償料も国保のほうで加算して支給いたしますと、育児金として支給しますということでございます。

ただですね、普通分娩、実際宝島で去年ありました。

いわば一般の方、産婆さんでもいいんですけど、そういった補償制度に入っていないところで出産

をした場合、これにつきましては、この3万円は加算されないと。39万円だと言うことで、実際去年の実例が、去年22年度のほうで起こっております。去年2件ありました。

ひとつは普通の病院で、こういった補償制度に入っているところで出産した方には、この3万円は加算されて、病院のほうに支払われております。

もう1件のほうは、地元で自宅出産と言うことがありましたので、これにつきましては、直接本人のほうに、結局35万円ですか。ただこれは子ども手当等の関係もありましてですね、実際のところは本則のほうでは去年は35万円だったんですけど、附則の方で39万というので施行されておりましたので、今回はこれは恒久的になったということで39万円に変えた改正でございます。

実際はもう去年から、去年の出産からこの39万円は動いているとご理解いただきたいと思っております。

この3万円というのはあくまでも、普通の医療機関であればそういったところで出産すれば、それに対しての医療補償制度の保険分をですね、請求されますので、その分についてもその育児金のほうに加算して、本人の負担がないようにというかたちになっていると思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（日高通君）

1番、日高助廣君。

○1番（日高助廣君）

確認なんですけど、出産一時金の病院等においてもですね。前払いというか、自己前払いはあるのか。無いのか。伺いたい。

○議長（日高通君）

住民課長、久保源一郎君。

○住民課長（久保源一郎君）

この出産育児金のほうですが、直接国保のほうからですね、病院のほうにですね、そういった請求書が出てくればですね、そういったところで直接払うようになっております。

あくまでも、今は口座振替というかたちでですね、本人も手を通さないかたちで、病院のほうに振り込まれると。それで、もし入院費用の中にその差額分があれば、本人がその分だけ負担すればいいと。

ですから、この42万の中にですね、39万プラス3万の42万の中でですね、育児金の分がですね、病院のほうの請求、多分と同じくらいの金額か、そういった部分でなるかと思っておりますけど、請求、いわば出産後に請求が来たときにですね、うちのほうに、うちの保険者の方に請求が来ますので、その時にそれを見て、内容を見て、その分で支払うということで、あんまり本人に直接お金が行くということはないかと思っております。

ほとんど鹿児島県内の医療機関につきましてはですね、そういったかたちで契約を委託契約等を結んでおりますので、そういうことになっております。

それと、他県で生んだ場合ですね、そういった時にもその病院が、そういったうちの十島村とそういった委託契約を結べればですね、本人の手に渡らないでそのままそちらの口座に振り込むというかたちは出来るかと思っております。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

2番、永田和彦君。

○2番（永田和彦君）

基本的な部分で、この制度自体全く私の場合、こういったケースがないものですから、わからないんで、基本的なことを伺います。

この出産育児一時金、39万で今回改正しようとするものなんですけど、この額について、例えばその他市町村も全て同一金額なのかどうなのか。その点を伺います。

それと、例えば本村において、今回、39万、上限で42万円という額が一時金として支給されるわけですけども、本村において出産までにかかる経費ですね、そういったものを実際住民課として、数字的なもので、データとして取ったことがあるのか、

今回、本日の議案第61号にも定住促進の生活資金の関係も出てきています。そういった中で、出産祝い金、そういったものの改正案も出ていますけれども、そういったものをふまえた中で、その出産、子ども、人口対策の部分も含めて、現状の村の支援の金額的な部分で、現状での個人がその出産

に対してのお金面でのそういったものが十分であるのかどうか。そういったものを客観的に調べたことがあるのか、その点について伺いたい。

○議長（日高通君）

住民課長、久保源一郎君。

○住民課長（久保源一郎君）

まず、出産というものはですね、保険の関係から言いますと、医療行為とか病気と言う種類と若干違うと思うんですね。ですから、こういうために出産育児金というのを別個に設けて、保険者の方が支払うということになっているかと思えます。

それと、そのためにですね、うちの医療費助成等につきましてはですね。ちょっと私もその辺は確認はしていないんですけど、医療行為という部分、医療費助成というのは医療行為に対しての、言わば本人負担分の助成ということになっております。

そうしますと、出産と言うものはですね、そこにかかる経費、これが医療行為というかたちでですね、これにうちの場合ですね、単独の事業ですけど、どうするかと、ちょっと実例を確認しておりますので、この場で即答は避けたいと思えますけど、ちょっと調べてみる必要があるかとは、今現時点で思っております。

ですから、結局出産をしてそれに対して、今度医療行為が出てくるかと思えますけど、それはあくまでも本人に対しての医療行為をしなくてはならない事態。手術をしなくてはならない事態とか、そういったもの等は、医療行為になるかと思えます。そこの違いが若干どこですみ分けるかと言うのが、今後の課題になってくるかと思えます。

それと、入院費をですね、そういったもの等を、出産を伴ううちの場合だいぶ負担がかかってきているかと思えます。それを相対的にしますと、国保で対応する部分、病院から請求する分ですね、足りない部分も出てきているんじゃないかなと思っております。

そうしますと、その足りない部分を医療費助成のほうでカバーするのか、そういったもの等は先ほど話しました部分で、医療費助成の本質的に医療行為なのかどうなのか、そういったもの等の法的な部分を実例も含めてですね、検討をしてみなければならぬ事項かなと思っております。

これは国保の分なんですけど、他市町村もですね、同様の金額、かたちで、法律の部分で施行に伴って、それに合わせて変更しておりますので、同じになると思えます。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

質疑なしと認めます。

これで、日程第3、報告第6号、十島村国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分の報告についての件を終わります。

これより審議途中でありますけれども、休憩いたします。

11時10分にお集まりください。

休憩

○議長（日高通君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第4 報告第7号 平成22年度十島村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告
についての件

○議長（日高通君）

日程第4、報告第7号、平成22年度十島村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についての件を議題とします。

それでは報告第7号についての報告を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

報告第7号について、報告申し上げます。

まず、平成22年度一般会計繰越明許費繰越計算書であります、平成22年度一般会計予算で23年度に繰り越して執行する事業が、本年の5月31日に確定したことから、報告するものでございます。

この繰越事業につきましては、先の3月議会の繰越明許費で説明を申し上げたとおり、国の景気対策を目的とした補正予算で、地域活性化交付金事業を次年度での繰越を前提にして交付されたものが主なものとなっております。

繰越事業の確定分につきましては、2ページから3ページの繰越明許費繰越計算書のとおり、全体で23件で、事業名、繰越額及び財源内訳が確定しております。

まず、宝島住民センター改修工事につきましては、同施設の2階部分を活用して、小規模多機能居宅介護事業の仮事務所として、和室部分等の改修を行うもので、来月中旬完成で進めております。

次に、民間空家借上改修事業につきましては、空民家を利活用して定住対策に活用するために、昨年度から取り組む事業であります、賃貸借契約の締結した民家4件の改修事業を実施したものでございます。

それから、戸籍電算化システム導入事業につきましては、現在の紙戸籍を電算システム化に移行するものでありまして、正式稼動を本年の4月初旬に予定し、最終的には村内発行も平成24年早々を予定するものであります。

次に高齢者緊急通報システム導入事業につきましては、65歳以上の高齢者や障害者所帯を対象に、緊急通信システムの導入を計画するものでございます。

それから、医療機器購入事業につきましては、7診療所に血液凝固分析器と宝島診療所に滅菌装置を配備しようとするものであります。

平島共同墓地整備工事につきましては、同地区に村営の墓地整備を行うもので、敷地の造成事業を進めようとするものであります。

簡易水道特会繰出金につきましては、水道水の滅菌装置が一部地区で不具合状況にあることから、比例注入型に設置換えしようとするものであります。

それから、口之島の焼却炉耐火煉瓦改修工事につきましては、焼却炉の老朽化から耐火煉瓦が消化し、機能不全状態に陥っている関係で、これを改修しようとするものであります。

それから、村営住宅の合併処理浄化槽整備工事につきましては、村営住宅の浄化槽未整備解消を目的とするものでございます。

口之島農道改良舗装工事、これにつきましては、路線上の危険箇所部分に安全柵の設置と同路線の通行制向上のために本線への接続工事を進めるものであります。

中之島の高尾地区農業経営近代化事業につきましては、同地区の遊休農地を本年の1月から農業モデル化を推進するため、企業の協力を得ながら、経営近代化施設の導入として、ビニール施設や防風対策等の設置を進めているところであります。

それから諏訪之瀬島集出荷施設連絡道路整備事業につきましては、農業施設間の農道整備を計画しているものであります。

コインランドリー整備事業につきましては、本年度の県地域振興事業で採択となったもので、本繰越事業では対象外となります。

それから、宝島保育牛舎施設整備補助につきましては、生産施設整備費補助事業を活用して、保育舎整備を支援しようとするものでございます。

悪石島の旧林道大峰線整備事業につきましては、未舗装林道を同地区自治会等が主体となって、施工しようとするものであります。

口之島の製氷施設整備事業につきましては、平成23年度地域振興事業で採択となったことから、

この繰越事業から対象外とするものであります。

それから、フリー岳展望施設トイレ整備事業につきましては、同地区にトイレ施設を新設するものであります。

道路維持一般経費の村道維持につきましては、前年度の道路維持賃金を繰越し、本年度で執行しようとするものであります。

単独道路新設改良費につきましては、村道口之島線の補修、それから切石港取付道路補修、諏訪之瀬島集落付近の流末処理、それから宝島釜川線流末処理、宝島セング線の横断暗渠整備、それぞれ交付金事業を活用して、不良箇所の整備を行おうとするものであります。

南之浜港の船揚場整備工事につきましては、平成22年度の特定離島事業で進めているわけですが、施工場所が海上箇所もあり、潮の干潮時期との兼ね合い等も影響し、本年度まで工期が伸びているところであります。

補助港湾建設費ですが、東之浜港改修工事、小宝島改修工事は、国庫補助金の内示の遅れや、同事業費の大幅減額が影響しまして、また事業内容の見直しもございまして、繰り越したものであります。

宝島村営住宅補修工事につきましては、住宅の雨漏り対策を行うものであります。

次に学校・公民館図書整備事業につきましては、学校図書の購入を交付金事業で整備するものであります。

小宝島体育館敷地地質調査につきましては、小宝島小中学校の体育館建設予定地の地番等の調査を計画するものであります。

諏訪之瀬島学校校庭舗装整備設計業務につきましては、本年度国庫事業で計画する同学校の校庭整備の設計業務を進めるものであります。

以上であります。それぞれの事業に対する繰越額、及び財源内訳につきましては、右欄に記載してございますので、参考にしていただきたいと思います。以上で報告を終わります。

○議長（日高通君）

報告が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番、平田傳義君。

○5番（平田傳義君）

自分の地域だけで申し訳ないんですが、この滅菌、特にO-157、O-11等々、あちこちに死亡者も出ておりますが、なぜこんなに遅れているのか、その何と言うんですか、機械といいます装置機がないんで遅れているのか、そしてまた、いつも入梅真ただ中。我々はどうしてもそこにある水を飲まなければならない。何回か申し上げていますが、おそらく鹿児島、奄美かな、通ってるんですかね。18リットルの市販されている水を飲んでるのはおそらく宝島が一番じゃないかというふうに思います。

そういった意味で、これはもう大事なことなんですよ。いつ頃どうする、できるのか。どういう見込みを立てているのか。やっぱり早急にこれはやるべきだと。なんでこれはこんなに遅れているのかと私は思います。

それから、さっきの住宅費の雨漏りの件もそうですが、本当に雨漏りしているのを、本当にわかりませんよ、どの程度の程度しているのかわかりません。残念ながらわかりませんが、この梅雨時に、雨漏りして、それを繰り越していくと言う神経がちょっとよくわかりませんがね。

どういう今のところは見込みが立っているのか、ちょっと教えてください。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

滅菌装置の設置が遅れていることには、ここに対しましてまことに大変な思いであると思います。後で報告8号でも出てくるかと思っておりますので、ここで説明させていただきます。

この滅菌装置そのものというのは、4月28日にもう既に発注しております。工期も大体7月29日までとってありますけど、今の進捗状況としましては、今受注された業者さんがいらっしゃるんですけど、これが滅菌装置そのものが通常無いものですから、これが受注生産だということで、今受注を受けてから生産に入っている状態でございます。

それが大体1か月半から2か月ぐらい製造期間がかかるということでございますので、4月28日に契約しておりますので、もう6月下旬でございます。

7月の下旬あたりにはもう出来てくるんじゃないかと思っておりますので、その後の据付けになろうかと思っております。以上です。

○議長（日高通君）

住民課長、久保源一郎君。

○住民課長（久保源一郎君）

住宅費の村営住宅の改修工事の分でございますが、繰越と言う部分で前任者の方から担当のほうを引き継いでいると思うんですが、その中身の部分ですね、私のほうで今の時点で把握しておりませんので、ちょっと連絡しまして、中身を今一度報告したいと思います。

○議長（日高通君）

5番、平田傳義君。

○5番（平田傳義君）

経済課長、念のために聞いておきますが、この3か島、勿論ですけど、今使っている機械で、もちろん検査もされていると思いますのでね。問題は無いと私も思っておりますけど、十分気をつけてですね、管理者に指示をするようにですね、止まらないように、止まらないと言いますか、停止しないようにですね、ぜひその辺はしていただきたいというふうに思います。

○議長（日高通君）

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

只今出ましたこの水道のこの滅菌装置のこの使用状況について、若干伺いたい。

それでは、違うことを。コインランドリーの整備事業について伺います。

諏訪之瀬島、悪石島、対象外ということで、事業の進捗状況はどうなっているのか。いわば、私達の地域でも過去においては無い状態の中で生活をし、その中で、鹿児島ではクリーニング屋があり、いろんな形で衛生的にクリアできた生活が出来るんですが、このコインランドリーがあるかないかによって、非常に梅雨時なんか特に生活の衛生的に送れるかどうかというのがかかってくるんですね。

ですから、同じ予算で入れるのであれば、今の時期は、本来であれば、ちゃんとフル稼働してね、住民に一日でも早く使ってもらいたいというような思いがするんですが、こういう毎日の生活に直結したやつが、本当に早く、早期に施工管理をし、そして住民に活用するように努力していく必要があるのかなという思いがするんですが、この点については進捗状況はどうなのか伺いたい。

それから、住民課長宜しいですか。

この、滅菌装置の次亜塩素の注入においては、今現在、特別会計、水道特別会計になって水道の管理者がいるわけですが、次亜塩素の測定あたりはどのようにされているのか。次亜塩素の測定あたりをちゃんとやらなければ、その水道の担当がどこまでその量的にね、多いのか少ないのか。

過去においては、学校給食の測定が水道の測定ということで、絶えず毎日ですか、測定はしているんですね。そういう情報、そこからの情報で、次亜塩素が足りないということで、水道の担当が走って行って、処理をしていたというような経緯があるんですが、今現在、どのような方向で確認をしているのか。例えばこの比例注入式滅菌設備工事を行ったにしても、もともになるそのタンクに次亜塩素がちゃんと入っていなければ意味が無いんですね。

そこらへんも含めて、今後の管理体制はどのようにしていこうとしているのか。今現在、どういふような状態で管理しているのかというのを伺いたい。二つだよ。

○議長（日高通君）

住民課長、久保源一郎君。

○住民課長（久保源一郎君）

すみませんでした。

先ほどの住宅の繰越の改修工事のことでございますが、この住宅は宝島の7号棟でございまして、出張員のほうで現在、この事態が生じたときに、仮補修というかたちでやっております。

原因としましては雨漏りということなんですけど、実際雨が座敷までもっているという状態ではなくて、雨漏りの跡があるということで、この原因等はまだ屋根をあけておりませんのでわかりませんが、仮に、仮補修というかたちで現在はやっていると。まだ実害と思えるほどの分はきていな

いと。

それで、この7号棟の住人の方はですね、転居の予定があると。順調に行けば4月頃転居というかたちで、4月ですか、空家住宅等の転居の部分であるというかたちでありまして、転居が済めばですね、空きますので、その時点で屋根等あけてですね、補修ができればと。ただ、そこまで待てないという状況が生じればですね、早急に対策を立てなければならぬかと思っております。

現在、そういったかたちで、担当とすれば補修をしなくてはいけないんですけども、その方策とか方法とかいうのも今考えているところでございます。

実害等の部分が報告がまだきておりませんので、そういったかたちで、待っている状態であると。転居の時期を待っているというのが正しいと思っております。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

大型洗濯機のほうは、先ほど申しましたとおり、県単の地域振興事業ということで振り替えております。これが決定がし次第入札をかけまして、執行する予定でございます。

そのタイプとしましては、今口之島にあるプレハブタイプのやつでございます。

またその各島の今のところ、まずどこに置くかというのが一番の条件でございます。

水道が通っていて、また電気も完全に新たにひくことも必要ないというところを、その場所を選定して、場所が決定し次第、また振興局の方から、決定が来次第執行したいと思っております。

それから先ほど水道の件でございます。この前も出張員会議にありまして、水道のほうを常々原水からどの位の取水があるかと言うのを確認しろということで、一月にいったん報告しろと言うことは話しています。出張員のほうに、それを報告するように、申し述べております。

それから、その次亜塩素の件でございます。

今回中之島を2か所。それから、全部で3棟計画しておりますけど、これは注入式と言いまして、水量が流れてどの位次亜塩素が入るとい装置でございます。今までのやつが、大体じか置きにしていたものですから、場所によってはなかなか皆さんが使用する早朝とか、早朝じゃなくて明け方とかですね、そういう水が集中しますので、なかなか塩素が足りなくて、末端部分には届かなくて、塩素が足りないということがございましたけど、今後はその3地区につきましては、この注入点滴式でもって対応が出来るかと思っております。

○議長（日高通君）

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

この滅菌装置のこのことに関しては、私の地域、平島では比例式のやつはとっくに導入しているんです。ポンプアップする量に対して、しょっちゅう薬が量に応じていくようにしているんですが、薬を作る、次亜塩素ナトリウムを作るタンクそのものが空っぽになれば、薬が送れないわけです。

そこらへんをどのような管理をしているのかと。

私達の地域では過去においては、学校給食でね、毎日次亜塩素を測定しているわけです。そっちのほうから次亜塩素が薄いと、足りないという情報を得て、初めて水道の担当が走って行って確認をする。そしたら空っぽだったと、そういうのが多々あっただけにね。そこらへんをちゃんとやっていたいかなければ、こういうのを導入してもなかなか滅菌効果があがらない。

そういう意味で今現在どのような次亜塩素の薬を入れる、管理体制をどのようにしているのかというのを伺いたいということ。

コインランドリーのその進捗状況は答弁はありましたか。私は聞いていない。もう一辺お願いします。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

その水道の管理につきましては、今までその比例注入式で無かった所は、例えば口之島なんかは大体どの位、一週間にいったんなり、二週間にいったんなりということで、大体把握をしていましたので、それでもって、その時期に行って、そこに次亜塩素を流し込んでおりました。

今回また新しいタイプに変わればですね、どのくらいの時間でもってそれが無くなっていくかと言

うのは勿論、これから調査していかなければならないかと思っております。

その間、ちょっと、期間をいただければですね、その大体どのくらいで減って、どの位みらんないかなんというのが分かると思いますので、そういうことは水道の担当のほうに言ってですね、常々その次亜塩素のほうが少なくなったら、ちゃんと注入するように指導していきたいと思います。

それからその大型洗濯機につきましては、まだ確定通知が来て、それからの執行となりますので、はい、先ほど申しました。はい。それが来次第です。

○議長（日高通君）

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

説明の大体意味はわかるんですが、この滅菌装置をあったにしても、そういう管理体制がちゃんとうまくいかなければ、なかなかちゃんとした飲料水を提供することが出来ないと言うことでは、学校の給食あたりとの連携も含めてね、何かあったら水道担当の電話番号を教えてちゃんと通報、連絡するようにと、そういう流れも作る必要があるのかなど。

誰しも人間、忘れることもありますし、安全な水を住民に提供していくと言うことでは、水道担当にしましても、しょっちゅうそればかりが仕事ではないということで、他の仕事も持っていますのでね、そこらへんも含めて安全な水を供給するというふうに努力をしていただきたいというふうに思います。

あと、そのコインランドリーのこの整備事業については、言わばこれは、平島は作る時もそうでしたが、建屋があって、そこにどうするのか。建屋が無くて、建屋込みでこの事業をやろうとしているのか、その点について伺いたい。

それから、東之浜改修工事の小宝島の港湾費の中でですね、先般も申し上げましたが、浚渫が終わった。東之浜がですね。そして、仮接岸はいつ頃になるかって言う話しですよ。それを、仮接岸をするのに、まず手順を踏まなければいけない。その中で、いつ頃になりそうだという話はしたんですが、それも具体的な浚渫がいつ終わるかと言うことも含めてハッキリしていない状況の中で、なんとも言えない状況でした。

今回は浚渫も全て終わっていますのでね、測量も終わっているんだろうと思います。その流れからして、手順をどこらへんまで済んでいるのか。今現在、私の地域の南之浜港では、ランプの使用制限は出ないにしても、ここ最近少なくなりました。気象条件は変わっていないんですよ。でも、船長が難儀をしています。かなり波が入ってきて、南東の風でね。難儀をしながら、言わば、使用制限がされていないからと車を持ってくる。ところが、そういう意味においてはNOと言えないような状況もそこにあるんだろうと思うんです。

東に行ってみると、東の港は100%ランプが使用できる状況なんです。この間、その担当の、担当じゃない、役場の職員が二人、経済課の人がきていましたので、今現在の南之浜の港の状況、接岸した状況、その時間帯に東へ行って東の状況を見せて、こんなに違うんだと言うことも君達は分かって欲しいと言うような話をしましたが、そこら辺の仮接岸するための準備等は、どのように考えて、どのように進めているのか、その点について伺いたい。少し的外れたかもしれない。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

先ほどの大型洗濯機の件でございます。

大型洗濯機は口之島においているプレハブタイプのやつでございます。平島にあるようなちゃんとした、ちゃんとしたというか、小屋の入れるタイプじゃなくて、プレハブがあってそれとセットになったというタイプでございます。

それから先ほどの東之浜港でございます。

これは既に浚渫工事が5月下旬に終了いたしまして、完成検査も6月上旬に終えたところでございます。

今後はですね、支局に接岸するための保管庫ですかね、保管庫として使用したいという申請を作成して提出いたします。

また、支局のほうは本庁と協議して、その結果を受け、本村としましてはトライアルと言う形をとるかと思っております。

だから、ここにどうしても支局と本庁と、そういう申請先が出てきますので、そちらのほうの動きとかそういうがございませうけど、大体通常今までが3か月程度かかっていると言うこととございませうので、9月頃を目途として接岸を計画いたしております。

○議長（日高通君）

只今、用澤満男君の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条の但書によって、特に発言を許可します。

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

申し訳ない。

私が何故今そのしつこく聞くかといいますと、今現在この時期に一番不自由しているんです。9月になったらそんなに不自由はしないんだろうと思うんですね。

だから、そういう意味において、フォークリフトの準備、コンテナを動かすのにどうするのか。地元のフォークリフトで対応できるのかどうか。タラップはどうするのか。いろんな問題がそこにあるんですね。

そしてまた今あなたがおっしゃった中で、本庁と云々と言うことは、コンタクト云々と言うのは個々の準備が出来て初めて向こうは動くわけです。

この村役場で動いてですね、ちゃんと報告をして、その報告あたりがいつ頃に、先ほど測量も終わって完成して報告が上がってきているという話の中でね。準備が出来ているかどうかと言うのを私は伺いたい。

出来ているんだけど、こっちの事務処理の遅れで、またそれが遅れてくるのであれば、私は地元住民としては許せないと言うそういう思いになるかと思うんです。

そこら辺を手際よく再三言っている早く、早くと言っていることを解消するための努力はされているのかなど。そこらへんの確認も含めて質問をしているんですが、そこらへんはどのように考えているのか伺いたい。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

今既に補完港として運用しているのが諏訪之瀬島でございます。諏訪之瀬島の元浦港を補完港として今やっておりますけれども、元浦港そのものもやっぱり東之浜港と似たような条件でございまして、コンテナそのものを切石から元浦港へもって行くとか、そういうのはちょっと出来ない状態でありませう。元浦港を聞いてみればどういうかたちで今しているかと言うと、切石が往路でつけないときは、元浦港につけて、そこでコンテナを降ろしてそこで荷さばきをすまして、そして復航もまた元浦港に戻ってから、コンテナを回収して帰ると、そういう計画であるようでございます。

やっぱりそういうのを諏訪之瀬島のそういうのを経験と言いますかね、そういう手順、マニュアル、そういうのをふまえて今後も、今後の東之浜港の補完港への運用の仕方を学んでいって、うまく利用、港が使えるような形にもって行っていきたいと思います。

○議長（日高通君）

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

ここで議論して話が先へ進むかどうかの問題なんです、今の経済課長の受け取り方は、私は再三話をし、そしてまたフェリーとしまの船長を含めてね、協議をした中身とは若干ずれがあると思うんですが。私が常々申し上げているのは、今現在ね、小宝島と平島が条件付が多すぎると。その中で荷役作業も非常に危険をおかして荷役作業もしている。そういう状況の中で、諏訪之瀬島の切石港、元浦港との補完港としての活用の仕方とは違うんだと。

諏訪之瀬島の補完港が、元浦港が、年間に2回か3回でしょう。使ったのが、使っているのが実際。それが東之浜になったら違うんだ。20回からそういうかたちに増えるんだというようなものを前提に、だからフォークリフトの問題、コンテナの問題。コンテナだって、あなたがいつか下りに東之浜を使った。あくる日は今度は天気が、風向きががらっと変わると。そうした時に、そんな思ったようにはいかないと。また東之浜につけて、回収するというのは難しいと。

コンテナの回収をするためにね、ランプが使えないと。じゃあ降りた車はどうするの。そのコンテ

ナを回収するために東へまた上りにつけるとした場合にね。南之浜港だったら、ランプが使えるのに、わざわざ東のコンテナを改修するためにね、ランプの使用制限で車が積めないという状況もそこに出てくるわけですよ。だから、コンテナにしても車にしても、条件のいい港でランプも使用できて、荷役作業も出来るような、そういう体制を考えなければいけないというのが、使用頻度の違いでしょっちゅう使うんだと言うことで申し上げているんです。

そういう認識を持って再度また確認をしていかなければいけないのかな。また別に時間を設けて、担当課長とも協議をしていきたいと、そういう意味で時間を設定していただきたい。もう答弁は宜しいです。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

2番、永田和彦君。

○2番（永田和彦君）

この民生費の中の高齢者緊急通報システム導入事業。現時点でどういったものになるのか、概念的なものも何らかのかたちで出来ているのかどうなのか、そういったものも含めて説明をしていただきたい。

特に、高齢者が多数いらっしゃるという部分では早期の整備を望むところなんですけど、いつごろまでに整備が完了するのか、そこも含めて説明をお願いします。

それから、村営住宅の合併浄化槽の整備工事。中之島、小宝島ということなんですけど、この2カ島ですべて村営住宅は整備が終了するのかどうなのか。

それと教育総務費の中の学校公民館図書整備事業。これは基本的にはセブンアイランド図書の整備とされているんですけど、現実問題として、利用の状況、そういったものをデータで毎月頂いているんですけど、そういったものを見たときに、特に一般向けの図書類の利用頻度、そういったものを考えたときに、なかなかそういったものが伸びないと。そういった部分をふまえたときに、やはり子ども達にはより多くの本を読んで欲しいなと思う所なんですけど、そういった部分で予算の分配の仕方が一般向けと児童生徒向け、そういったものがどういった部分で予算の振り分けがなされているのか。

それと、年度ごとでセブンアイランド各島回った後、最終年度末の段階で各島に配置するというかたちになっていると思うんですけど、そういったものが各島で、どういったかたちで保管管理されているのか、そういった点についてもし分かっていたら説明をお願いします。

○議長（日高通君）

住民課長、久保源一郎君。

○住民課長（久保源一郎君）

高齢者緊急通報システム導入事業ということでございます。これはシステムということで書いておりますが、基本的に要綱を3月に設置しております。その後引き継ぎまして、実証しなくちゃいけないんですが、要綱の中では、概ね65歳以上の単独世帯、それとおよび高齢者のみの世帯、およびこれに準ずる世帯に属する者と、身体障害者も含めてになるかと思えます。

これを今ですとね、最新の部分でひろってみますと、65歳から69歳までの単身世帯が14世帯。70歳以上の高齢者世帯131世帯。このうち、高齢者同士で住んでいる方が40世帯ということになるかと思えます。概ね大体この131というところで、配布というのを考えなくちゃならないと思っております。

それとこの中にはですね、入院されている方、施設に入っている方、そういった人たちを、世帯をはずしますと、大体その方たちが長期不在者も含めてですけど、大体20世帯ぐらい現地にいないということになりますので、このへんを勘案しながらするということで、早急にしなくちゃならないと。

それで4月に入って業者の方と話をしました。ただ、予算上、この時点での話がワンランク上のシステムと言いますか、機器というので話がありまして、高齢者世帯全世帯に回る金額でなかったものですから、やはり当初の部分でのシステムの機器導入じゃないとある程度カバーできないと言うことで、今話を進めております。

それと機器の分がですね、例の3月の大震災の部分がありましてですね、需要が多いと。それと生産が間に合わない部分も若干4月、5月の時点で出てきておりました。つい先だって、うちの受注の個数分はなんとか確保できそうだと言う連絡を貰いましたので、早めにしようかと思っております。

物としましては、昔、福祉電話とか言うのがあったと思いますが、あれに代わる部分ですとね、基

本的に電話回線、NTTの回線が各世帯、ほとんどの世帯に入っていると思います。その部分で、電話回線に接続しまして、既存の電話をまた接続しまして、するという簡単なシステムでございます。システムというか機器でございます。その中で緊急用のボタンがございます。ボタンを押しますと、自動的にその機器に登録されている、優先順序1番から2番、3番、4番と。これは個々に個人的に申請すればいいんですが、そういったところに順次通報が行くようになります。電話を通じてですね、いくというシステムでございます。

ですから、まずは緊急を要するということにすればほとんどの方がその地域の診療所、それから出張所、それから親戚、子ども、役場も入ってくるかと思えます。それは個々の部分で3箇所か4箇所設定すれば、何らかの形で連絡がつくということに考えております。

それと、これにはですね、本体は家に固定しておりますが、大体100メートル以内、家の立地条件によりまして、庭先に出るとか、隣まで行くとか、そういったかたちの部分の距離の、そんなに長くはとれませんけど、そこら辺ですね、携帯用のボタン、言わば、電話で言えば子機ですね、そういったスイッチのついたやつがセットになっております。それを持って、もし庭先で気分が悪くなったとか言うときはそれをぽんと押すと。すると自宅のほうの電話機から緊急通報で優先順序のほうで順次連絡がいくようになっていると。そういうことで、設定というか、設置に対しましては、ここで全て機器をそれぞれ個々の部分を、登録した部分をセッティングすれば、あとは電話回線をジャックをつなぐだけと言うシステムで考えております。

当初はですね、一元的にうちのサーバーを通して管理すると言う部分であったんですけど、これ等につきましては、システムの問題、それから使いやすさの問題、そういうもの等もありましてですね、今の時点でのこの分でそろえる予定のものは今さっき話をしました機器をそれ専用で機器を設置して、ボタンを押せば通じると言うので対応していきたいと考えております。

それから、村営住宅の合併処理浄化槽の整備工事でございますが、中之島と小宝島。私の感じでは村営住宅のほうは浄化槽等はですね、設置の部分は済んでいると思っております。これは、たぶん単独槽からの取替えあるいはどうしてもその取替えというか、全取替えといいますか、その部分でじゃないかとちょっと私なりに思っているんですけど、ちょっと担当のほうと細部の部分を詰めていなかったんですが、ほとんどの村営住宅については、合併処理浄化槽はですね、設置されていると思っております。

○議長（日高通君）

教育総務課長、福澤章二君。

○教育総務課長（福澤章二君）

教育総務費の地域活性化光交付金事業の関係ですけど、学校図書、それから公民館図書の整備ということで、3,000千円予算を頂いております。

現在までですね、このうち1,700千円を執行しておりますけど、内訳としましてはセブンアイランド図書用として400千円ですね、それから学校の図書として整備として1,300千円を執行しております。

残り1,300千円ほどありますけど、これにつきましては、教材のDVDですね、それから学校図書館の本棚ですね、それと、セブンアイランド移動用の本箱の整備ということになっております。

セブンアイランドで、巡回が終わった図書につきましては、購入の希望のあった学校に保管しているという状況です。

教育委員会で現在のこのセブンアイランドの方式を課内で議論しているんですけど、まず今後の課題としまして、各学校が持っている図書ですね。これについては、学校においては図書目録カードを作って管理されているんですけど、まずその島だけのものになってしまうということで、他の島から借りたいときにもまずほとんど情報の行き来が無いということですので、何らかの電子システムがあれば、各学校の目録を電子システムに入れて、各学校相互に借りれるシステムが出来ないかということが今後検討されるべきだろうと思っております。

それから、セブンアイランドの図書につきましては、毎年各学校島から希望を取りまして購入しているんですけど、前年度の希望を取って、翌年購入するというので、その年のベストセラーが1年遅れで巡回してくるということになりますので、このへんの取り組み方も今後検討が必要かなと考えているところですよ。以上です。

○議長（日高通君）

住民課長、久保源一郎君。

○住民課長（久保源一郎君）

先ほどの浄化槽の関係ですが、これは中之島、小宝島、一番古い住宅だそうで、私の勘違いでございました。全くの新規に装着すると。現在まで汲み取り式であったと言うことで、この2棟が完成すれば、全て浄化槽設置は済むということでございます。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

1番、日高助廣君。

○1番（日高助廣君）

2点ほどですね、伺いますが、農業費のですね、農水産物用の冷凍庫の整備でありますけれども、どのような基準でどこに何台整備をするのかお答えを願います。

それと、もう1点ですね、口之島の製氷施設なんですけれども、いつ頃までに整備ができるのか。既にもう夏場を控えまして、氷が需要が一番多い時期に入るわけでありまして、何月を目途に完成するのか、お答えを願いたいと思います。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

1番目の農林水産物保管用冷凍庫の整備でございます。これは、冷凍庫を3機導入予定でございます。これは、中之島、宝島、それからNPO法人のところに入れる予定でございます。それから、口之島製氷施設整備でございます。大体日産100kg程度の製氷機でございますけれども、これが6月補正で今回設計委託を計上しております。これが通った後、その設計委託をかけまして、執行するわけでございますので、今のところは実施予定としましては、設計委託等がございますので、8月以降になるのではないかと考えております。

○議長（日高通君）

1番、日高助廣君。

○1番（日高助廣君）

冷凍庫が3機ということでありましたので、その実施の目的ですよね。どうして中之島、宝島、NPOに、どのような基準でですね、配備をするのか、お答えを願いたい。

それとあの製氷庫ですね、8月から10月ごろまでが、一番氷が需要期なんです。ですからその工事に入る時期のですね。適正を図ってもらいたい。そうしないと、夏場のですね、氷がなかなか手に入らない。中之島あたりまで走って買うのか、そこら辺の調整も図ってもらいたいと思いますが、今回は大きな漁船は中之島に走れば手に入るとは思いますが、小さなですね、ボートとか、そういう釣り客さんとかですね、そういう利用者に対しての氷の販売が出来ない状態に陥っていきます。

ですからその工事の時期もですね、もう少し考えて施工に入ってもらいたいと考えております。その辺をどのように考えているのかを伺いたい。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

その冷凍庫の基準でございます。これは各島の漁協に連絡をとりまして、それでもって希望のあったところをしているわけでございます。今、NPO法人にしたというのは、今のところが今の冷凍庫施設がどうしても、今のままでは足りないということで、島から送ってきた様々な加工品がございます。こういうのをストックするためにも必要だということで、NPO法人のほうに1箇所入れるということ、これも希望がございましたので、入れるということでございます。

それから、製氷機の施設整備でございます。これは先ほども申しましたように、どうしても設計委託を組まなくてはいけないものですから、6月補正でもって、今のところ、大体いくらかは動くと言うことで、なんか執行を遅らせてくれということでございますので、一応設計はできましたけど、口之島のその管理者ともですね、相談しまして、時期を遅らせるとかそういう手立ても出来るんじゃないかと考えております。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長（日高通君）

質疑なしと認めます。

これで日程第4、報告第7号、平成22年度十島村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についての件を終わります。

会議途中でありますけど、これより昼食のために休憩いたします。

午後は1時30分にお集まりください。

昼食

○議長（日高通君）

午前中に引き続き会議を開きます。

△日程第5 報告第8号 平成22年度十島村簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についての件

○議長（日高通君）

日程第5、報告第8号、平成22年度十島村簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についての件を議題とします。

それでは報告8号についての報告を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

報告8号についてご報告申し上げます。

本件につきましては、平成22年度十島村簡易水道特別会計繰越明許費が確定したために、地方自治法第213条及び同法施行令第146条第2項の規定によりまして、繰越明許費計算書を調整したものでございまして、これを報告いたします。

裏面に確定額を添付してございますので、参照してください。

平島の水道施設整備工事、地域活性化・きめ細かな交付金事業の比例注入式滅菌設備工事につきましては、平成23年4月28日に契約を終えて着工をしております。

簡単ですけど、説明を終わります。

○議長（日高通君）

報告が終わりました、

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

この簡易水道の特別会計の明繰の計算書につきましては、平島の水道施設整備工事の中身について、具体的にどういう工事を予定しているのか伺います。

ここ最近に断水等もありまして、施設整備そのものがかなり古い老朽化も伴って、第2水源のポンプの交換も必要だと。あるいはまた集落から南之浜港への導水管等もあちこち破裂をし、それが断水

の要因になったというようなことも担当を通じて申し上げていたわけですが、そこらへんの計画等もふまえて説明を求めます。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

平島の水道の施設整備に関しまして、ご説明申し上げます。この繰越は、今回補正予算でも又計上しておりますけど、それと関連するのでもありまして、ちょっと補正予算のほうから説明しますけど、補正予算のほうも900千円別途組んでいます。

これは今回繰越した1,205千円と、工事内容そのものは一緒なんでございますけど、漏水とかそういうのがありまして、調査致しました結果、なかなか今度は電気関係の工事が出てきまして、その電気工事そのものの中、ポンプに行く電気とその中を通っている電気の線がございまして、その電気の線の太さが違うものですから、今回又新たに補正で900千円組んで、それが対応できるようにしたわけでございます。

当初延長は、220m程度見ていましたけど、今回330m延長して電気のリレーの関係の工事を行おうというものでございます。

○議長（日高通君）

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

その断水の要因等を含めてね。どこの箇所が漏水をしてそして断水の要因になった。あるいは、水源のポンプ等が故障になって云々ということもありましようが、その施設そのものが老朽化をして、この間の議会でも私が申し上げましたが、その古い話でね、皆さんが笑ってましたけど、大山満夫さんという住民課長時代に引いたものがね、老朽化して、あちこちが破れて、そこから漏水をし、水が足りない要因を引き起こしているんだという話もしましたが、そういう話もある面ではいっぺんには出来ないでしょうが、特別会計になって、水道料金も難儀をしないといかん、そういう状況で、じゃあ断水はどうするのよという話も地元住民としては思いがあるわけですよ。

それだけに、不自由がないようなやり方をしていけないかんだろうという思いがしますのですが、そのかなり古いその配管施設のやり直しをするのも頭の中にあるかと思うんですが、そこらへんをどのように考えているのか。

あるいは、その特会でね、特別水道会計の中で、いつでしたか、次の改良工事、水道の工事を行うのは口之島が終わって次は悪石島云々とか話がでてましたが、各地域の実情を把握した上で、工事関係の設備投資等はしていく必要があるのかなと思いがしているんですが、そこらへんはどのような考えでいらっしゃるのか。

課長が中身が良くわからなければ、担当を呼んで説明をさせてもらってもこっちはかまわないんですが、その点について伺いたい。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

本村の簡易水道そのものというのは、まだ簡易水道にうつってからそんなに日が浅いものですから、その以前の集落ごとで管理していた、その水道の本管の位置さえハッキリ言って分からない状態にある次第でございます。

その中にありまして平島におきましては、先ほど申されたとおり、だいぶ古い時代からの配管、給水管がそのまま利用されているということでございますけど、またそういう図面もございません。

今回又漏水したところも、その時代に敷設したものではないかと思っております。

今回このように平島の水道施設整備工事ということで、漏水の修理ということで計上しております。また今後はですね。こういう工事も含めまして、台帳整備をしようとは考えております。今までもう既に悪石島、宝島、口之島はその整備が終わりましたので、その台帳を作ろうと思えばその本管はそのままできます。しかし今後計画します中之島、それから平島におきましては、そういうのもございまして、また、中之島は比較的、部分によっては新しい管が入っておりますので、そういうところは整備する必要はございませんけど、古いものから順に整備して、今後の水道事業に安全安心な水を供給するために配管等の工事を行っていきたいと思っております。

○議長（日高通君）

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

この間の断水が起こった時点で、その水道担当ともいろいろ直接どうしたのかと言うことも話をしたわけですが、水が出なくなったから皆さん大騒ぎするんですね。基本的に。担当も通常溜まっているもんだと、そんな思い込みでやっているわけです。そこで見回りも必要だろうし、それから慌てて私もその第2水源に行って、そのポンプの様子を見た。本庁へ連絡を取って、予算を組んでからでは遅いと、早急にやるべしということで急がせた経緯もあるわけですが、おかげさまで完全にその何ですか、水が一滴もでない、温泉は休止した経緯があるんですが、そういう状況で対応は出来たんですが、今後の対応の仕方、あるいは老朽化したところをきちんと掌握すると申しますかね。先ほど課長が話したように、本管がどこを通っているのか、それすらも分からないような、そういう状況の中で、絶えず担当者とも、地域の担当者とも連絡をとりながら、そして又今実際に過去において水道に携わった人たちが現役でいらっしゃるわけですからね。その中でもその人たちを含めて、今後のその水道整備の整備していく上で活用していく必要があるんじゃないかなと、そんな思いがするんですが、今のところ、地域のそういう実情に対して、理解していないところがあるんじゃないかなと思うんですよね。話をしても、断水のときにも、水源の水が減ったんじゃないか。わからない。それじゃあどこか漏水しているんじゃないか。わからない。そういう状況なんですね。

そこらへんをもう少し本腰をいれて、チェックしていく方法はないものか。私はまた平島から直接水道の役場の担当に電話を入れて、平島の水はどうなっているんですかって確認しました。そしたら、意外な、私の質問にね、「あなたは地元において分からないんですか」と、要するに、そんな言葉は発していませんけど、「え？」と、「担当は鹿児島にいるからわかりません」ぐらいの、そういうふうには私は受け止めました。それをしょっちゅう、その担当とも連絡をしてね、断水しているんだと地元が大騒ぎしているにも関わらず、地元から連絡が無いからわかりません、では通用しませんと。私はそういう話をしたんですが、そういうことを含めて、この水道の事業切りは、もっとこう実の入ったやり方をして欲しいなど。課長、そう思うんですが、どうですか。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

やっぱり、貯水池に水が溜まってないと、勿論給水は出来ないわけでございますので、今の貯水池そのものは全てなんですけど、ある程度やっぱり貯水量が減った時ですね、なんかこうブザーが鳴るような式とかですね、危険を知らせるような テレメーターなり、そういうのを今後やっぱり検討していくべきじゃないかと。それでないと、完全に貯水池が無くなってから、水が足りなくなったというのでは遅いわけでございますので、ある程度5分の1、10分の1程度になったら、そういうのが知らせるような形の装置を入れてですね、またそういうのが本庁にも届くような形のそういうシステムを今後はやっぱり構築していく必要があるのではないかと考えております。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

1番、日高助廣君。

○1番（日高助廣君）

午前中も質疑がありましたけれども、滅菌設備の工事の件でありますけれども、3島ですね。4箇所設置ということでありますけれども、既にもう発注は終わっていると言うことでありますけれども、その工事の内容ですね。どのような、建屋もあるのかですね、そこらへんの中身をちょっと教えてください。

また、先々週かな。経済課のですね、担当が来まして、敷地が無いんだと言うことで来ました。何やっているんですか。あなたたちは。発注はもう終わっているんですよと。建屋を立てるのであれば、敷地を確保しなければならぬわけですから、工事発注は終わっているけれども、建屋の交渉も終わっていないと。それから、慌てましてですね。地主のほうに相談に行ったような状態でありました。

またその貯水池というのはですね、やっぱり重たいその薬剤を運搬をしますものですから、管理の道路も無いんですよ。私の地域の場合ですね。他の地域はどうなのか。管理の道路があるのか。そこら辺までしっかりと計画性をもって計画を行うべきであると思っておりますけれども、その点を伺います。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

滅菌機が発注した時点ですすね、通常今までの滅菌機を交換するとばっかり多分担当は思っていたんじゃないかと思います。この注入式のその大きさとかそういうものが分からなかったのではないかと認識しておりますので、今後はやっぱりそういう調整機械等を入れるときは、現地調査をした上でですすね。そういう整備なんかを行っていく必要があるのではないかと考えております。

口之島の場合は私も何回か貯水池に行ったことがあります。畑の畦を歩いて大変な苦勞を、私も1回出張員と一緒に次亜塩素を担いで、現地まで行ったことがございます。ほんとこれを月に2回も3回もやっているのは大変な苦勞をしているなと思っております。

やっぱりそういうところがあれば、整備してですすね、やって行きたいと。他の島をしますと、中之島の場合は比較的車も通りますし、それから悪石島は原水のほうが大変苦勞するところがございます。平島の場合はたいして、そんなに原水を通る所は、ちょっと道路があんまり人が通らない所ですので、なかなか。しかし、口之島みたいなようではありませんので。他の島は比較的口之島と比べると貯水池そのものにいけるには、そんなには苦勞はないんじゃないかと思っております。

○議長（日高通君）

1番、日高助廣君。

○1番（日高助廣君）

今後またこういう工事に入る場合にはですすね。事前にやっぱり地元のほうとも交渉をお願いをします。また管理の道路がですすね。もう何十年も前から無いわけで、もう大変な苦勞をですすね、しております。

ですから、近い将来において、そういう安心をしまして管理が出来るようなですすね、管理用の道路も必要かなと思っておりますので、その点もお願いをしておきます。以上です。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

質疑なしと認めます。

これで日程第5、報告第8号、平成22年度十島村簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についての件を終わります。

△日程第6 議案第57号 権利の放棄についての件（特別導入型基金）

○議長（日高通君）

日程第6、議案第57号、権利の放棄についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第57号について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、権利の放棄についてであります。まず権利の内容につきましては、十島村肉用牛特別導入型基金における貸付牛の金銭債権を放棄するものでございます。

放棄を受ける者につきましては、議案書のとおりでございます。

権利放棄額は33万円でありまして、放棄の時期は議会の議決日ということでお願いをしております。

理由といたしましては、平成19年の3月31日、十島村肉用牛特別導入事業によって肉用繁殖牛として飼育管理を行っていたものであります。平成23年の3月25日、分娩の兆候が始まりまして介添えをしたりして、胎児の全出状態に努力をしましたがけれども、容態が悪く引き出すことが出来

ずに、その状態を保つことが出来なかった。そういうようなことで、分娩が始まった翌日には死亡してしまったという経緯であります。

獣医師の診断によりますと、胎児が側頭位になっておりまして、これは整復が困難な状態であったために、帝王切開によるべき娩出と判断をしております、死亡原因につきましては、分娩時の体力消耗による分娩事故であったとさせていただきます。

飼養管理につきましては適正に行われておりまして、管理者に責任がないと判断が出来る事件でありまして、償還未済額33万円の債権を放棄するため、地方自治法96条第1項第10号の規定によって提案をするものでございます。

資料としていろいろ事故報告書、現認書、検案書等々を添付してございますので、参考にさせていただきたいと思っております。以上で説明を終わります。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

本案件は、特別導入の牛であり、過去にもこのような事例を何件か決議をした経緯があるわけですが、この特に本村の場合に、今現在の十島村畜産組合、これを法人化しようというような流れがある中に、特に申し上げたいのは、こういう形で農家は負担を軽減してもらうことは非常に有難いものだ。ただし、この基金そのものが、処分した分減っているわけですよ。それが総体で今現在どのくらい放棄をして減額になったのか、なっているのかというのがひとつ。

それからもうひとつは、ここで議決で農家の負担を軽減することができる、この場合はそんなに基金が減るということが問題であって、農家に対するその負担は軽減されるという方向であると認識をしています。ただ、これ以外に農家が、農家の牛がですね、病気等でお産等で死亡した。死亡して農家がそれだけ損失をうけているという事例が多々あると思うんですね。

そこで、管内、例えば鹿児島市内の畜産農家が、共済保険等に加入して、共済保険そのものが農家のそういう牛の事故とかね、そういうのを救うために保険をかけているわけです。

ところが、本村の場合には、獣医師がいないとか、あるいは死亡率が高すぎるとかね、いろんな理由があって、この保険制度に加入できない今現状。これが、畜産組合を法人化したときに、果たして自分達の方でここまでその保険制度にのっかるような流れを作れるのかどうか。

そういうことでは、今現状で村のほうにも何らかのその流れを導いて欲しいというような思いがするんですが、そこらへんについてはどのような考えなのか。

経済課長、その基金のこの権利の放棄によって、基金が減額になった総額。それは今現在どの位なのか、その点についても説明を求めます。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

基金の今の現在高ですかね。それは今ここではちょっと私の手元に資料がございませんので、後ほど担当のほうに資料を取り寄せます。

先ほどの共済保険の加入事故牛の件でございます。

本土においてはほとんどの畜産農家の方が、この共済保険に加入しまして、事故とかそういう時にはその保険から代金が支払われるという形をとっております。

その条件としましては、獣医師による判断、獣医師の治療でもって、どうしてもこれはその保険の対象となるものであると、そういうのが判明した場合、支払われる仕組みになっております。

それに比べますと、本村の場合におきましては、どうしても地理的条件が悪い中で牛を飼っているわけでございますので、そういう事故等は多々考えられるということで、なかなかその共済保険の加入が許されてない状態にあります。

今後とも今本村の畜産の方向性というのはどうしても、高齢化していく中においてですね、多頭農家の方が増えていく、そういう状況にありまして、今後ともまた目の配りとかそういうのがなかなか出来なくなる状況にありまして、その事故等が十分考えられるのではないかと感じております。

その共済保険に加入が出来ないのであれば、どうにかしてその畜産組合また役場の執行部等交えま

して、自分なりの十島村なりの何かそういう手立てができないかなという検討することは可能じゃないかなと思っております。

○議長（日高通君）

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

基金のその減額については、今の現在高も含めて、口頭ではなくて文書で提出するように、議長にお願い申し上げます。

あと、その共済保険の件に関しては、こうして目に見える部分ではね、農家の負担は軽減されているんです。目に見えないのが多々あるというようなことからすると、例えば基金の今の額が例えば6000万としましょう。した場合にね、その6000万の部分は軽減されているんです。ところが目に見えない部分はそれ以上ある可能性は十分にあるんですね。だからそういう意味からすると、保険の加入と言うのはこれから畜産をやっていく上で、しかも今度は血統のいい牛を進めて入れていくと、牛の値段も結構しますよね。そういうのも含めて、導入していくような努力を私は早急にしていく必要があるのかなと、そんな思いがしますので、具体的に誰がその保険制度に詳しいのかわかりませんが、そういうような協議もしたりしながら、問題解決をしていってほしいというふうに思います。

出来れば方向性をね。ある面で法人化をされる前に、出来ればそこら辺がどうしてもこういうのが原因で出来ないということもはっきり分かればね、またむしろまた次のステップへ進めるのかなという思いがしますので、そこら辺の調査も含めてお願いしたいと思います。

○議長（日高通君）

只今、用澤議員より特別導入事業の基金の損失総額等の額等の調査をして、示していただきたいということでありますので、資料の要求を求めておきます。

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

その基金の残高と言うのは、その事故にあったそういうのなんかも区別してですか。

その共済保険加入の件につきましても、また詳しく調べましてですね。それも一緒に文書にしてできれば報告したいと思っております。

○議長（日高通君）

しばらく休憩いたします。

協議会に移します。

休憩

○議長（日高通君）

それでは、本会議に戻します。

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（日高通君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから日程第6、議案第57号、権利の放棄についての件を採決します。

お諮りします。

本件は原案の通り、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。

従って、日程第6、議案第57号、権利の放棄についての件は原案の通り可決することに決定しました。

△日程第7 議案第58号 十島村道路線の区域の認定についての件（平島高原線）

○議長（日高通君）

日程第7、議案第58号、十島村道路線の区域の認定についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第58号についてご説明を申し上げます。

本案は十島村道路線の区域の認定でございます。

本村の道路線の区域を道路法第8条第2項の規定により、認定しようとするものでございますが、提案理由としては、国庫補助事業での整備に際しまして、整備前に道路認定の手続きを要するため、事業着手前に道路法の規定により新たに認定するものであります。

区域につきましては、裏面に地図、図面を書いて添付してございますが、路線名は平島の高原線、基点は村道南之浜線でありまして、終点は村道東之浜東海岸線に通じるようになっております。幅員は一応4mで、延長は710mを計画しております。以上で説明を終わります。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

本案件につきましては、先程来東之浜港の港の仮接岸の話もしておりますが、これ等を活用すると。この道路は裏港に走るにしても、荷物の移動にしても必要だということで、地元の大きな要望でもあります。

その中で、これが完成しますと今現在の南之浜港へ通じる道は一本線しかない。どこか途中が壊れた場合に、フェリーとしまへの連絡が途絶えるということもあつて、この迂回路というような期待もそこに持てて活用できるというふうに理解いたします。

あと問題はこの東之浜の道路を、今の現状の道路にみますと、側溝の配水の流末が道路に関係なしに下に流れているものですから、がけ崩れを起こす恐れもあつたり、崩れかけた所もある。だから、上の東之浜線の道路の側溝の流末もきちんと考えながら整備していかなければ、今後地滑りを起こしたり、がけ崩れが起きたりするのではなかろうかな。

座談会の中でも話をしましたが、この道路を整備していく途中の段階でも、東之浜の配水の流末を整備していくと。同時進行でやらなければ、途中でまた災害が起きる可能性があると思うんですが、その点についてはどのように考えているかを伺いたい。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

本道路は高原線でございますけれども、東之浜港とそれから南之浜を結ぶ重要な路線でもあります。またひとつは将来平島南之浜線。これが100mほどどうしても離合ができない区間がございます。

す。その工事を担うひとつの迂回路の道路としても施工する計画している道路でございます。

今回一応計画としましては、平成27年度で実施測量かねて施工までやりまして、だいたい3ヵ年で、概算で大体360,000千円程度の予算を計上する予定でございます。これは、当初ふるさとで、特定離島ふるさとおこし推進事業で行う予定でありましたけど、社会資本整備交付金事業というのが別個ありまして、そちらのほうに鞍替えして、24年から行う予定でございます。

そうした場合、東之浜のほうの整備もということでございますが、やはり東之浜もその間、この道路は通れないわけですので、東之浜と南之浜を結ぶためにも、東之浜の暗渠の位置とかですね、そういうのも詳細に調べて、当初道路を造ったときは大体排水路そのものと言うのは200mから300mに一箇所抜かないことには、オーバーフローしてしまったり、そうしてまた開設する当時においては、山から水が流れてくる、そこに水を集めまして、暗渠というかたちを取っているわけでありまして、また今回、去年ありましたが、その中でも暗渠の詰まった所から法面崩壊を起こしたわけでありまして、東之浜の道路のほうもそれに加えてまた見直して、必要な所に暗渠が必要であれば、暗渠をする工事とかそういうのもしていく必要があるのではないかと考えております。

○議長（日高通君）

他にありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（日高通君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第7、議案第58号、十島村道路線の区域の認定についての件を採決します。

お諮りします。

本件は原案の通り可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。

従って、日程第7、議案第58号、十島村道路線の区域の認定についての件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

これより、10分間休憩いたします。

2時30分にお集まりください。

休憩 14時20分

再開 14時30分

○議長（日高通君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第8 議案第59号 十島村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を 改正する条例の制定についての件

○議長（日高通君）

日程第8、議案第59号、十島村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第59号についてご説明を申し上げます。

本案につきましては、十島村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

職員の特殊勤務手当の中に、削除しなければならないものがあつたりして、改正をしなければいけないと、こういう結論ですが、第3条第1項の次に、次のように改めると言うことで、「防疫手当は職員が感染症の予防及び感染症の患者に対する法律第6条第1項に規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症、指定感染症及び新感染症の患者が発生し、または発生するおそれがある場合において、感染症の患者もしくは疑似患者の救護作業、その者に対して行う直接採便又は病原体の付着もしくは付着のおそれのある物件の処理作業に従事したときに支給する。」ということでありましたが、別表を削るということで新旧対照表を付けてございますので、参考にしていただきたいと思ひます。

このことにつきましては、平成8年にらい予防法を廃止する法律が公布されたときに、本来はその時点で削除されるべき文言であったわけでありすけれども、それを今日まで掲載したままの条例でありまして、ハンセン病問題として取り上げられまして、ハンセン病患者ならびに関係者の方々に大変不愉快な思いをさせたものと認識をしております。

村と致しましても、これを知りながら放置したわけではなかったわけですけれども、関係者には深く謝罪を申し上げなければいけない。そういうことで、先般来、鹿屋の星塚敬愛園、それから奄美の和光園、ここに副村長がわざわざ行きましてお詫びをしております。

特に、こうした問題については、人権に関わる問題で、今後とも注意深く偏見や差別の無い社会作りを目指して、本村も頑張っていきたいということで、改正をするということでございますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番、永田和彦君。

○2番（永田和彦君）

この感染症対策という部分について、ちょっと伺います。

この改正前の別表の中にいくつか具体的に、この感染症名が上げられているんですが、中にはネズミであつたりとか、蚊であつたりとか、そういったものが媒介するというようなものがあると思うんですが、そういうものに対するその駆除対策、防除対策、そういったものを村として具体的にどのように考えておられるのか。

例えば蚊の対策にしては駆除剤等を各自治体等に配布をされているのは知っていますが、そういったものが地元でそれぞれ有効に活用されているのか。

それから、やはり島で生活する中で最近特に感じているのは、ネズミの関係。非常に各家庭においても、ネズミが多いという部分で、住民の方からもいろいろ伺っています。

そういった部分で、駆除対策となるとかなりいろんな大掛かりなものになるかもしれないんですけど何らかの方策は考えられないのかなと思うところがあるんですが、その点について、説明をお願いします。

○議長（日高通君）

住民課長、久保源一郎君。

○住民課長（久保源一郎君）

今回の改正につきまして、関連するという事で、環境というかたちで質問がありましたんですが、現在うちのほうではブヨ対策ですか、そういった部分。それから集落内の蚊の駆除というかたちで、薬剤を散布並びに配布して実施しております。今ありましたネズミ、その他人間の生活に介して有害である動物等の処理、そういったもの等についてですね、まだその実態的に、ネズミだけに限らずですね、どのような状況で被害が被るのか、農作物の被害という目に見えるものもあると思います。

そういった小動物を介して、こういった感染症の菌がまわるといった部分も危惧される部分ですが、法的な分、そういった専門的な部分の部署があまりこちらのほうに無いという部分もあります。そういったもの等を予防する上では今後そういった専門家の意見を聞きながらですね、対応していくと。そういった措置をとる場合はですね、意見を聞きながらとらなければならないと、現状ではそういったことでしか答えられないと思います。

まあ、あの、専門的なこと、生活衛生の分ですので、保健所等のほうの意見も聞きながらですね、対応していかなければならないかとは思っております。

○議長（日高通君）

2番、永田和彦君。

○2番（永田和彦君）

そういう有害昆虫、それからそういう生物、ネズミとかそういったものに対する防除対策等を今後ぜひ具体的に行っていただきたい、そのように思います。

それと、万が一こういったものが発生したとした場合、例えばそういった防疫も含めて、一番最初に対応していただくのは、各島の看護師さんのほうが対応されるわけですがけれども、こういった方々へのこういう感染症対策のそういう対応の仕方等に関する研修、そういったものは行われていくのかどうか、その点まで伺います。

○議長（日高通君）

住民課長、久保源一郎君。

○住民課長（久保源一郎君）

直接的にそういったことに対しては、一時的に最初に対応するのが看護師等になるかと思っております。普通の今行われている部分でありますけれども、医療行為等を行う部分につきまして、B型肝炎とかそういったもの等ですね、感染しないための予防措置、そういったもの等は行っております。ただ他の病的な部分とですね。ここでいう害虫による、そういったところへの対応マニュアル、そういったもの等はですね、今のところ、まだ作ってはおりません。

それもやはり専門的な部分で保健所等の部分をしながらですね、対応したいと。また、うちの場合、人に関する感染だけではなくてですね、法定伝染病と言われているのは、大体家畜に関する部分もあると思います。実際うちのほうでは発生はしておりませんが、そういったところもそういった対応の部分で、そういう家畜に、家畜の仕事に関わる人たちの部分をですね、そういった部分の対応もしなければならぬかと思っておりますけれども、そういった部分は他の部署等も連携を取りながら、どういったときにこういった対応をするというのをですね、マニュアル作り等をですね、やはりいつでも動けるようにですね、研修ならびにそういったものを整備しなくちゃならないと思っております。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

1番、日高助廣君。

○1番（日高助廣君）

平成8年にですね。法改正がありまして、15年間が経過し、マスコミ等の指摘によりまして、今回の改正でありますけれども、法改正があった時点ですね、こういう法令は改正をするべきだと思いますけれども、我々の議会のほうもですね、チェック機能が果たせなかったという反省もありますけれども、今後ですね、法改正があった場合には、直ちにですね、条例の改正が出来るような体制をはかってもらいたいと思っております。

それと第3条のですね、別表の全てを法改正で削除するというふうになったのか教えてください。

○議長（日高通君）

住民課長、久保源一郎君。

○住民課長（久保源一郎君）

今回の改正ですが、主たる目的ということは、別表の中にございますらいという言葉がございます。これが、削除されるべき語句でございました。これを削除すると。

それとですね、この病名と他の別表に載っております病名とですね、知っているものもあれば、知らない部分もあるということでございます。

それで今回の改正は、この別表の表現、病名をはずしてですね、本文の3条の中で、感染症に関する法律の分類に合わせるということですので、もし今後またこういった事態が生じた場合は、法律が必然的に改正されます。そうしますと、この条文からしますと、法律の改正と同時にそれに合わせた形でうちも改正されると。病名も改正されるという形をとっていますので、今後この間違っただけとか、そういったもの等はないと考えております。

ですから、ここで本文にあります、一類感染症、二類感染症、三類感染症ですね。そういった分類されているこの感染症の中にですね、それぞれの病名が分類されたので、法律のほうにのっております。そういったのを引用してするということでございますので、全てが削除されている病名ではございません。合わせて一類感染症という症状があったときは法律のこの病気ですよというかたちになるかと思っておりますので、それはもう法律の改正の都度、うちの条文の該当する病名もかわっていくというかたちをとっております。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（日高通君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第8、議案第59号、十島村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決します。

お諮りします。

本件は原案の通り可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。

したがって、日程第8、議案第59号、十島村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件は原案の通り可決することに決定いたしました。

△日程第9 議案第60号 十島村村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件

○議長（日高通君）

日程第9、議案第60号、十島村村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第60号について説明を申し上げます。

本案は、十島村村営住宅の設置及び管理に関する条例であります。これまで入居者の費用負担については、入居者が直接に関与しない部分の補修についても、その入居期間に応じ負担を求めていましたが、故意や過失の場合を除き、その修繕費用については、全額村負担にしようということで改正をするものであります。

また、入居者が直接使用し、消耗、償還による高額備品の修繕についても、初回に限り村負担に改正しようとするものでございます。

これと合わせまして、退去時に畳の表替え等で費用がかかることから、その費用を入居時にある程度担保していただくために、これまでの家賃の3か月分としていた預託金を、60㎡以上の住宅で15万円、60㎡未満で5万円に改正をしたいとするものでございます。

簡単ですが、説明を終わります。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番、平田傳義君。

○5番（平田傳義君）

今の説明でですね、60㎡ですか、30坪ぐらいになると思います。これが一番大きい住宅だと思うんですが、以前は3か月と言うことは、5万円相当かなと理解するわけですけども、これだけの家賃は払った人がいらしゃるんですかね。と言うことと、ちょっとやっぱり村内にこの15万はちょっと合わないんじゃないかなと言う気がします。算出、ちょっとこの（聞き取れず）みてませんが、どういうふうにして出したのか。教えてください。

それから、この新旧表の改正案のほうでですね。しない、17条の（1）ですかね、下の。しないというやつですよね。家屋、壁、床、屋根及び家屋の内部の給水施設等々、これは一応やりましょうということですよ。ただし、その次の「ただし、次の分については、この限りではない」と。畳の表替えをしませんと。ふすまも張替えしませんと。窓ガラスが割れていても取り替えませんよというようにことだと思っておりますが、通常であれば、通常家を借りるときであれば、全て新しくですね、新しい家でない限りはですよ、畳も新しくしてもらって、壁も、壁紙もきれいにしてもらって、というのが私は普通じゃないかと、賃貸契約ではないかというように、通常我々が、例えば鹿児島で借りた場合はそういうふうになると。

ましてや、村で台風が通過する場所にあつて、窓ガラスが、どの程度かにもよるんでしょうけどもね、これを取り替えないと言うのはちょっとおかしいんで、そのへんのちょっと、なんと言うんですか、特にこの窓ガラスのほうのあたりをやらないと言う理由をちょっと教えてください。

○議長（日高通君）

住民課長、久保源一郎君。

○住民課長（久保源一郎君）

まず今回の改正点の一番の大きなものにつきまして、まずひとつとしまして、預託金、入居時の預託金ですね。いわば敷金といわれるやつですかね。その改正でございます。

実は今まで家賃の3か月分相当という形で預託金を預かっておりました。近年、転出に伴い、その転出の際には畳とか、襖とか、そういったもの等を張り替えて出ると。費用を入居者負担と言う義務が条例上出てきておりました。そのためのその分で、新しく替えてもらって、畳等替えてもらって出て行ってもらうと、そのためにそういった費用を使うこともできると言うことでございました。ただですね、実績をみますと、この預かった預託金での処理と言うか、そういったもの等ではですね、到底足らないと。転居する方が全部処理するんですけど、そのときに多大の費用がかかるという事態が続いております。

そういったものをですね、そのときに応分の出て行く方が、負担増にならないためにもですね、入居時に預かっておくという形をとったほうがいいんじゃないかということで、額を上げたわけでございます。

ちなみに、ここに実績がございます。73.90㎡の住宅がございました。これ等を転居する際に

前居住者のほうでうちの条例に従ってですね、張替えなり、障子、畳等を張り替えたりしております。

その費用がですね、327,232円という実績が出ております。他にも66.24㎡世帯用の住宅でございますが、これ等が242,122円、ですから、3か月相当ですので、10万もない金額を預かっております。そうしますと、それを足しても入居して転居する方の負担は倍以上になっていると言う事態が生じております。それで、その分が出来ないままで置いているということも予想されますので、そういったことも無いようにということで、入居時においてはそれ相応の負担で預託金を預けてもらうということしております。

一番うちの資料のあります8件ほどの分で、33㎡の単身用の小さなやつですが、これ等が一番安くてですね、畳と戸ふすまを替えて、53,448円。全て鹿児島の方に畳を出しまして張り替えて貰っております。最低でもこれぐらひはかかると。入居の年数に関わらずですね、出るときにはこれくらいかかっておりますと、言うことになっております。そのために、世帯用は世帯用なりに単身は単身なりというかたちで、2段階で貰うと。ですけど、それ以外は50,000円というランクがございます。㎡からしますとですね。単身用世帯の分ですが、60㎡未満になると、単身用世帯2型タイプになります。今まで18,000円で今度50,000円にしております。ですけど、実績的に頻度によりますけど、50,000円ぎりぎりかなと思っております。そういう事態が生じていることが一点。

それからもうひとつの改正点ですが、今の条例の中ではですね。初年度、いわば入った時点から入居者負担と言うのが入っております。ですけど、その入居者負担の中には、建物本体の躯体、いわば柱になるやつですね、それから屋根裏とか、電気の配線とか。そういった通常管理できない部分等が、いわば初年度入った時点からですね、入居年数の係数によって負担義務が生じるということがあります。

ですから、建物自体は建って年数が増すごとに、そういった建物本体の躯体、壁、電気、それ相当、浄化槽も含めてですけど、そういったもの等が劣化をしていくと。入居して、すぐ壊れる場合も事態も出てくる場合もあると。それはもうちょっとあんまりじゃないかと言うことで、入居者の時点では、何もすべてそういったもの等の建物を構築する基礎的部分、そういったもの等についてはですね、村の負担でやると。ただし、今までありました畳の表替えとか、畳の張替え、それから軽微なもの、先ほど言いましたガラスの割れとかひび割れとか、そういった軽微なもの等については、やはり従前と同じように負担はしてもらおうと。それを補うのが出て行くときに補うのが、預託金と言うことになるかと思えます。

それで、その分を区分けした部分で基本的にはそういった部分で入居した方にですね、一番古い、例えば村営住宅に入った場合、1年目、相当に建物が古ければ、そういった事態が出てくるのを負担を軽減したということです。

それで、ただし、ここで言う、新しい条例案の中の第3号のですね、第3項の分につきましては、本体的なものは村の負担とするが、畳の表替え、ふすまの張替え、破損ガラスの取替え、それから等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他付帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用、これは従前と同じく入居者の負担ですよという言葉を入れております。ですから、3号の3項のですね、ここの部分を分けているということです。再度ここに17条のほうにも載せておりますけれど、再度ここで、これとは別ですよと。

それから、あと、入居者の責任によって生じた修繕。これについては全額入居者の負担ですというので改めております。

それと、新たにですね、村立学校教員の入居についてはですね。その入居者の教員の責任によって生じたものでない限りは自己負担を適用しないと。すべて公費で今までどおりするということで、文言を変えて、分けて、今回は改正をお願いしております。

ですから、これにしますと、災害等こういった部分等のですね、屋根が飛んだとか、そういったもの等はですね、これは災害と言う形でですね、処理しなければならないのではないかと出ておりますので、これは災害も含まれると言うことになるかと思えます。

ですから、入居者費用負担義務を初年度の部分は、初年度から入居者負担が生じるものではないという形に改正してございまして、一応住民となられる方、いわば入居している方の負担をですね、軽減させる部分に変えたということでございます。決して負担が今まで以上に増えると言うかたちでの改正ではございませんので、ご理解願いたいと思えます。

○議長（日高通君）

5番、平田傳義君。

○5番（平田傳義君）

主旨は大體理解できるんですね。しかしながら、貸すとき、ここに出ているものが新規のものじゃないだろうと予測するんですが、新しいものであれば、畳替えをする必要はないわけですから、今言う一番の方ですよ。3項の(1)。

住宅が空いた、その間にですよ、ふすま替え、通常ですよ、壁をきれいにして貸し出すというのが普通だと思うんですね。それはもうここで行けば、それはしないと、ということですよね。

そして、今言う制度もわかりますよ、30何万かと、これは特別のことじゃないかと私は思うんですけど、30何万もかかったということは、普通に使ったらこんなものが何でおきたのか、ちょっと明細を見ないと分かりませんがね。ふすまも替え、ふすまの張替えもしないと。これは勿論程度によるんですけどね。やっぱり次に貸すときは新しくして貸すのが、私は。

なんで自分がするの。なんで私がするの。私が借りた分がなんで私がするの。貸す方がするのが普通なんじゃないかと、私は言っているの。出ていくときは次のその15万ですと言う意味でしょう。預託金でやるという意味でしょう。

○議長（日高通君）

住民課長、久保源一郎君。

○住民課長（久保源一郎君）

あくまでも預託金は預託金でございますけど、一応転居する際はですね。出張員の双方の確認を得て引渡を受けると。その際には畳の張替えとか、ふすまの破れとか、そういうものを直してもとあった新しいままの状態で行ってもらうと。

その時に、出て行くときに、本人はその畳替えとかふすま替えとか自己負担でやらなければならないわけですね。それで、そこにある預託金があれば、その分を足して、足らなければ足して、足ればその分で済めば残りは本人に返して、出て行く、転居していくわけですけど、それで新たに来た人、今度は入る人はそういったまっさらの状態のうちには貸しますよと。だからゼロから始まると。新品から始まるということで、そのうちの畳、そういった軽微なもの等については自己負担ですよと。ただし、建物の躯体、そういった基礎的、構造的なもの等は経年劣化もありますので、負担義務というのはさせないと。

いわば、入って1か月後にシロアリでバンとやられたとか、なった場合ですね。入ってきて、20何万もシロアリ業者を呼んでですね、するわけはちょっとかわいそうなものですから、いくらか今までのやつは入居時から10年未満の部分で負担区分がありましたので、それは酷じゃないかということで、今回の部分につきましては、そういった構造的補修というものはですね、村の負担とするという形で、改正したと言うことでございます。

だから、預託金はあくまでも預託金でございます、あげた理由は先ほど申し上げましたように、預けた方が出て行くときに、それ相当の負担が生じますと、その時点で、たくさんの請求を貰うよりも、幾分かは足しになる程度の預託金があればですね、負担も軽減されるんじゃないかと。それは何年後かはわかりませんが、多くに2～3年で出て行く方もおるかと思えます。

そういった部分等も含めてですね、今回改正しておりますので、なるべくその時点、その時点で負担がならないような形で持っていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（日高通君）

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

以前のこの条例の中身からすると、だいぶ改善されたというふうに認識はいたします。ただ、今住民課長の話にありましたように、出て行くときにも、本人の負担の軽減ということは確かに理解できます。

その中で、そういう理由からね、入居するときの15万円と言うのは、果たしてその負担が大きいんじゃないか。少ないかどうかの問題。

そこで、矛盾した言い方かもしれませんが、15万円そのいっぺんに払うことが出来なければ、分割方式のその、やり方がこれで通用するのかどうか。と言うことがひとつ。

それから、今さっき修繕費そのものは、畳の敷き替え云々と言うことで、費用が経費が30何万と

いう話がありましたが、福澤君、教員住宅の、久保君がその教育委員会におりましたんでね、詳しいことがわかるかと思うんですが、教員住宅の先生の入れ替わり、3年間約使って出るわけですが、その時の畳の敷き替え、あるいは、ふすま張替え、そこらへんはどこまでされているかよくわかりませんが、その費用等についてはどのような金額がかかっているのかなど。

通常我が村では、先ほど5番議員がおっしゃったように、入るときには新品同様。出るときにはまたそれを替える。それで教員住宅でもしね、その毎回毎回畳を張り替えなければ、その人が住めないような生活出来ないような状況でない限りは、そこまでお金をかけてわざわざ替える必要があるのかなど。それが要するに、次住む人、また出て行く人の負担軽減にも繋がっていけばいいのかな。そこら辺は出張員を含めて、状況判断がそこにあるでしょうが、そこで無理やり、畳のしき替えにしても、張替えにしても、運賃が発生して、かなり日にちもかかり高くつくわけですよ。そこらへんの見極めも含めてある程度想定して、設定していく必要があるのかなというように思いがするんですが、その2点について伺いたい。

○議長（日高通君）

住民課長、久保源一郎君。

○住民課長（久保源一郎君）

まず、教員住宅のことが出ましたので、私も3月までおりましたので、まだ今新しい課長のほうは実際しておりませんので、私のほうで答えますが、教員住宅。教員住宅で管理している教員住宅につきましてはですね、すべからく出る時点です、畳を替えているというわけではございません。その状況によって、各学校からの報告によって、これは替えたほうが良いとか、そういったもの等で、必要最小限で交換をしているのが実際でございます。

それと、教員の中に村営住宅に入居している方が何名かおられます。この場合はですね、本人の鮮明な部分がなければですね、通常に生活しておれば多分に3年という形で村営住宅は借りておりませんので、1年1年の期限付きの先生が借りているかと思えます。

それで、その時点では住民課のほうの分です、次借りる人が全くの教員以外という形であればですね、教員以外というのを充てるとすればですね、全て公費のほうで替えてもらっております。通常一般に貸す形にして、公費で補修をしてもらっております。

それで、継続して借りるとした場合ですね、教員、教員とかいうのが続くようであれば、実際悪石島の村営住宅のうち、教員がずっと使っている住宅がございます。こういったところはですね、1年1年の教員が交代する都度替えてはおりません。その状況によってですね、替えてもらっております。

ですから、ちょっと教員が使う場合と、そういったので、使用者、あとにくる使用者の部分が教員、教員であればですね、そういう状況です、すべからくゼロからまっさらから始まるという状況にはしておりません。

ただ、一般の村営住宅の部分につきましてはですね、そういった状態で、一般、ここで普通の賃貸で行われるような条件でもって、新たに貸し出すという形をとっているというのが現状です。ですから、そこで教員住宅の仕様と村営住宅の一般の方の仕様とは分けているということでございます。

だから、この問題が起こったのは、やはり入居してあとから来た人たちがいろんな負担が生じると。畳を替えなくちゃいけない事態がでてくるとかですね。

例えばAという方が最初に入ってあって、Bという方がその後に入ってきました。そのままの状態です。Bという方が1年おって転居する。Cという方が入ってくる。当然に畳の劣化とか、ふすまが破れておるとか、それから換気扇が動かないとか、いろんな不都合が出てきていると思います。

それでCという方はそれじゃないと入らないと。だから、Bの方は補修していきなさいと言われても、私はこういったのをそのまま引き継いだから、そのままの状態ですと返すと言うか、新品までは借りてないからとか、そういった問題が昔あったと思います。

そのために出て行くときには民間の賃貸と同じような形で預託金を貰って、それを資金にして、そこで補修をして、出て行ってもらうとか、そういった方針をとっていったと考えております。

その中でいろいろな問題をしながら、変更しながら、今回の改正については、こういったお願いをして、預託金もやはりあげてもらわないと、その時点でする本人がたぶんに困ると、そういう事態になるかならないかはわかりませんが、これ以内で済めば本人にお金は返ってきていくわけ

ですから、そういった事態を含めて、今回高額ではございますけど、50,000円と150,000円と言うかたちで、面積でわけてもらったと言うことでございます。

私もこの資料を見まして、実績を見まして、本当、すごく、ほとんど替えていっておりますね。実際に。それが多分にこれだけかかってきております。天袋のふすま。すべからく表に見える部分ですね。畳はしかり。そういったもの等はすべからく、替えております。ですから、世帯用にしますと、枚数も重なりますし、相当だと思えます。

例えば一番高かった327,000円のかかった部分にしますと、替えた分がですね、ふすま、普通のふすまが16枚、張替えです。ですから、これで96,000円かかっております。それから、天袋のふすま。これも替えております。8枚。これは19,000円かかっております。それから戸ぶすま、ごろごろするやつ。これが2枚、これも替えております。戸ぶすまも戸も張り替えております。それから、障子。普通の障子が13枚。それから天袋の障子。天井にあります欄間のほうですね。これも10枚ありました。これ等あわせても70,000円ほどかかっております。畳が18枚。これが鹿児島に送って、ござ替えをして、多分ござ替えだと思えますけど、これが127,000円かかっております。合計で327,000円と言う経費がかかっていると。

ちなみにもう他ののも大体枚数的にこういったものも張り替えるものですね。畳プラスふすま、障子。そういったものはもうほとんど替えて行っております。

そういった状態で経費はかかっているというのが実際でございます。

そういったもので、これの確認、いわばこれも替えなくちゃいけない、これも替えなくちゃいけない、それ等はですね、転居する方と転居する際に出張員の確認を得て、報告をもらって、本人にこれとこれを替えると。そして本人に了解をもらって、本人にしてもらうと。もし本人が出来なければ、住宅の担当のほうで見積もりをとって、実際にしてお金は本人に払ってもらうという形をとっております。

ですから、そのときに預託金の話もその預けた人と話し合いの部分でこの処理をどうするかという形をとらせていただいておりますので、多分にかかるもんだなど、村営住宅でこれだけかかるというのがですね、相当消耗が激しいのか、それとも長い年数住居を構えていたのかどうかということになるんじゃないかと思っております。これ以上かかるとすれば、10年近く住んでいた方になるかと思えますけど、その間に定住して、助成金の住宅資金なりしてですね、新たに住宅でも建てられれば良かったんだろうと思えますけど、まあこういった村営住宅としても、村のほうとしても、やはり街中と同じような状況は出てきているということになるんじゃないかと思っております。

その預託金、私も金額等の設定の部分で実績から判断をしております。ただその150,000円と言うのが、転入される方、新規でIターン、Uターン、いろんな形で村営住宅に入居を希望している方がいるかと思えます。家庭的な部分もありますし、世帯の経済状態もありますし、特に150,000円という金額。世帯用に入るとすれば、この150,000円というのも何とか工面しなければならぬかとは思っております。ただ、その今この課内の部分ではですね、これの一括、今の条文では入居前に納付しなければならないとなっております。全額とは書いてないんですけど、その支払いの方法、納金の仕方、それ等はもうちょっとこれ実例なりそういったもの等が出てきたときまでにはですね、何とかきついと思えますので、軽減ではありませんけど納入方法のですね、分割とかそういったもの等は可能かどうか。上のほうとも話をしてですね、期限を切って分割納付するとかですね、分割で預託してもらおうとかですね、そういったもの等は検討してみたいと思えます。

なるべく、入居時で最初からそこでつまずいて転居しないとなれば困りますので、その辺は考慮したいとは思っております。

○議長（日高通君）

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

確かにあれですね。我が村では市内で取り替えるのと違って、運賃が嵩む。いろんな意味で高額であるんですが、また教員住宅とは若干違うのかなと。あと、また入居する側の人にとっても、また見た目で判断して取り替えなくてもいいとなると、後々の問題も出てくるのかなと。なかなか複雑、そしてまた難しい問題があるもんだなという思いは致します。

ただいづれにせよ、この人口対策で、人口を増やしていくというために活用していかないかということですので、これと並行して、過去にも申し上げましたが、その団塊の世代の受入れ等も含めて、

家を建てる敷地がない。そういうときには村の方で敷地造成をして安価で提供するんだというような方法も含めて取り入れていく。今のこの23年度のこの明線にしているその事業の中身にしましても、いろんな形で使える補助金があるわけですから、そういう面ではこういう宅地の造成等も含めて、何らかの形で1か島からでも手を付けて、整備して、そこを今度は安くで払い下げるとような方向性も私は必要なのかなと、そんな思いますので、ぜひこの人口対策として捉えて定住促進もふまえながら、住宅の貸付もやっていただきたいというふうに思います。

今出ました、その、これとは問題が若干違いますが、これと合わせて、村営住宅の活用も含めて、その住宅地の整備をして提供していくということに関しては、今現在の補助事業の中では対象になる事業等はないのかどうか。これは単独でやらなきゃいけないのかどうか。その点についてどのように認識しているのか伺いたい。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

住宅整備の補助につきましては、私が知り得る範囲の中では補助がついている事業はないですね。この問題につきましては、過疎計画の中でも22年から後期の5カ年計画ということで策定しているわけなんです、その中でIターン、Uターン者を促進するための整備用地の確保をしましょうということでの文言規定はされておりますけれども、今のところ具体的に整備まで踏み込んだ事業計画のほうはもっていないところです。

もうひとつですね、村営住宅の中で、すでに25年を迎えようとする住宅があります。

これもその過疎振興計画の中で、25年を迎える住宅につきましては、個人に払い下げを勧めたらどうだろうかということでも進めております。

後期の計画の中で、具体的に該当者となる者は既に入居されている方ということを含めて、今後担当課のほうで交渉するという方向になっていくのではないかと考えています。

それから、定住を確保する意味で住宅用地がかなり範囲が限定されるということ等を考えると、民間の空き地、もしくはその民家と言うものがかなり集落内に見受けられるということ等で、積極的に村の方で買い上げる、そして村の方で借り上げると言うもの等で、そこで、その住宅用地の確保ということを考えれば、将来の定住対策等に繋がるんじゃないだろうかと思っているところです。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（日高通君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第9、議案第60号、十島村村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決します。

お諮りします。

本件は原案お通り可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。

従って、日程第9、議案第60号、十島村村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件は原案の通り可決することに決定いたしました。

会議途中でありますが、これより10分間休憩いたします。

3時40分にお集まりください。

休憩 15時30分

再開 15時40分

○議長（日高通君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

**△日程第10 議案第61号 十島村定住促進生活資金の交付に関する条例の一部を改正する
条例の制定についての件**

○議長（日高通君）

日程第10、議案第61号、十島村定住促進生活資金の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第61号について、ご説明を申し上げます。

本案は、十島村定住促進生活資金の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定でございます。

条例の第3条の基準額の表記の改正、第4条の生活資金助成金の交付の条文を全部改正しております。

これにつきましては、現行条文の表記が煩雑なことから、種類や交付方法について、項毎に整備しまして、改めるものであります。

交付の方法につきましては、一部変更を予定しておりますが、これは対象者の緊急性や不正防止を考慮しまして、出来る限り口座振込にしようというふうに改め、改正をするものでございます。

参考資料で、新旧対照表等を添付してございますので、参考にさせていただきたいと思っております。簡単ですけれども、説明を終わります。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番、平田傳義君。

○5番（平田傳義君）

今の村長の説明で、出来るだけ良い、なんというんですか、こういうアレが出来ていますが、出来るだけ口座振込みにしたいという説明でありましたが、ここに2点ほどやはりどうしても現金で払うと言うのが出ていますが、これはどういうことなのか。4の4の1の上のここだと思うんですが、小学校、中学校、入学時のお祝い金については現金ですよ。そういうことですよ。

それから、2か所くらいなんかそういうのが現金で払うというのが。どれでしたか。他のものについては、振込をするとなっておりますが、ここだけ何故現金なのか。

○議長（日高通君）

住民課長、久保源一郎君。

○住民課長（久保源一郎君）

まずは、提案をしております、新旧対照表をご覧頂きたいと思っております。

本文のほうでは分かりづらいと思っておりますので、改正前と改正後ということで。現金支給と言うこと

で左側の欄ですが、6ページに載っております。第4条第4項第1号に定める助成金は現金支給とすると。この第4条第4項第1号、これはですね。第1号はですね。小学校及び中学校入学時に祝い金を交付する。祝い金です。現在も現金支給というかたちで祝い金のほうについては、直接保護者のほうに現金支給をしております。

それと、第4条第2項第1号、この第1号及び第2号は節目助成金になっております。生活資金でございます。これ等についてもですね、現在節目ですので、村内に住居を有しているわけですので、この分につきましてはですね、直接本人のほうに支払うと言うことで、現在も同じように節目助成金については、本人が住所を有していると言うことで、お支払いいたしますので、当然に直接本人に支払う方法をとると言うことでなっております。

支払方法については、変わっておりませんが、ただ現金口座振替、生活資金、いろいろ準備等がございますけど、なるべくこういった事態等につきましてはですね、今まで資金前渡なり、そういったかたちで島のほうに送っておりました。現金の輸送とか、そういったもの等もあるかと思っておりますけど、なるべく職員の手を通らないですね、直接本人口座、確たる、確実に今指定金融機関も設けておりますので、そういったところの金融機関を通じてですね、本人に振り込むと言う形をとりたいと。極力そういった部分で事故の無いようにしたいということで改正をしております。

それと、今回の部分はですね、中身、支払い。支払方法と中身の助成の仕方、方法、それから金額、そういったもの等は変えておりません。

それで、現在の条文はいろんなものがですね、ひとつの項の中に入っておりますですね、これは前任者からの引継ぎの部分でですね、この種類の分け方、それからこの方はどれに該当するんだろうかということですね、非常に分かりづらかったということで、そこら辺を一つ一つ、条文は長くなりますけど、項ごとにまとめて、このケースはこうと。この世帯はこうと。いう形で順を追って振り分けて、該当する助成金が漏れがないように、そういったもの等を振り分けるためにしております。

それと、後ろの別表にのっております。別表のほうに全て条文を表にした形でですね、金額等を載せて支給をしているということでございます。

中身の金額の変更、増額とかいうのはございません。改めて、今回条例が整備されますと、すっきり。今までよりもすっきりとした形でですね、分かりやすく、この本村の定住促進の条例等の執行が出来るのではないかと考えております。

○議長（日高通君）

これより協議会に移します。

協議会

○議長（日高通君）

本会議に戻します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（日高通君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第10、議案第61号、十島村定住促進生活資金の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。

従って、日程第10、議案第61号、十島村定住促進生活資金の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

△日程報告

○議長（日高通君）

これで本日の議事日程は全て終了しました。

明日は午前10時にお集まりください。

△散会

○議長（日高通君）

本日はこれで散会します。

ご苦労様でした。

6月22日（水）

△開議宣告

○議長（日高通君）

おはようございます。
これから本日の会議を開きます。

△日程報告

○議長（日高通君）

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程表のとおりといたします。

△日程第1 議案第62号 平成23年度十島村一般会計補正予算（第1号）についての件

○議長（日高通君）

日程第1、議案第62号、平成23年度十島村一般会計補正予算（第1号）についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第62号について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、平成23年度十島村一般会計補正予算（第1号）でございます。

一般会計補正予算第1号につきましては、1ページの歳入歳出補正予算案に示すとおり43,251千円を追加いたしまして、歳入歳出の予算総額が2,933,195千円となるものでございます。

今回の補正予算の主なものにつきましては、本年度の特定離島ふるさとおこし推進事業が確定したことによりまして当初予算計上分の残り、事業で、201,514千円を予算措置するものでございます。

23年度の特設離島事業につきましては、ソフト事業8件、ハード事業16件の24件で総事業費が375,037千円、前年度比で4,330千円の増額の確定となりました。

減額分では補助港湾建設事業費が要求額に対し、61%程度しか内示されなかったことから294,200千円を減額してございます。

また、職員の人事異動等に伴いまして人件費の組替を各費目において行なっております。

それではまず、歳入関係から順を追ってご説明申し上げますが、まず9ページから14ページまでが歳入関係になりますので順を追って申し上げます。

まず9ページの村税であります。694千円を増額してございます。

主なものにつきましては個人村人税、固定資産税、軽自動車税の滞納繰越分が確定したことによりまして2,344千円を増額計上し、また現年度課税分の固定資産税において償却資産の減価償却に伴う減額が1,635千円となるものでございます。

次に分担金及び負担金では、インターネット個人加入分として千円の頭だしをするものであります。

それから使用料及び手数料につきましては、村営住宅使用料の過年度と民家借上げ住宅の家賃分を218千円計上してございます。

次に10ページですけれども国庫支出金につきましては217,881千円を減額しております。

その要因につきましては土木費国庫補助金で先程も申し上げましたように港湾事業交付金が事業費要求に対し61%しか内示されなかったことから235,360千円を減額するものであります。

また、減額では民家借上げ改修家屋を当初国庫事業で16件申請をしたところでしたが、7件しか採択されなかったことから、15,750千円を減額してございます。

増額分といたしましては、本年度宝島地区に小規模多機能居宅介護施設を整備するための建築費として、備品費分を含めて33,000千円を見込むものであります。

次に県支出金につきましては、146,946千円を増額計上してございます。民生費の補助金の30,000千円の減額は小規模多機能居宅介護施設を当初予算時に県補助金で計上してありますが、先の説明のとおり国庫補助金の内示に伴う組替を行っております。

それから次は11ページになりますが、衛生費の県補助金の医療対策県補助金で5,195千円を計上しております。歳出における診療諸費で職員の配置替えによる人件費等が増額することから事業費の3分の2補助を受け入れるものであります。

農林水産業費、それから商工費及び土木費においては特定離島事業採択分といたしまして、共同利用農業施設、牧道整備、鮮度保持施設、集落内側溝整備、防舷材整備、それから臨港道路、漁船陸揚置場整備分を155,087千円計上しております。

また、地域振興推進事業で道路整備並びに製氷施設整備を2分の1補助として10,332千円を見込んでおります。

次は12ページになりますが、財産収入では過年度分の収入として旧庁舎貸付収入分等を1,247千円計上しております。定額運用基金収入として過年度分の産業資金及び住宅資金の利子を723千円計上しております。

次に繰入金であります。介護保険事業勘定の前年度精算分で914千円の受入、また、歳出予算の財源調整といたしまして財政調整基金から90,000千円、地域振興単独事業に財源充当して地域振興基金から20,000千円を繰入れております。

繰越金につきましては前年度実質収支額の中から、基金繰入で34,000千円を除いた額を今回の補正財源として33,813千円を繰入れたものでございます。

諸収入につきましては、10,051千円を減額してございます。減額の主なものにつきましては、総務費の雑入で当初口之島地区地デジ難視聴整備に当初不確定の状態でのNHKから助成金受入を予定していたのでありましたが、協議を進めた上においてNHKとの共同整備に決まったことから予算減額を行なうものであります。

次に農林水産費の雑入では、県有牛の過年度分の個人償還金や水産施設整備の受益者負担を見込んでおります。

次に13ページから14ページの村債につきましては、23,400千円を減額してございます。

まず辺地対策事業債では林道整備事業、林道口之島線、それから林道椎崎線の事業費増に伴いまして起債額が900千円増えるものであります。

また国庫補助で進める地上デジタル用の鉄塔整備の村負担分を13,300千円の起債充当を予定するものであります。

過疎対策事業債では過疎対策ソフト分の充当配分額が国より事前提示があったことから、その提示額に配分するために説明欄に記載をしております事業に充当変えするものであります。ハード分では空家利活用事業の国庫補助対象上限額を上回る事業費を充当しようとするものでございます。

公共事業債につきましては、補助港湾事業費の大幅減額に伴いまして起債額を45,100千円減額しております。

現年単独災害復旧費につきましては、先の2号台風による林道土砂災害分を計上してございます。

次に歳出に移りますが、15ページになります。

議会費につきましては、議会広報発行印刷の入札執行残を整理したものであります。

総務費につきましては、17,155千円を増額であります。主なものにつきましては、一般管理費で人事異動に伴う職員配置替えによる人件費が減額になっております。ま、このような人件費の増減予算は他の費目でも発生しております。前述のとおり的人事異動において影響するものであります。

増額では負担金補助でテレビ共聴施設の配線が経年消化や落雷被害を受けたことから、8割補助の1,031千円を計上するものであります。

財産管理費の増額につきましては、公会計制度導入、資産の負債状態の公表義務に伴うシステム保守を計上しております。

次に16ページの財産管理費で20,482千円を増額しております。主なものはその他委託料で不正アクセス追跡サーバ構築。これは著作権法の観点から設置義務として2,415千円と十島会館の土地家屋の資産調査399千円となっております。

17ページの工事請負費につきましては、村営住宅・民家のインターネット加入アンテナ工事を2,457千円見込んでおります。

また、公有財産購入費で中之島地区の土地、宅地2筆、農地8筆、原野1筆、家屋2軒の購入として13,393千円を計上しております。

企画費では需用費で土木。失礼。本土復帰60周年記念事業として、おはら祭り参加に伴う浴衣等を揃える費用で2,700千円、18ページの委託料でデジタル放送の受信不具合があることから調査費として1,680千円を計上しております。

21ページから民生費になりますが、民生費では14,368千円を増額してございます。社会福祉総務費の需用費で、いきいき教室の会食費で前年度実績分も一部含み546千円を計上してございます。

22ページの社会福祉施設費では、宝島地区に予定の小規模多機能居宅介護施設の整備に伴う経費として、空き民家を活用した場合の解体費用、実施・設計及び施工・監理と施設の備品整備等を12,118千円見込んでおります。

23ページからの衛生費は、11,637千円を増額してございます。主なものにつきましては、保健衛生総務費において工事請負費で一部診療所の改修、繰出金の簡易水道会計で執行する事業等の財源支援といたしまして3,038千円、診療所費では職員配置替えによる人件費の増額を行っております。

24ページから清掃費でゴミリサイクル関連経費を見込んでおります。

25ページからの農林水産業費につきましては122,095千円を増額しております。

農業振興費の報奨金で新規就農者の支援要請と産業振興の促進につなげることを目的とする新規就農者支援制度に借受者が規程の条件をクリアした場合は借入額の5割を奨励金として支給する制度がございまして。今回一件の対象者が発生することから計上しているところであります。

委託料では諏訪之瀬島地区農道開設の設計費1,187千円、野ヤギ、農作物や牧場等を荒らし、農業振興上被害を受けていることから駆除対策といたしまして、村で1頭5,000円で買上げて処分するするものであります。予算につきましては、一応200頭買上げの1,000千円を計上しております。

それから次は26ページになりますが、工事請負費では平島地区に家畜保護施設兼農業機械庫整備と諏訪之瀬島地区の農業施設間の道路整備45,000千円を計上。また、負担金補助金で生産施設整備補助を3団体より申請があったことから5,063千円、農業振興対策補助で2団体からの申請で3,237千円を見込んでおります。

26ページから27ページの畜産振興費につきましては、当初予算で単独の採草地整備を進める上で畜産組合等を中心に賃金支給で進めることで計画しておりましたが、事業の効率性、今後の事業展開等を考慮しまして、一部地区で試験的に業者投入を検討したらとのことから賃金等を減額し、工事請負費を9,500千円増額しております。また、この工事請負費につきましては、諏訪之瀬島地区の牧道舗装整備8,000千円も含まれております。

27ページの林業振興費につきましては、諏訪之瀬島・悪石島の特用林産物道路整備に伴う設計監理費と補助林道、林道口之島線、林道椎崎線の事業費増によるものであります。

次は28ページになりますが、水産振興費の工事請負費で、中之島地区水産加工施設兼製氷施設整備41,622千円、口之島の製氷施設改修工事5,665千円を計上しております。また負担金補助金で鮮魚輸送コンテナ、漁船燃料保管ドラム缶の整備補助金を1,509千円計上しております。

28ページから商工費であります。15,180千円を増額してございます。商工総務費の工事請負費を12,000千円につきましては、大型洗濯機兼乾燥機のない地区、要するに諏訪之瀬島、悪石島、小宝島にこれを整備しようとするものであります。

29ページから観光費になりますが、特定離島事業を活用して事業費1,486千円で民宿研修を計画しております。また委託料では、今年度のお盆が新暦と旧暦が重なることから口之島のお盆行事

にツアー客を呼び込む経費を見込んでおります。

30ページから土木費は159,305千円を減額してございます。道路新設改良費の工事請負費で道路側溝蓋の整備として、口之島、平島及び宝島地区を41,892千円で予定をしております。また平島地区においては墓地のアクセス道路整備10,000千円を計画してございます。

31ページの砂防費で、中之島地区の湧水対策及び排水対策を8,409千円計上しております。

31ページから32ページの港湾管理費の工事請負費であります。70,578千円は防舷材の整備8基と平島地区の港湾周辺の道路整備等を計画するものであります。それから港湾建設費の工事請負費で318,200千円の減額につきましては、先ほども申し上げましたとおり国庫補助の一部未採択によるものでありまして、委託料の24,000千円につきましては小宝島港の次期製作予定のケーソン分の設計料であります。

33ページの住宅管理費につきましては、村営住宅の維持管理に伴う諸経費の642千円を計上したものであります。

消防費につきましては5,091千円を増額しておりますが、主なものにつきましては34ページに計上するとおり消防施設費で中之島キン岳に設置しております。無線中継、防災無線中継局非常用の発電機が落雷被害で発電機が焼けてしまい、使用不能状態にございますので新替として新たに発電機の購入と設置費を4,200千円見込んでおります。この発電機につきましてはインターネットからの非常用発電も兼ねております。

それから34ページから教育費であります。786千円を増額してございます。増額の主なものにつきましては、小学校管理費の工事請負費で750千円、これは宝島給食室の雨漏り防水工事を予定するものであります。

それから36ページの社会教育総務費で878千円を計上しておりますが、県埋蔵文化財センターの所長から宝島の女神山一帯に貴重な植物群生林が息し、国の文化財としての価値あるものであることの判断等で、その調査費を村予算で計上してほしいと要請があったために、これを措置するものであります。

災害復旧費では先の台風2号による大雨災害分を職員調査経費や被害、被災箇所復旧設計また一部補修費を計上してございます。単独復旧費として、中之島地区の2箇所を1,100千円見込んでおります。なお補助災害分につきましては、来月予定の災害査定を受けた上で口之島及び中之島の被災分が次期補正予算に計上すると思っておりますので、補正予算でお願いすることになると思います。

それから予備費につきましては、11,527千円を財源調整財源として計上してございます。

地方債の補正で、6ページにさかのぼりますけれども、地方債の補正を第5表で計上しております。内容につきましては、歳入の村債で説明をいたしましたので省略いたしますが、補正後の地方債の総額は273,000千円を予定するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

ただいまの説明の中で、港湾事業の国庫補助金が当初予算の61%しか確保できなかったという説明でしたが、本村の唯一の住民の足でもある重要な交通手段を整備していく中で非常に大きなネックになっていくのかなど。また、かたや県の管理港に指定されている港あたりは、さほど不便も感じていない状況の中で、淡々と村管理港とは違って整備が進んでいくと。

村の管理港から比べると遥か雲の上にあるような、同じ十島村において、しかも大きい島であって自然気象状況もそのように厳しくないというようなそういう状況もあるんでしょうが、ここらへんをどのように解決していけばいいのか。

昨日の議案審議の中でも、福祉の方への予算の民生費、民生福祉費の方への移行も含めて、この目的別予算の中身からしますと土木港湾関係も整備が終わるにしたがって、そっちのほうへ移行していく流れもあるだろうって話もしましたが、こういう状態だと先が読めない、ていうようなことがあり得るんじゃないかろうかと。

まあそういう意味においては予算の獲得ができなければ、あるいは夢の話かも知れませんが、じゃあ村の管理港のひとつでも県の管理港へお願いすることはできないものかと。そうすることによって、村の少ないこの財源の確保が、状況の中でね、港湾整備がまた進むんじゃないかなと。そんな思いがいたします。中之島港、あるいは口之島港、あるいは宝島港。どこまですれば完成なのか。このままで見ている限りだと、村の管理港、悪石、諏訪之瀬、小宝、平島。この港とは遥か違う立派な港が出来ていく。ますますその差が開いていくようなそんな思いがするのですが、その点についてはどのように考えてるか伺いたい。

それから歳入の諸収入、この中で中之島製氷施設、口之島製氷施設、この受益者負担金がいくらなのか、その金額について伺いたい。

その中で、各島やりかえる施設もその生産活動をする中で老朽化等とともに、やりかえなければならぬ施設が次から次出てくると。今の現状では少人数で赤字運営をしてる中にこの受益者負担というのがまた、これは当然の負担金だとは思いますが、少人数で切り盛りをしている中で負担金がないのか、逆に負担になって施設そのものが修繕ができないとか、そういうものも私は起こっているんじゃないのかと。ある意味では悪石島の過去に作った製氷機の時も、負担金が大きな壁になっているいろいろな悩んだ経緯もあります。

また、宝島の急速冷凍機を入れるときには受益者負担なしと、状況があったと認識するんですが、そこらへんの整合性、片方では受益者負担金なし、片方では受益者負担があると。そこらへんの整合性をどのように、明確に解釈できるような流れができていくのかと。そこらへんの今後の負担金の問題も含めて考えがあればお聞かせ伺いたい。

それと歳出の15ページのこのテレビ共聴補修工事。説明の中では雷等が落ちて云々の話がありましたが、今現在、地デジへ移行していきこうとして工事をしてる中、元は修理ができて、地デジの電波を受けても、各家庭に引っ張っているアンテナ線あたりがやられたら、もちろん映らないということでももちろんその地デジ放送も見れないということになるんだろうというような思いがするんですが、この具体的なこの3ヶ島がいつにこういう形になったのかどうか、その点について伺いたい。

これもテレビ共聴組合の受益者負担が発生するんですよね。この負担金は、受益者負担金はどこに入ってるのか、その点について、今私が予算書を見るところちょっと見当たりませんので、その点の確認を一つしていただきたいというふうに思います。

それから、この27ページの農林水産振興費、この中の村が今度から新しくやろうとしてる採草地の整備。これに関して当初の計画の中で一抹の不安を感じるような、計画じゃないかというような思いもする中、雇用対策も含めて、地元でオペレーターもいればその中でやるべきじゃないかという、組合長会議の中でもそんな話も出たりしたわけですが。各地域によって違いがあると思いますが、私たちの地域では、地形上、地域住民では手に負えないんじゃないかなと予想もしているんですね。そういう中で今回の業者に委託して云々ということは、地形を見てこれでは住民の力ではどうしてもできないというような、そういう諸々がそこにあって、敢えてここの地域を選んでされるのかなと。どういう意味でこういう場所を選んで、この地域を選んでこの業者に任せるといったような形をとったのか、その点についても伺いたい。

また、今回の畜産振興費の中で採草地の整備事業とかいう意味においては、小宝島の牧場あたりは採草地そのものがない、そういう状況に対する、そういう地域に対するものが計画も何もないというようなこともありまして、組合長会議の中でも若干その対策等は何か他に方法はないのかというような話もありましたが、そういうのも含めて、なぜ小宝あたりは採草地の云々ということで、なんらかの困ってるのは事実なんですね。そこらへんの改善方法を将来的においても何か説明もないのかなと思いますが、その点についても伺いたい。

あと、水産振興費の中で、この28ページの中です、建設的補助金、漁業設備導入事業、FRP 保冷箱21個、漁船給油ドラム（ステン）5本。前年度の村の事業の中で、燃料タンクを、輸送用の燃料タンクを製造・設置していただいた。それは漁業者にとって燃料がドラム缶でとるとフェリーとしまの運賃等も含めて、それから業者の卸しの単価も高いということで、2キロタンクであれば単価そのものも安くなると、そしてまた、ななしま2の燃料の入札の際に安く入るように努力はされてきたわけです。今現在漁協で取り扱ってる燃料タンクの、村が助成をして作ってくれた燃料タンクが、今のやり方であるとほぼ活用されないのではなからうかと懸念があります。そこらへんの漁業振興に対して活用がしやすいような、なぜ活用がしにくいのか、そこらへんももう少し首をつっこ

でなんらかの形で導いていくべきことではないのかなと、そんな思いがいたしますが、それも含めて個々の中身についてもっと具体的に説明を求めたい。

とりあえずそれだけ説明を求めます。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

総務課に関連するものから説明いたします。

まず15ページの中で、総務費の一般管理費、負担金補助交付金の中で各種団体への補助ということで、テレビ共聴施設の工事に伴う補助支援ということで103万1000円計上しております。これ事業主体はそれぞれの共聴組合が事業主体ということになりますので、すでに復旧のほうは終えております。その箇所につきましてはそこに記載のとおり、諏訪之瀬島のテレビ共聴施設につきましては風の影響で配線が切断されたと。それから悪石島と宝島につきましては、今年の梅雨時期に雷被害によつての障害がでたということで全て3ヶ島とも既にもう復旧のほうは終わってるということで、今年の事業この2ヶ島が遅れたということ等は自治会からの申請が遅れたんじゃないだろうかという想定の中で今回の補正予算に計上したということになっています。

したがいまして、これは8割補助を村がするというので受益者の方の集落の方は2割の負担という形での取扱いを行っております。以上です。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

港湾費等の国庫の削減の問題ですけれども、私も用澤議員の意見とまったく同じ考え方を持っておりますが、県の事業と村の事業が、そのなんていいですか、県のほうは少々なことはやってることだったと思うんですけれども、考え方としては大体似たようなものだと私はそう理解しております。

ただ県のやつは、その中之島、港湾の場合は中之島、本村は。その他に西之表とか名瀬とか色んなところがございます、そういうような中でこの補助金の枠も非常に大きい。まあそういうような関係があるんだと私はそう理解しておりますけれども、県も村もおそらく申請したものについては、頭からそれがしの削減をされてきてるんだと、そんな風に理解をしております。

本村のこの港湾費の削減については昨年、一昨年でしたか、議員さんもお承知ですけれども、ここに民主党の川内先生が来たときにもそういうことで申し上げた状態であります。その後も私は何回も国にはそうしたことで言っておりますけれども、どうしても全体の枠で1割カットとか2割カットとかという指示が出ているみたいで、だけど我々の地域と他の地域とはやっぱり地域が違うんじゃないのかと。離島のちっちゃな港湾で、しかも定期船が満足に接岸できないところと、しょっちゅう接岸ができて、ただどこかを整備しないとイケないと、そういうものとは違うでしょうということで叫んでおります。実際は見てもらいたい。行きもせんじおいて、「はいはいわかった」では済まされないんじゃないの、ということで話をしておりますが、国会の状況がどうなるのか分かりませんが、色々ゴタゴタやっているとありますが、私は公明党の離島振興委員会の委員長が近々十島にも行くと、そういうことを聞いております。そういう中でやっぱり議員さんに見てもらって、そこからやっぱりついてもらわんとですね、もうどうしようもない現状になっていると、そういう風に思っております。

6月の1日、2日でしたか、全国離島の総会等がありまして出向いた時もそうしたことで各政党の離島振興連盟の議員さんたちがそれぞれ集まってきて、色々語ることでしたけれども、中々これはなんと言いますか。昔は非常に官僚が強くてないしてましたけれども、最近はその議員さんたちがそれぞれ大臣、副大臣、政務官というようなことで、行政よっか強くなっておりますから、連中がもうちょっとこうやってもらわないとイケないんですけれども、結果的にはやっぱり同じようなやり方かな、と思っております。

まあ7月の4日ですか。また離島のそうした正副会長会があるということですので、そういうやっぱり機会を捉えて物事をやっぱ言っていけないと、これもうどうしようもないような気がしてなりません。ですから、仕方ないで済まされる問題じゃありませんので、そこらはお互いにやはりこれからそうした離島の振興、私が昨日、おとついても申し上げましたように、少しでも本土に近づくやっぱし

体制を作っていかなければいけない。そういうものがずんずんこうして補助金が削られていくことによって、格差はついていく。そういうような風に私も考えておりますので、一生懸命頑張りたいというふうに思っております。

もし国会議員の先生方が本当に行っていただくのであるならば、私はそこで本当にその状況が目に見えれば、染み付いて帰れると、そういうふうに思っておりますので、今度もまた行ってお願いをしようと思っております。そういうようなことで、これは本当にその減額の理由ということについては中々難しい問題で物が申せませんけれども、私としては政治的なそういう大きな要素を考えていかなければいけないと、そういうふうに思っておりますので、実現に向かって努力をしていかなければいけない、そういうふうに思っております。

それから、この受益者負担の関係ですけれども、やはりその使う者が受益者負担するということは御理解いただいていると思っておりますけれども、今回のその宝島の急速冷凍と過去の造ったものの受益者負担の整合性、これについては新規の場合は全部、なんていいますか、特定離島等を使ってやっておりますして、ほとんど受益者負担は過去からとってないんじゃないかと思っておりますけれども、これからは、そういうような一旦島でうけてやれば後の管理は島の管理になっていきますので、やはり受益者負担が出てくると、こういうことになろうかと思っております。受益者負担の割合が、個々、その島々によっておそらく違うんだと思っておりますけれども、それがやっぱり高いものであるならば、率を下げるとか、そういう方法をやっぱりお互い考えていかなければいけないのではないのか。皆さんのご意見も聞きながらそれは改善をしていく必要があるかと、そういう風に思っております。

他のことは担当課長等から説明をさせます。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

先ほどの歳入の受益者負担金でございますけど、中之島の製氷施設、これが特定離島ふるさと事業で行なうものですから、それが地元負担金が3割でございます、その内の4分の1をご負担をお願いするというので、834,300円ということでございます。それから口之島製氷施設、これは単独で行ないますので県の補助はございません。280万の製氷施設に対しまして、25%、4分の1の負担でございますので、70万とび8000円程度の負担となります。

それから先ほどの採草地の件でございます。これは今口之島と悪石島に計画しております。当初自治会でできるということで計上してたんなんですけど、その後畜産組合等で話をした結果、中々1ヘクタールの採草地を作るのも困難だということで、工事請負の方にしてくれないかということの要望がございまして工事請負の方に回した次第でございます。

それから小宝島の件でございます。やはり、あんだだけサンゴが出てるところの、大変困難なところで飼育をしているわけでございますけど、過去自衛隊とこの件に対しましてですね、自衛隊の方をお願いしてある程度までは歩み寄って、自衛隊も入ってくれるということだったんですけど、実際、もうそれはまあ言えば個人の利益になることだからということで、入る寸前で駄目になった経緯がございました。今後は客土なりそういうのをせんないかんのではないかと思います。これ確か石垣がどっかでおそのサンゴを砕いて、それをする方法とかそういうのもございましたので、まあ今の畜産組合長の方が小宝島にも今小さな機械でございましてけれども、そういうのが入っておりますので、そういうのをなんか活用してできないかなということをお話しております。

それから燃料タンクの件でございます。これ十島村漁協を通してですねFRPの保冷箱21個を購入する予定でございます。これも4分の3は村で出して4分の1は負担をお願いしようということでございます。先ほど申しました用澤議員からありました、その燃料タンクでございます。それぞれ燃料タンクを送っているんですけど、今度は小分けをせんないかんということで問題が起りまして、中之島の方から要望がございまして、そのために、小分けするためにもどうしてもドラム缶がいると、通常のドラム缶だと腐食が激しいからということでステンレスのドラム缶を5本購入できないかということで、漁船の給油用のドラムを5本購入する予定でございます。これも4分の1の負担がございまして。そうすれば各個人でもって、その燃料タンクから送ってきたのを、そのステンレスのドラム缶に移し変えて漁船に購入するという形をとりたいということでここに計上しております。

○議長（日高通君）

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

村長の港湾関係の予算に関しては、十島村だけでなく日本全体のカットということで理解はできません。ただ、黙って見てて県の管理港と村の管理港の格差がますます開くと。中之島の地元の議員さんあたりにも中之島だけが整備されても、十島の港湾そのものが交通体系はよくなるというふうな考え方も持っていていっしょにいますし、その旨のことでこれ以上のことをするのであれば、他の港湾へていような移行もするような話も出してもいいのかなと、そんな思いもいたしますんで、また政治的な働きかけもしていただきたいというふうに考えます。

ましてこのままで行きますと、昨日も話をしました小宝の新しく東の方へ作る岸壁の問題にしても、こういう予算計上した分の61%しか確保できないような状況であれば、計画すらどっかに飛んでいってしまうというようなことも成りかねませんので一つ努力をしていただきたいという風に思います。

次にこの水産振興のこの製氷機あたりのこの負担金は、今の説明ですと中之島で83万、口之島製氷施設で70万。まあその製氷組合そのものがお金があればね、私たちの地域あたりでは基本的に港が悪いですから、県外の漁船が入ってこない。中之島、口之島っていうのは県外の漁船が来て、氷を販売して売上が上がって、ある程度潤ってるというような話は聞いております。その中で、小さい港そのものは地元だけの氷の使用料とかいう形で、しかも高い、キロ単価高い氷を使ってるわけですよ。そういう中で80万、70万といったら、とてもじゃないけどできっこないと。そんな思いがするんですが。予算の配分あたりもね、人口の多いところは多く配分する、小さいところは少なめに配分する。それに比例して受益者負担もね、ある面では考えることも必要なのかなと、そんな思いもするんですが。そこらへんができるかどうかの問題は別として、負担金があまりにも大きいんではなかろうかなと、この件に関しては、この金額に関しては、地元はなんら問題なく了承してこういう流れになったのか。その点について参考までに伺いたい。

それと、経済課長の説明の中で、採草地の整備。これは小宝を除く他の地域すべての事業の計画だったと思うんですが、私の地域にはなんらその話も何も来てないんです。この地元でできるか、場所をどこにするかすらも、何ら話もない中で、どういうことなのかなと。そこらへんをもっと具体的に、成り行きも含めて、返事が来なかったからこうしたんだということもあれば、どこまで地元の意見を聞いてこうしたんだということがあれば伺いたい。

それと、漁協のこのFRPの保冷库21個というのは、具体的にもう少しあの説明をしていただきたい。それから漁船給油ドラム、ステン5本。これはあくまでも、個人の船に使うために、個人のものとして使うんだらうかなという風に予想するんですが。そうした場合には、漁民にとっては、船を持っている人たちにとっては全て要請があればこういう事をするのかどうか。なぜこのステン5本という、ドラムといえば200リッターなんだろうなと思いはするんですがね。それを要請があったからこうしますっていうんだが、各島にドラム缶で給油をせざるを得ない、そういう人たちに全てそういうお触れを出して、そして要請を取って、要望を取って、いうことでこの5本という形にしたのかな。よくそこらへんが理解できない。その点については一つ。そして、あと一昨年作りしましたタンクの利用状況も今現在どうなのかということも含めて、チェックもし、また報告もしていただきたい。今、このことは今すぐじゃなくても結構ですよ。利用活用状況も含めて、チェックをしていただきたい。

それともう一点、村長に伺いたいのですが。村として人口対策を図り、そしてまた基幹産業を興していくという中で、水産振興にしましても、あるいは小宝の体育館を整備していくにしましても、電気そのものがね、絶対に必要だと。その中で電気の容量が足りないからってことで、それがネックになって地域おこし、村おこしができない状況では私は困ると。その中で急遽来年九電に要請したからということで、九電も容量アップは簡単にはいかないだろうと。いうことで、村の計画等も併せて、九電とのそういう協議も事前にしていく必要があるのかなと。なぜかと申しますと、明線にしております平島の船揚施設、それが電気モーターでやろうということ計画をして、もう完成間際、間際っていうんですか、もう近々っていうところに来て九電はダメだと。電気の容量が足りないと。急遽今度は発電機を村は別予算を出して、その発電機を購入せざるを得ない。またその来年地元としては、水産加工施設をしてほしいんだという話の中、はいじゃ急速冷凍を入れましようとした場合に、九電がダメですと言ったらそれが出来ないと、いうようなそういう状況が、宝でもあったわけですね。そういうようなものを事前に九電との協議をしてね、そして増設をできないかということ、前もって電気の容量の確保は必要だろうと思うんですが、その点についても九電側との交渉努力をしていた

だきたいと。そのように思います。以上です。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

先ほどのあの口之島と中之島の水産負担についてでございます。これは当初、その量、組合の方からそういう要請があがりまして、建て替えてほしい、また新たに造ってほしいということでしたので、ちゃんとその時にこういう4分の1の補助がございますよと、それでも構いませんかということを確認して大体の金額をはじいてこのくらいになりますということで話をし、じゃあその負担金は支払うことができるということで執行したわけでございます。

それから先ほど来あがってる採草地のこと、この他に草地改良というのがございます。草地改良は今回は全然補正も何もしてませんので上がってませんが、草地改良の中にはもちろん平島、他の島なんか上がってます。今度のこの採草地っていうのはあくまでも、草を作るためのを上げているわけございまして、それでもって当初は全部賃金等、そういうのでできるということで上げてたんですけど、口之島、悪石島の方から中々これはもう組合ですするにはもう大変な工事になるということで、工事請負に回してくれということで工事請負の方に、他の費目を減額しまして流用したわけでございます。

それからさっき漁協のその保冷箱、保冷库でございます。これ昨年度農林水産業関係でさまざまな支援をした中で、漁協の方で運賃を補助するというをしておりますけど、その運賃補助するためには十島村漁協を通しての運賃補助ということでしたので、そうすると漁協の方が保冷箱がないと。そのためにも保冷箱を作ってほしいことの要望が上がりましたので、その保冷箱を今回製作することになったわけでございます。

それからそのステンレスのドラムです。これ個人で使用するのかと、個人からあればそういうのを全て補助するのか、というのでございますけど。これはどうしても送ったそのドラムから直接中々みなさん取るのが厳しいということですので、どうしてもそれも一緒に当初からつけてもらえばよかったということで、中之島の方から要望が上がって、それにするにつけても、4分の1は負担金がございますよということを話しております。4分の1漁協の方で、中之島の漁協の方で負担ができるからそれを購入してくれということの要望が上がりましたので、今回計上しております。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

電力の容量の問題ですけれども、これはあの中々うだつの上がる問題ではないんじゃないかなと思っております。私も九州電力から委託を受けてやっている関係がありますので、十分九電との調整は図っていかねばいけない、そのように思っております。以前はこのクーラーあたりがあんまり普及しないころはそうでもなかったんですけども、こうしたものが、電気製品の普及によって随分島の電力供給が向上してきております。一時期はその計画があれば九電に届けをしてやってほしいと。ということで今もそれをやって、その了解を得ているのかなと思っていたんですけども。その段階でそういうのがあるのかどうか分かりませんが、ご指摘のその平島の船揚場のそれについては、土壇場でそういうことがあったというのは、おそらく当初から届出をしてなかったんじゃないかなと思ったりもします。これらについてはそれなりのまた理由があるんだと思いますけれども、とにかく今の島に設置している電力ではおそらく動力あたりを使う物が出てくると対応ができないんじゃないかなと思います。そういう実態も一応調べながら、九電にはいつその電力の改修をいいますか、そういうものが出来るのかどうなのか、今後のそうした地域産業の振興の阻害になることは、本当に目に見えていることだと、そんな風に思っておりますので、そこらについては十分九電とも協議をしてみたいと、そう思います。

○議長（日高通君）

審議途中ではありますが、これより10分間休憩いたします。

11時30分までお集まりください。

休憩 11時20分
再開 11時30分

○議長（日高通君）

休憩以前に引き続き会議を開きます。
他に質疑ありませんか。
6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

先ほど来、質問しているんですが中身がよく見えてこない。

この漁業設備導入事業、このFRPの保冷库21個。これは具体的にどのような各島の割り当てなのか。要望があった島だけにしたのか。あるいは水産振興について、それぞれ製氷機も各島に設置し、そして水産振興に努めようという形で指導もしてるわけですが、この中でわが村の水産振興のネックになっているものを解決するためにこういう物を導入してるんだらうと思うんだけど、これを各島にこういういい物がありますということでそれを流してその中でこういう物に関して村が予算出して補助しますと、いうふうにしてるのか。特定の島だけからの要請に対してこういう物を作ってるのかどうかというのを伺いたい。と申しますのは、今一昨年作った1キロ800入りの燃料タンク、その活用にしてもちょっとおかしいなというところ、今現在でもあるんです。活用はほぼされないだらうというのがね。全て0ではなくて、フル活用はされないだらうと。と、申しますのは、1.8キロを送った段階でそのお金を全て送らないと、漁協へ、次は売りませんよというような話の流れでなんか今運営をしてこうという話らしいですが。その漁師にとって燃料があつて船を動かして釣ってお金を得ると、その手順から行くと、あまりにも先に燃料投資というのが負担になりやあせんかなと。そしてまた船の小型漁船が多いだけに、ドラム1本注文して買ってる人も多いわけですよ。ドラムを1本。そうしたときに、漁協を通してドラムを買くと、要するにフェリーとしまで島へ運ぶ運賃、そして島から空になったときの運賃も、もうその時点で差し引かれて、計算されてね、本人が払うように流れができてるんです。そうすると高くなるわけですよ、運賃の帰りのドラムの運賃まで。漁協を通さずに買った、買う人たちは、今度は帰りの運賃は差し引かれておりませんのでその分安くなる。そして今度はそのドラム缶があちこち放置されて問題になってる面もあるんです。そういう面では、200リッターのステンドラムを十島の中でね、個人個人がもし欲しいってことで腐食したドラムをこれ以上置いてもらっちゃ困るというような状況であれば、その今漁協から取るときにね、ステンドラムが海岸にひとつあれば、腐食したドラムが発生する必要はないわけです。すぐ移し変えて送ればね。そういう意味においては全体的な流れでそういう指導もしながら、あるいはこの要望も取りながらやっていく必要があるんじゃないのかな、そんな思いがするんですよ。だってこれ一部の団体なのか、まあそういう意味においてこういう形でどういう風に使用するのか、それは僕らにもなんか意味がわからない。このFRPの保冷库もですね、中身をよく精査した上で予算は組んでるんだよね、これね。どういう風に使うのかってことも踏まえてね。経済課長、そこらへんの説明を求めます。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

この農林水産の支援事業というのは、まだ施行しましてそんなに日も経ってないわけでございますので、今1.8キロリットルのドラムでもって運用してるわけでございますけど。やっぱりあのこういうのが何故中之島からのほうからこうして要望が上がったかっつうと、そんだけやっぱり、需要があつて、そんだけ小さい船があつたりするものですから、どうしてもそうした時小分けが必要だと、いう不便さからこういうのが出てきたと思います。今後も他の島にもこういうことはあるかと思いません。だからあくまでも、この給油ドラム、ステンレス製なんですけど。これは個人に買い与えたわけではなくて、中之島の製氷組合そのものから、そういう不便さがあつたから何かいいあれはないかなということで相談がありまして、うちの方の担当の者と話が、どのような形がいいかということで、

通常のドラムであれば、すぐ腐りますよねと。あと精々ドラム3本分ぐらい残った場合ですね、またそれを鹿児島に送らなきゃいけないというと、その時全部はけるのを待ってるのかという、色々な問題が出てきたもんですから。だからドラムに移しかえて、そうするとドラムもやっぱり普通のドラムだと腐食が激しいからステンレス製にどうにかしてできないかということで、ステンレス製のドラムを組合の方で上げてくださいますよと。それはあくまでも個人じゃありませんよと。そのかわり4分の1の負担金をお願いしますということで、話が進んでですね。製氷組合の方から上がって今回こうしてやったわけでございます。そうするとそのまたドラムを上げて、また鹿児島に給油して送るといって船運賃とか、それからドラムの消耗ですね、そういうのも少なくなりますのでこれはもういいんじゃないかと思うと。また他の島からそういう同じような感じで組合組織で持っているところまで上がってくれば、これはもうもちろん中之島もしたわけですので、他の島にもそういうことは負担金さえお願いできれば大丈夫だと思います。1本あたり58,000円です。その4分の1です。負担がですね。今回は5本要望しております。

○議長（日高通君）

他に、質疑ありませんか。

1番、日高助廣君。

○1番（日高助廣君）

4点ほど、質問を行ないます。

1点目。総務管理の財産管理費のですね、十島会館の土地家屋の調査費が399千円と計上をされておりますけれども。廃止になりまして2年目ですかね、もう過ぎてますけれども。今後ですね、跡地をどのようにするのか、処分方法等計画があれば伺います。

2点目。先ほど上がっております、27ページですね。採草地の事業。それと併せまして、従来の牧野の改良事業等がありますけれども、昨年度ですね、団体営草時の件で償還金も発生し、県の補助事業ができなくなりました。で、今後ですね、一般の財源から出すわけでありまして、これだけではダメだと私は思っております。従来どおりの団体営草の事業が出来る方向性をですね、早めに作ってほしいと思っております。現状においてですね、県あたりとのそういう交渉等は行なっておるのか。当分の間補助はできないんだと話を聞いておりますが、しかしですね、誠意はやっぱり見せないとい県の方も動かないと私は思っております。お百度参りではないですけども、常に県の方とですね、連絡を取り合って、農家が困ってるんですよ、という誠意を見せてほしい。ですから、一番困るのは住民で、農家なんです。補助事業ができない、理由を真摯に受け止めて動いてほしいと思っております。この償還金が発生をしまして、いまだに住民のみなさんは、どうなんだろうか、というね、補助事業も入らないんだという衰退をするような畜産であってはダメだと思っております。ですから本当にこの反省すべきはですね、反省して、一年も早くですね、団体営草事業が導入ができるような対策を図ってほしいと思っております。

次ですね。36ページですね。36ページ。今回宝島の、女神山ですかね。群生が文化財に指定ということで、大変いいことだと私は思っております。これに対しまして、私もですね、文化財の保護対策につきましては、質問等も行なっております。私どもの地域のタモトユリ、野生牛。こういう生物、植物もですね、文化財に、あの記念物にも入っておりますけれども、そういう実態の調査が行なわれていないと。現在は環境省の絶滅種に入っております。もうありませんという、入ってるんですよ。ですから早い段階でですね、島にあるんだという調査を行なわないと、もうタモトユリというのはありませんよということになっております。ですから早めの調査をお願いしたい。野生牛にしましても、一昨年でしたかね。私が地元では管理はできないということで、総務課長宛に管理を一体しようと、地域と村の方で共有をしましょうとって要望書を上げたんですけども返事が参っておりません。そういう現状でありますので、伝統のそういう文化財に値するものに対しては、順次ですね、保護対策を実施を図ってほしいと。でまた、審議会あたりの開催等があれば教えてほしい。

とですね、関連があるんですけども、教育委員会が設置をしました案内板ですね、文化財等のですね。あれがもうですね、18年、19年前で非常に見にくいということで早急に直してほしいという。どこの地域に行ってもですね、見えない、見えませんはっきりとですね。ですから早めにですね、対応を願いたい。

それから住民課関連の社会福祉関係ですけども、福祉関連につきましては、宝島に介護基盤整備が行われますけれども、早めにですね実施を行なってほしいと思っておりますけれども。介護福祉と

いう観念からですね、一番簡単で、推進を図る方法はですね、ないんですよ。声かけ運動、お年寄りの安否の確認の、私はもう何回もお願いしておりますけれども、声かけ運動の推進員をですね。1日も早く実施してほしいと。お年寄りのみなさんがそういう制度はないのかと言って、自分たちを1週間に1回でもいいから、安否確認に回ってくれるような制度を作ってほしいという要望もあるんです。ですから独居老人のですね、皆様はですね。さびしいんですよ、さびしいんですよ。ですから1日も早くですね、そういう推進員等をですね、作って安否確認をですね、ぜひ図ってもらいたいと思っております。

以上、お答え願います。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

まず1点目のほうの16ページの財産管理費の中で委託料としまして、十島会館の土地家屋の調査ということで399千円予算化しております。ご承知のとおり、十島会館が廃止になりまして、既に2年が経過するという状況にあります。実は2ヶ月ほど前だったかと思うんですけども、ある業者があの一帯の空き物件が他にもあるので、十島会館は村の方はどうされるのかということで、話が来ました。今のところ村の方では具体的にあの施設をどうするということは決めてはいないけども、今の社会情勢からしますと、今その地価処分、土地処分というもの等は中々不利益があるんじゃないだろうかということで、静観してるということで回答申し上げましたら、その業者に言わせると、自分たちのところであの一角を購入して、そして事務所として活用したい、という話がありましたので、実際にそののであれば、おたくの方からどれぐらいのもので村の方にその資産価値を示して購入される希望があるのか、ちょっと出してみてくれんか、ということで話をしてるところです。先週だったでしょうか、再度室内を見せたわけなんですけども。あの施設についてはアスベストを使ってる部分もあるということで、ほとんど建物として今の状況からして活用的には無理だろうということでした。まあ業者からの一方的な情報で、このものを仮に処分するとしても、問題があるだろうということで、ある専門業者のほうに土地、並びに家屋を見せて、それからその資産価値を判断した上で処分するのかどうかということ、今後の状況を見極めながら判断したいと思ってるところです。

それから2点目の方で、私に議員が確か地元の自治会長だったかと思います。当時、野生牛の方が集落の方の畜産の牧屋の方にもかなり障害を与えていると。そしてまた、集落の方でも管理そのものにかかなりの労力を要すると。そしてその設備の方にも資金を伴うものがあるから、村の方でなんとか対策を講じてくれないかという話があったのは事実です。当時の教育委員会の課長に、そういうものが来てるんだけど教育委員会にも来ているかということで確認しましたら、来ているという話でした。まあ当然文化財、まあ村が仮にこれを、このものを管理するとなった場合には、文化財という形で当然管理するだろうという観点から、当初予算でも村の審議会の中で、文化財審議会の中でそういうもの等も議論してほしいということは一応投げかけているところです。その状況を見極めたうえで、村のほうで財産として管理し、そして文化財として保存するかということ等は今後の課題だとは思っているところです。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

団体営草地開発整備事業の件でございます。やはりこの事業というのは国庫補助事業でありまして、大体この事業が入れるときは3000万から4000万ペースでもって、そのうちの大体7割ぐらいが国庫補助でありましたので、だいぶ村の方の負担も軽減はされていたんでございますけど、平成15年から19年度の事業にかけて会計検査が入りまして、その間の不適正な執行をしたということで返還金を求められております。で、この事業が平成20年度までやっておりますんで、会計検査の年度というのが平成25年までありますので、この事業そのものというのがちょっと今のところは、団体営草地開発整備事業というのはいけないということになっております。しかしこの事業そのものが平成23年度で廃止予定ということを知っております。でその後は、なんか交付金事業に移るといってございまして、その交付金事業に移った際は今度は事業主体が地域振興公社かどっかにか移るといって聞いております。そうなれば事業主体が村じゃないので、なぜあの今回こういう会計検査を受けたかということ、そのまあ写真管理がしっかりしていなかったと。写真管理のしっかりし

てなかったから、証拠書類等がとれなかったかもんだから色々な問題が起きたわけでございますので、事業主体が地域振興公社になりますと、それなりの技術者がいて、その草地改良なんかできるのではないかと考えておりますけど、その中身そのものまた申請そのものも今ちょっと分かりませんので、会計検査の完全な切れたころですね、24年度からこういう事業を入れようと思えばできるのではないかと考えておりますので、その間のやっぱり準備期間ですね、申請とかそういうのがありますので、やっぱり本来ならそういう事業を使って大きく事業をした方がよろしいので、今後またそういう関係機関とですね、連絡を取って、この事業ができれば早い時期に導入されるように努力いたします。

○議長（日高通君）

教育総務課長、福澤章二君。

○教育総務課長（福澤章二君）

文化財の関係についてお答えいたします。

先ほど総務課長の方から答弁がありました、まず村の文化財審議会の委員の関係ですけれども、6名ですけれども、任期が3年ですが、22年度末で任期を皆さん迎えておりまして、現在新しく文化財審議委員を探しておりまして、早急に新しいメンバーでスタートさせたいと思います。

それとタモトユリ、野生化牛の問題ですけれども。この実態調査をということですが、野生化牛につきましては、先日この宝島の女神山の件で博物館と打合せをした際に、動物担当の学芸員も同席しておりまして、現在も博物館で再度野生牛については調査をするということで、1回3月頃計画したようなんですけど、ちょっと船が出港しないということで延期になっているということでした。特にその先生が気にされてたのが、過去から比べると頭数が大分減っているようなことを聞いていると。まあその一因として水飲み場がどうなのかなど、いうことを危惧されておられたようです。タモトユリ、他村の文化財として指定すべきようなものについては、早急にこの文化財審議会をスタートさせまして、その中で協議をしていただきたいと考えております。

それから2点目の村の設置しております文化財の看板ですけれども、これにつきましては今年度の当初予算で何枚かの改修をするということで予算もついておりますので、まだちょっと着手はできておりませんが、予算の範囲で毎年整備していきたいと考えております。

○議長（日高通君）

住民課長、久保源一郎君。

○住民課長（久保源一郎君）

福祉関連に関しまして、昨日いろいろ事業所設置の部分でいろいろ協議いただきました。この分の進めることにあたっては、早めに福祉を、福祉の整備という形でですね、進めていきたいと思っております。

それと独居老人対策ということで、機材的に今年度整備いたします安否確認の遠隔の分ですけど、緊急通報システムというのを導入すると。ただ、これは家の中だけですので、あくまでも引きこもり、そういったもの等をですね、させない、外に出ていけば介護の予防とかそういったもの等をさせなければいけないと。今とからいきいき教室等、各島開催しております。開催回数が月1回から2回とかですね、少ない回数でございます。こういった事業等の展開においてもですね、回数を増やすとかですね、何もあの毎回毎回会食をしなくてもですね、それなりの呼びかけ、そういったもの等はやっていきたいと。それから、運動、そういった声かけ推進員。こういった担当の部分で、福祉部門になるかと思っております。そういったボランティアも含めてですね、制度としてですね、指導員が任命できればそういったもの等もですね、考えていきたいと思っております。あくまでも楽しく老後を生かせるようにですね、引きこもりの無いような形でですね、なるべく表に出すような形の事業を指導員も含めてですね、進めていきたいと考えております。

○議長（日高通君）

審議途中でありますけども、昼食のため休憩いたします。

午後は1時にお集まりください。

休憩 12時00分

再開 13時00分

○議長（日高通君）

休憩以前に引き続き会議を開きます。

質疑ありませんか。

1番、日高助廣君。

○1番（日高助廣君）

2点ほど質問を行ないます。

先の台風2号で林道等が災害になっております。担当の方と話をしましたら、着工が10月以降だという話でありました。その間ですね、安全対策ですね。どのような対策をするのか。法面も16m以上、30mほどありますので、通行の、車輛ですね、安全の確保も行なってほしい。その辺の対策があれば伺いたい。

もう1件が、お盆ですね、狂言のツアーを行なうということで、先般ふるさと委員会ですね、業者も入ってですね、協議を行ないましたけれども。レンタカーを3台入れるということで、道路ですね、1周道路の簡単な伐採を行なってくださいということで、自治会ではちょっとできませんよと、村道でありますので、車がですね、当たらない程度の伐採を村費ですね、道路維持費からですね、捻出を願いたいと思っておりますが、その辺の対策をお願いいたします。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

お盆の時の観光ツアーの件でございますよね。せっかく観光客も来ることでありますので、道路の担当者ですね、まあ今回いろいろ災害があったことですから、そういうところでいろいろ支出してまうけど。今回災害復旧費でそういうのを一応計上して、また道路の方にいくらかは返したいと思いますので、その予算の範囲内ですね。重要路線といいますか、そういう観光するところは伐採していただきたいと思っております。

それから災害の件でございます。災害査定が今回林道の方は8月22日に災害査定がございまして、それから林道南まわり線が7月の25日に災害査定があります。それをもって補正予算、9月の補正予算で計上しようかと思っておりますので、どうしても執行が10月までになってしまうということでございます。その間の道路としましては一応、廃道をしてですね、その区間はカラーコーンなり、法面の反対側の方は、水がそこを通らないような形にしてですね、切り立っているようであれば反対側の方もまたカラーコーンなりそういうのを設置して、道路の安定確保を、安全に通行できるような形を、また島民のみなさまにおいてはその区間においては徐行などしていただきたいと思っております。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

7番、有川和則君。

○7番（有川和則君）

委託料のところ、地デジ受信状況現地調査とありますが、その4か島ということでこれは調査はいつ頃になるのか、その時期を教えてください。

それと単独採草地整備事業ですが、これについても工事の内容。筈道路の搬出道路の件ですが、これも大体いつ頃から始めるのか教えてください。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

地デジの放送が来月の24日で、今のアナログから地デジの方に移行するわけなんですけれども、一昨年4か島、平島、諏訪之瀬島、悪石島、小宝島の地上デジタル放送の機器を整備したわけなんですけれども、どうも季節的な影響もありまして不具合が出てるといこと等でかなり住民からも苦情が出ております。私どもの方もNHKの方に対策をなんらかの形で講じてほしいと再三申し上げてる中で、NHKの方もやっと腰を上げていただきまして、先週の金曜日便で平島の方に調査に入っております。そして順次後の諏訪之瀬島、悪石島、小宝島ということで、その調査のほうをNHK側の方

の職員と、それから村の方の委託する業者の方で調査をするということで進めております。ただ、その地デジ移行が来月の24日ということになりますので、場合によっては今予定しております7月の前半に予定しているものが、8月にズレることも後の3か島はなる可能性もあるのではないかとということでの情報です。仮にこの調査が終わった時点で、今のその受信アンテナの方を今の鉄塔位置から更に高さを調整した形で、おそらく下げることになるんじゃないかと思うんですけども、その地点で試験的な形で取り組んでいるわけなんです。そこがもしよければですね、また新たに受信施設をそこに設けるといようなものが後年度に出てくる可能性があると思います。当然その費用については自治会の方にも影響させるわけにはいけないと思いますので、どの程度の予算費用になるのか、担当にそこは確認させておりますけれども、村の方で24年度等々で整備、設置替えしていくのかなと思っております。それから、宝島につきましてはNHKの共聴施設になりますので、NHKが独自にすでに状況調査をやっているということになっています。それと口之島につきましては、予算にもでていきますように中之島の方のキン岳に一旦その受信アンテナを設けて、そして口之島の方に逆電波で流すという形で進めようとしているところです。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

草地のその作業内容でございますけど、大体深さ50cm程度に竹の根があるはず、竹の根の抜根を完全に行ないまして、深さ50cm程度掘り上げまして、それをまた天地返ししまして、整地して種子まで散布というふうになっております。

それから筈道路でございます。これは委託設計がありますので、委託設計それを発注した後のまた施工となりますので、どうしても8月、9月以降になるのではないかと考えております。

○議長（日高通君）

7番、有川和則君。

○7番（有川和則君）

採草地の整備事業なんですけど、当然50cmくらい掘り上げるとなると重機を入れんといかんと思うんですけど、その場所は今ある、放牧してる場所にその場所を設けるということかな。

それとその搬出道路というのは、できれば早い時期にやってもらいたいですね。というのが何でかという、筈山づくりもせんといかんわけですから、同時期になったらどうしても労働力というか、働く人がいないんです。山、道路舗装に取られたり、同時にできんもんですから。それがやっぱりどうしても島の人がまとまらんとできない仕事ですから、その山づくりも。そこらへんも考えて発注していただきたいなと思います。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

草地、単独草地の件でございます。今のところは、場所はまだ選定、決定しておりません。できるだけ平地のあるところを、起伏のあまりないところを1ヘクタールくらいしたほうが、後々また整地そのものの切り盛りがない方が、また作業等の、将来の耕運機等の入れての作業等もしやすくなるんじゃないかと思っておりますので、そういうところを選定していただきたいと思っております。

それからその筈の道路の件でございます。事業が重ならないように調整しながら行なっていきたいと思っております。

○議長（日高通君）

5番、平田傳義君。

○5番（平田傳義君）

1番議員の方から、十島会館のことについて質問があつて、予算については理解をいたしましたけど、私もあそこを通るたびに、落下等についてのいつまであのようにね、ほっとくのはどうかということでも心配をしております。この調査によっては、売却等も考えているようですが、売却されない場合は、やはりこれは早急にですね、この今の震災等を考えた場合に切り崩すという方向にしていくなさないとはいえないかというように考えているんですけど、その場合についても考えが聞かせてください。

それからこの介護施設、これから宝島で行う分についてなんですけど、これからいろいろ施設場所の決定もされていくものだと思います。まあ昨日も申し上げましたが、一日も早くこれが本当の意味の開

設が、施設開設ができるように努力をしていただきたいと思います。また、地元でできることはぜひとも、雇用含めてやらせていただきたいと思います。その点についても、いつ頃目処、万が一にも明許繰越というようなことのないようにですね、一つ私は考えておりますが、見通しを聞かせてください。

それからこれに伴うですね、看護師さん。各島の補助看護師さんの不足があると以前から聞いております。そういう中で特に宝島の看護師さんは、他の島への出張といいますか、大変多く、もう年に、これもうちちょっと分かってたら調べてもらいたい、教えてもらいたいんだけど。もう本当に頻繁と言っていいくらい、月に1回、オーバーに言えばですね。本当にこの、これからね、宝には一番重要なこの、すでにそういう方もいらっしゃる。ところがですね。看護婦が不在になるということは非常に住民が心配しております。もちろん私どものところには一応、看護師の補助員はいるものと理解をしております。ですけれども、6番議員からもしょっちゅう話が出るように、補助員の何て言いますか、研修ていいますか。診療を含めたね、ときの参加はしてると確か説明を受けたような気はしますけども。もっとこう実務的にですね、協力できるところはないものか。本来なら私は、月に1万でも2万でもですね、手当を当てて、責任を持ってもらおうと、というような方向にぜひとも考えてもらいたい。そして、さらに、宝島の看護婦さんはできるだけ出張をさせないようにしてもらいたい。いや、笑い事じゃないんですよ。実際、島、われわれ住民だけではなくて、実際今24時間体制で、まあもちろん、いますけども。あの人たちはだってお医者さんでもないわけですよ。ですけども、やっぱりその他の人も心配。また、さっきも言ったように、本当将来はですよ、近い将来。ただ、ただ名前だけ、出張員もそうですけど昨日見たら、3名4名の出張員も出てますけど、ただ名前だけ出してもこれ何の責任もないですよ。それでいつ仕事に来るかも分からない。少なくとも、これこれこれの時は、出張員もそうですよ。いっしょに仕事をするとか、いうことをぜひしてくださいよ。その辺が、たしかちょっと私よく調べてませんけど、ただ名前だけ上げてるんであれば。もちろん、1番、2番ですから、2番の人がダメな時は3番という、まあ宝にいた場合もそうなってると思います。片一方は仕事を持っていますのでね。これもやはりね、それは金のことを言えばきりがないんですけどもね。片一方では無駄なことをするなと言いながら、しかしこれはもう本当直結、住民に直結することなんですよね。もちろん休みも取らなきゃいけないし。そういった意味では、この補助の不足してる分についてもですね、何らかの方法でやっぱり、そういう方法でも呼び込まないとね、中々難しいんじゃないかと思うんですが、何か考えがあれば聞かせていただきたいと思います。

それからちょっと温泉のボイラーのことで、ここ他の島のがちょっと載ってます。私どものは、例の皆既日食の時に入れた物で、約1年半、2年近く替えてからなるんでしょうかね。1年ちょっとで水漏れがしまして、自治会でたぶん全額だと思いますが、ここ載ってないから全額だと思いますが。業者呼んで、4月の27日の検診の日ですね。一応水漏れも直りました。その前に、1月に一応ある業者が来たもので、いろいろ調べてもらいましたが、改善しなくて、最終的に呼んでということでした。そしてまた、その業者に私も尋ねてみましたところが、塩分のお湯を沸かす施設ではなかったと。この機械がですね。で、平島はそれに塩分を温泉を沸かすものだというので、平島にはそういうものを入れましたと、いう話を聞きました。おそらくまた近々、まあおそらく連絡も入ってるんじゃないかと思いますが。最初このやっぱりちょっと選定が間違えていたのかなというふうにも思いますが、やっぱ不自由してます。というのは3時間、4時間、5時間かかってですね、お湯を沸かさんにゃならん。もちろん燃料のそれだけかかると、そういう状況で。まあ今はさっきも言いましたように、4月の検診の日にあつては直っておりますが、将来これまたどんなふうになるのか、再度また、入れるときには、そういうなんですか、細かいとこまで気をつけて入れないと、せっかく入れたものが1年、2年で壊れてしまうということはどうかなというふうにも思います。まあ、何かわかっていたらちょっと教えてください。また対応があれば教えてください。

それからあの3か島、側溝蓋ではないかと思うんですが、宝島の場合、側溝だけ、側溝の蓋だけを計画しているのか。計画図みたいなのがあれば、議長、もしあれだったら、その図面があるのなら、提出をお願いするように、議長お願いします。そして、その内容によるんですが、さっきも言ったように、先だつての、昨年分ですか。側溝の蓋についても7、80%は住民でできるようなものではなかったかと。まあ、もちろん専門的なこと、なんですか、手を加えなきゃいけないとこもありましたが。できるだけそういうものをですね、まあこの収入のどこ見ても、軽自動車なり、村民税なりね、まあ4,000円、まあ軽自動車税あれば4,000円ですけども、前年度、去年の分がまだ入らな

いという状況もあります。もちろんその人にこの仕事をやれというわけにはいきませんが、少しでもやっぱり島のですね、雇用ということを考えていただければと思いますが、その辺の内訳、宝島についてはどういうふうなものなのか、詳しく分かっている範囲で教えてください。

それから教育委員会に一つ。教育、あ、ごめんなさい。社会教育、十島村の社会教育委員ですね。まあ条例というのがここあります。まあ13名おくことになっておりますが。ちょっとさっき課長にちょっとお願いしてまだちょっと。名簿が上がっておりませんが。まあ一応13名いるんだということでもあります。どういうふうな選出をされてるのか、まあ島の学校長以外の方ですね。1名、2名のところもいるんでしょうかね、分かりませんが。名簿があったらそれも見たいんですが。どういうふうな選出をされている方々なのか。ここにはそういう選出の方法書いておりません。ただそういうものをおくのだと、いうことが。まあどっか附則の方にあるのかも知れませんが、選出の方法書かれてませんので、分かっている範囲で教えてください。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

1点目の方の十島会館の建物の解体を急ぐべきじゃないかという質問ではなかったかと思うんですけども。あの施設を、先ほども申し上げましたとおり、2年が経過し3年目に入ろうとしております。使用しなくなってからですね。まあご覧のとおりあの建物は、外壁を見てみますとかなり黒サビが付いて、とても利用できるような状況じゃないと。周りの方からもあのまま放置しておく、おそらく苦情が出るんじゃないですかということ等は私どももそういうこと考えております。先ほども説明しましたとおり、ある業者がああ物件を土地込みで欲しいという希望が来ておりますので、まあ調べたら建物そのものにも建築材としてアスベスト材が入っていると。ということを考えれば建物としての機能はまあちょっと無理だろうということを考えます。そこで仮にあの建物を処分するとした場合にですね、解体をしたものでなくて、建物込み、土地込みで処分せざるを得ないんじゃないかと思うんです。2年前に議会のみなさん方に相談したときに、建物を仮に処分した、解体した場合にどれぐらい費用がかかるかということで、ある業者を通じて試算をさせましたら、約2500万程度かかるんじゃないだろうと言われておりますので、とても解体までしてそこをまた利活用することは考えにくいだろうなということでもあります。まあ今回の調査によってどういう形で試算が出るかわかりませんが、またその業者の方からどれぐらいの試算でこの建物を引き取りたいという希望が出るか分かりませんが、まあ近いうちにまた議会の方にもご相談することになるんじゃないかと思っております。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

質問に回答が前後するかもしれませんが。先ほどの道路の件でございます。本年度道路側溝整備としまして、口之島、平島、宝島を一応計上しております。その中で今年は平島の方の集落内を全部済まして、そして順次宝島、口之島を計画してるところでございます。今私の手元には平面図がございませんが、担当の方で平面図等ありましたらまた後で提示させていただきます。その中で簡易なものについては、地元住民にもできるのではないかと考えてございますけど、グレーチングとかそれからコンクリート蓋とか蓋板を敷設する程度ならですね、大丈夫だと思いますけど、昔にあった側溝なものですからどうしてもトラフという形で落ち蓋式じゃないものですから、下駄をはかさなくちゃいけないということで、ちょっと特殊な工法といいますか、そこのある程度縁石を切って、そこに蓋をかぶせなくちゃいけないという方法なんか出てくるものですから、どうしても工事請負費というふうになっております。落ち蓋式であれば、もう材料支給でもって、送り込むだけで済むかと思えますけど、どうしても昔整備したところはもう落ち蓋式じゃない、トラフ式なものですから工事請負費というふうになっております。

それから先ほどの温泉施設の件でございます。今私も初めて聞いたことでございますけど。今回温泉施設の保守点検委託料ということで、生活改善室のボイラーということで、ボイラー設備を保守点検という形で上げております。その中で悪石島と宝島とありますので、その際にまたこの業者さんの方にですね、宝の温泉のボイラーの様子を、ボイラーといいますか、その構造そのものがこれでいいのかというのを、一応見積もりというのか、現地を見ていただいてですね、またその報告を受けて検討

させていただきたいと思っております。

○議長（日高通君）

住民課長、久保源一郎君。

○住民課長（久保源一郎君）

介護施設の、宝島の分につきましては鋭意進めて早めに調査、調査じゃないです、あの地元と最終的な確認をした上で設計に入りたいと考えております。

それから看護師補助員ですが、実際、各島補助員がいるところといないところがございます。実際今年もですね、宝島の看護師の方には他の島の代替看護師という形ですね、赴いて行ってもらうことが多々あります。補助員の考え方ですけど、一応急患とかそういった、不意のそういった形で対応してもらうために、看護師がいない時、そのいない期間ずっと対応してるわけではなくて、緊急等の関係があった場合のみ勤務するというのでなっているようでございます。そのために、本人達にはその勤務に応じて報酬を支払うということとなっております。固定的なもの等では今までそういった支払の部分ではなされていないようでございます。どちらにしても本庁の方に看護師を代替要員という形で看護師を1名配置しております。その方なるべく現地の方で代替看護師という形ですね、通常の診療業務ができる形で配置しておるんですが、いろいろ看護師のほうも休暇とか、そういった家庭的事情ですね、離れなければならないという事態が重なったりします。そのためにいろんな看護師同士の間ですね、島間でそういった代替とか、そういったので今急場を凌いでるという状態でございます。できれば各島、その島の中でですね、緊急に対応できる看護師等がいればですね、そういう方たちがいれば今代替看護師の分で、診療等の部分については本庁から送るようにしますが、緊急の場合の対応としてですね、できればそんなに一つの看護師が他の島の代替に行くとかいう負担がないようになるかと思っておりますけど、こちらから派遣する部分、代替看護師を雇っていく部分、経費。そういったいろんな人材的な確保はできてないというのが現状でございます。なるべくですね、地域の方が看護師がいないという状況を、不安を作らないためにも、そういった部分はいろいろ登録されている方たち、それから保険で委託して行ってもらう看護師さんもおりますし、そういった方たちにも声をかけてですね、なるべく常勤の形で、常勤の看護師の診療体制をですね、継続させる形ですね、していきたいと思っております。ただまあ、へき地でありますし、鹿児島市から委託して連れて行くという部分ですね、それぞれ話をした看護師さん等も事情があってですね、中々行けない場合もあるということは聞いております。今後その人材の確保というものはですね、特殊な業種でございますので、人の命を預かる業種でございますので、仮の形とか、そういったもの等はですね、やはり責任ある仕事をってもらう以上ですね、それなりの対応をして看護師を雇って連れて行くという形をとっていきたいと思っております。今はちょっとあのローテーションの中でですね、ぐるぐる回して苦しい事情でございますけど、なるべく不安のないようにしていきたいと思っております。

○議長（日高通君）

教育総務課長、福澤章二君。

○教育総務課長（福澤章二君）

社会教育委員の任命の関係についてお答えいたします。社会教育委員につきましては定数13名で、小宝が1名で他の島は各2名ということで行なっています。その2名のうちの1名につきましては、先ほど議員からありましたように、学校長、それから教頭先生に就任をしていただいております。この先生方の関係につきましては、校長会、教頭会の折に説明をしてお願いをしているところです。そのもう1名の方につきましては、地元の方をということでお願いしておりますけれども、中之島につきましては、ここにおられます永田議員さん。それから平島につきましては用澤議員さん。諏訪之瀬島につきましては、もうIターンして8年から10年ぐらいなるIターン者の方をお願いしております。それから悪石島につきましては、従来自治会長さんが就任しているということでその度が変わっております。今年も変わっております。それから口之島と宝島につきましては、現在空席になっております。本人からの申し出で、辞退されて、前されての方が辞めておられまして、その後の人選につきましては、基本的には、辞める方があるときにはその方に後任を紹介していただいたり、学校長、それから自治会長に推薦の依頼をして行なっております。以上です。

○議長（日高通君）

5番、平田傳義君。

○5番（平田傳義君）

十島会館のことは、まあ大まか分かりました。ただ、さっきも申し上げたとおり、万が一ですね、売却ができない場合、これは2500万かかるんだということのようですけど、万が一のことを考えた場合は、私は解体がいいんじゃないかなというふうに思います。やっぱり鹿児島もね、地震が結構あるところです。まあその時は、大きなものであれば、まああれでしょうけど、ちょっとしたものに対して万が一、壊れたら当然、総務課長も話にあったように周囲も迷惑かかるわけですから、ぜひとも今後の検討課題として見ていただきたいというふうに思います。

それからこの看護師の問題なんですけれども。3ヶ島くらいですかね、わかりませんが、いないと、ということのようです。これはもうずっと確か続いているんだと思うんですよね。さっき申し上げたように、やっぱり住民課長も話してるとおり、やっぱり島の、ましてや高齢化30%を越すような地域にあってですね、医者がない、そういう中で、私が知ってる限りでは一番最長で10日間くらい不在をしてたと思います。もちろんこれは研修であったりね、休暇であったりなんですけども、出張を含めてね、10日間以上不在をしてると。もちろん何もありませんでしたけれども、やはり補助員がいても、やはり常時そこにはいない。常時その診療所にはいないということでは、やはり住民は、薬をただもらっただけならそれで一応対応はできると思うんですよね。ですけども、やっぱり不安だと。多くの住民からやっぱり不満をもらってます。さっきも言ったように何らかのやはり今後ですね、こういう介護施設等々が将来にわたってできるということであれば、もうそういったものを、せめて医者がないということであれば、せめてそこだけでもね、充実するようなね、考え方をさせていただければというふうに思いますので、また村長の考え方も聞かせていただければと思います。まあさっきも言ったように、ただなっってくださいと言ったって、今説明があったように、当日なんかあった時だけの、日当7千円か、時間何百円か分かりませんがね。やはりある程度はね、お願いして責任を持ってもらうわけですから、その点についてはやっぱり常時ね。それ本当、金のことを言ったら、それは本当、無駄か無駄じゃないかという議論では私はないと思うんですよね。定住を含めてですね、それができるような、何か策がないか、ぜひ考えていただければというふうに思います。

それから温泉センター。これは何も聞いてなかったと。これは当然集落で多分処理したんだと思います。業者2人が来て一応完全に止まっていますので、またいずれ相談があるかもしれませんし。ただ業者の方はちゃんとこちらの方には報告すると、こうこういう状況で、これに該当しないボイラーを使ったと、いうことでちゃんと報告してくださいよ、と言ったら、報告します、ということだったので、後で見れば多分報告はあるんだと思います。要するに、塩分用のものではなかったということです。まあそれはまたいつか、会議が終わってからでもぜひあれしてください。

それからこの側溝関係なんですけど。説明によると難しいんだと。まあもちろん一部をやらしてくださいというわけにもいかないでしょうし、全部委託という形なのが当然だというふうには理解しません。できればどれくらいの量で、どれくらいのあれかちょっと分かりませんが、1人でも2人でもですね、それであるならば、できれば、できれば住民を雇用してもらおうと。で、私はいつも申し上げるとおり、登録をしたらどうですかと。私はこれが出来ますよ、出来ませんよというようなことをしとけば、そういったものを簡単に出来るんじゃないかということで、何回も申し上げてるんですが。じゃあそういう人がいるのかよ、ということになるんだと思うんですよね。加勢してくれる人が。その辺もまたぜひ1人でもですね、住民の雇用ができればしてくださいということで、業者にも相談してぜひ進めていただきたいと思います。

それからその教育委員会の方。まあ学校長会があると。実はこの間教育社会のだったと思いますが、会がありまして出席したわけなんですけれども。まあ本人が3ヶ月以上ですかね、不在になって何のあれもなかったと。また仕組みを、大変失礼な言い方かもしれませんが、現場の方もあまりよく知らなかった。どういうふうな選出をされているか。今、課長の説明では、学校長、教頭が選出するということですよ、じゃないんですか。まあいいです。だから僕は、だからどういう。多分私の記憶ではね、自治会なりが、まあもちろん学校に来るのか知りませんが。こういう人を推薦してください。たいていの場合は私もそういうことしてましたけど、たいていの場合はそうしていたもんですから、そうかと思ったら違うんだと、ということのようでした。その方も、なんていいましたかね、もう何ヶ月というのは私もはっきり分かりませんが、やっぱり月に1回ぐらいですか、年に10回ですかねあれ、社会教育をするようになっていくのがですね。ところがやっぱり本人がいないと。これがメインになってるわけですからね。授業が中々進まないというようなことです。その時は教育委員会に聞いてくれということで、どうなったかはちょっと分かりませんが、現在は不在ということのようで

すが、やっぱりせっかくのアレですのね、早くそれも、不在という、おこなきゃいけないこうなってますからね、すぐしてくださいよ。また選出方法もはっきりしたものがなければ、はっきりやっぱりこの際ね、推薦なり、学校長が願うするということによってやっていただければというふうに思います。

一応また考え方を教えてください。

○議長（日高通君）

教育総務課長、福澤章二君。

○教育総務課長（福澤章二君）

宝島の社会教育委員さん1名につきましては、議員さんおっしゃいますとおり、宝島の学校長から連絡がありまして、1名の方が長期で島を不在にしているようだというので、どうしようということがありましたものですから、教育委員会の方から本人さんに文書を出しまして、不在ということを知っているが、社会教育活動が何らかの形でできると考えるか、それとも出来ないで辞退するかという文書を本人に出しましたところ、長期不在なので辞退したいという申し出がありました。そこで学校長を通じまして、自治会長にどなたか適任者を推薦してくださいということをお願いしているところです。まだ自治会からの回答はいただいております。以上です。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

看護師の代替要員ですけれども、考え方としては、今議員がおっしゃるように本土からちゃんとした資格のある者を要員でやるのが正しいやり方だとおもっておりますけれども。島でそうした人が、ちゃんと免許を持っている人がおれば、こういう人をやはり活用する。これも大事なやはりことであろうと、私はそう思っております。したがって島にそうした対象者がおれば、その人を雇用すると、こういうことで考えております。いないところはもちろん、各島の診療所の正式なその看護師。この人たちを当時、その時々によって違うかもしれませんけれども、患者がいないという時は代わって行ってもらおうとか、そういうようなやり繰りをしたり、あるいは本土から雇うこともあります。まあ、そういうようなことで県立病院の看護師をなんとか代替看護師として、そういうところには派遣できないかと、県と協議をした経緯がありますが、中々やはり勤務体系、そういう関係で話がらちが開きません。そういうようなことで、いまだかつてその解決が中々できないんですけれども。近年になって島出身の人たちで、もう退職をして遊んでいると、そういう人たちもいるやにきいたりしております。ですからそういう人たちあたりを、その要員として確保するような対策もしなければいけないかなあと考えておりますけれども、やはりこの遊んでいるということが中々難しいようで、再就職をしたり、当てにしてこっちはおったのが再就職したとか、そういうのがあったりしてですね、中々思うような対策ができておりませんが、これからはやはり考え方としては、さっき申し上げましたように、島に代替者がおればその人たちを優先的にお願いをします。いなければやはり、島における看護師も無理してあちこち移動をお願いをしてるんだと思いますので、できればこちらからそうした者を雇って送り込む。そういうやっばし方法を続けていかなければいけないだろうと思っておりますが、やむを得ない場合は、島々の診療所の今正式な看護師さんにそっちの状況はどうかというように聞いて、譲り合ってやっていると、そういうふうになっております。また、ここに本庁に勤務してる保健師等とも、看護師の資格を持ったりしておりますから、そういう者がたまには行ったり。それから看護師専門で1人雇ってその人が行ったりしておりますけれども、本当こう何と言いますかね、目まぐるしいほど忙しいような状態でありますので、できるだけ島の人たちに安心のできるような対策はきちっとしないといけない。そういうふうになっております。

○議長（日高通君）

5番、平田傳義君。

○5番（平田傳義君）

まあ一番重要なのは、我々住民がこういう、何て言いますか、医療問題であります。まあ村長がいろいろ努力をされてると、また庁舎にいる、本庁舎にいる3名でしょうか、4名でしょうか。まあ、いらっしゃる。本当はそれを住民の声も良く聞くことが、それを何で回さないのかというふう聞くことが多いんですが。私も船に乗りますと、今村長から話があったようにですね、毎回のようには3名、ないし2名でしょうかね、いろんなこのいきいき対策事業ですか、こういったのを含めてですね、船

に本当乗ってるのが多いな一と思いますよ。本当に大変なんだなと、単純にそこに3名いるから1人よこせというような問題ではないんだなと、本当私もつくづくそういうことを感じています。

そういった中で、やっぱりですねさっきも言いましたけども、村長がちょっと漏れて、私がひとつだけもう少し突っ込んで将来のことを考えてもらいたいと言ったのがですね。やっぱり何らかのね、今いう、何らかのことをそこに頼んで来るわけ、まあ定住も含め、その島にしようがね、何らかのやっぱりそこに少しでも看護師のお願いしてるんですというね、やっぱり補償というか分かりませんがね、月にいくら、やっぱりそれだけのものをお渡ししてるじゃないかと思うんですよね。将来ですよ、今、今日明日どうこうせいってことじゃなくてですね、将来はそういうことも含めて、定住も含めてですね、来てくださいと。そしたらまあ村営住宅と小さいあれは何坪ですかね、あれぐらいだったらじゃあ家賃は無料でもいいですよと、まあもちろん診療所はただですよあれ、看護師さん。そういうような方法をとるとか、定住してくださいと。家賃は無料にしますとか。いろんな方法があると思うんですよね。ぜひ将来のことについても、今、慌てないように、今、もういろいろ検討していただければというふうに思いますので、ぜひお願いをしておきます。

以上で私は終わります。終わります。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

定住の関係ではですね、募集をかければいけないことはないと思います。しかしその今の看護師がこれはやはり、定年退職というそういうやっぱしものをもってますので、それに近づけての募集でない、そのやぶからに募集しても大変ですので、そこらとの兼ね合いあたり。今度の中之島の関係についても、公募して来た、そういうやっぱり経緯はありますので、できるだけやはり公募をしてちゃんとその欠員にならないように、それは考えておかなければいけない。そこは十分考えておりますので、あとはその、今の看護師が休暇で休むとか、そういう時にやはり代替で補う。そこが今のところ問題ではないのかとそう思っております。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

用澤満男君の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条の但書の規程によって、特に発言を許可します。

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

ただいまの看護師の代替の要件について、過去にも再三申し上げてきましたが、今現状の代替看護師の勤務体系。先ほど住民課長から話がありましたが、急患、看護師が留守の間の急患発生時に出てもらうというようなそういう中で時間給でおそらく支給してるんだと。過去におきましても、諏訪之瀬島の代替看護師あたりからの意見としまして、人様の命を預かってする仕事なんだと、それをそこら近辺の労働人夫と同じような扱いをされてるんじゃないかと。しかも通常はほとんど用はないということで、看護師がいるときにはほとんど臨床経験等も、あるいは日常の、日赤の先生が来たときにも、そこに携わる経験も時間もなくてですね、たまたまその看護師がいない、いきなり急患の発生だというときに対応しろっていうのは、非常にこれは責任が重すぎる。あるいはまた代償も少なすぎるというようなことからして、何らかの身分保障をしてあげる、そしてまた責任を持ってもらう、というようなやり方がいいんじゃないかって話しは再三してきました。ところがいまだにそういうものに対してはまったく財源的に問題があるのか、知りませんが、鹿児島からわざわざ連れてこないかとかね、そういうことでむしろお金がそっちの方に多くかかってんじゃないのかなと、そんな思いがいたします。ですから、今後の方向性としては、今現在いる代替看護師になる資格を持った人を大事にすること。そしてその後定住促進も意味を含めて、経験者がぜひ参加してくださいと。月に2万でもそういう面では代替看護師の役目を果たせれば2万円でも保証しますと。というような、そのような制度をきちんと構築していく必要があるんだろうと思うんですよね。今のところ地元にいる人たちは、たしかに看護師さんがいなくなることによってね、不安がいっぱいなんです。そこらへんは、しかも今度は特別なそういう緊急事態が起きた。急患が出た。その時だけあまり普段扱ったことのない、その人が出てきてしてくださいというのも、これはまたおかしな話でね。そこらへんを含めて総合的に、まあ早急に考えていく必要があるのかなと、そんな思いがいたします。それについて住民課

長なり、村長の再度またその考え方もお示し願いたい。

それからもう一つ。くだいようですが、畜産の草地開発、採草地の開発の中でね。予算組んでる中でね。業者に委託するというので、組合長会議の中でそのような話があったというような話を課長は答弁しましたが、組合長会議のうちの十島村の組合長にも確認をしました。悪石島の組合長にも確認をしました。そのような流れで決めたことはないということなんです。それがどこで、こういう形に、各島に、組合員にも、組合長に確認をして、あなたたちは自分達でしますか、あるいはできませんかということ。あるいは各島の採草地の場所、場所あたりもね、今の話だとはっきりしないようなことでしょ。もし例えばこれだけの業者に委託をしてですね、竹を根を掘って、採草地を作って、それを例えば草を1年刈ってとってですね、次は今度は牧場にした場合には、この投資は意味がなくなるんじゃないかと。わかりますか。それは冬場の草を作るために採草地っていうことで開発をして、草を作って、冬場の草の確保を図るんですよ。だから今度は牧野改良の場合には別に牛をそこに放牧するやつを改良してけばいいわけですから、そういう意味において今年投資をしたね、この採草地の、業者に委託をして作ったこの採草地がね、来年は牧場になったら意味がないということなんですよ、私は。そういう意味で場所も確保しなければいけない。そういう事態が生じてどうしてもできないよ、といった場合に、この採草地の予算をですね、牧野改良の方に切り替える。それは可能かどうかというのを伺いたい。

それと漁協の、次のこのコンテナの問題なんです、保冷库の問題なんです。これは目的としては、魚を入れるっていうのは分かるんです。このサイズ。3種類ありますよね。これは種類ごとに違うんだと思うんです、魚を入れる種類がね。これは何を入れるっていうことで3種類のこのコンテナを造ったのか。今現在、わが村で漁協を通して市場へ出荷している魚の魚種も含めてね、それが全て活用できるかどうかっていうのを、どこまで確認をしたのか、その点についても伺いたい。ただ漁協から言うてきたからそれですとということだけでは、お金を出す方はそういうわけにはいかんでしょ。どういうふうにしてこれを活用するかっていうのが、その投資効果も含めてせないかんわけですから、その点についても理解してれば伺いたい。

以上3点。これでもう、答弁だけ求めて終わります。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

代替看護師の関係ですけれども、これはもうもっとも話で、住民課長が過去の経緯でものを言ったのかどうか分かりませんが、やはりご指摘のように、これは看護師がいない間はやっぱり雇いあげるということを考えないと、その急患が出たからその時だけ出てくれと、それではやっぱりご指摘のとおりだと私も思います。したがって内部で協議をして、いっそうそういうことについての対策をですね、今後の対策についてしっかりしておきたいと、そう思います。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

草地改良の件でございます。私その畜産組合長会議に出席してませんので、この予算を計上した者に聞いて、どういうふうでこういう費目替えをしたのかということ聞いたところが、畜産組合長会議でもって、事業の説明はしたと。中身とかそういうのは全然なくて、場所とかそういうのはしてないと。事業の説明をした後に、口之島と悪石の方から工事請負の方で回してくれということで、今回それに直したということでございました。今二通りの草地開発整備事業とそれから採草牧場と出していますけど、これは単独でございますので、もし適地が見つからなければですね、そちらの方に運用してもよろしいんじゃないかと思ってます。

それから先ほどのコンテナの件でございます。コンテナの件はその水産の漁協の会議です、そういう話が出たということでございまして、大・中・小、3つ要望があったということで、私どもとしては直接漁協の方から聞いたわけですので、漁協にどういうタイプが欲しいのかと問うたら、この3種類でお願いしますということでもって伺っていますので。今後またどのようなふうを活用して、どのような形のが一番いいかというのが、今のところははっきり言って分からないところでございますが、この3種類があれば、これを3種類を全部7ヶ島で回しながら必要なところにそれだけの箱が必要であればそこに回してという形で運用していきたいということでございます。

○議長（日高通君）

他にないですか。

2番、永田和彦君。

○2番（永田和彦君）

何点かあります。

まず総務費の中の公有財産購入費。この村有地の取得という部分で、額的にも13,000千円、という額は上がってるんですが、これの内訳、面積、それから単価等。それから家屋も2軒ということで、先ほどの説明であったと思うんですが、その家屋の評価、そういった部分、どのような形で行なわれているのか。口頭でもいいですけども、あればそういったものを一覧にもしまとめたものがあれば、資料としていただきたい。

それからこの企画費の中の、おはら祭りの衣装代ということに2,700千円ということだったんですが、これの積算の根拠になるものを説明していただきたい。

それと、先ほどの地デジの受信状況の現地調査という部分で気になったんで、あえて中之島の状況をちょっと一部触れるとですね。先ほど総務課長の中から説明で、NHKという部分で具体的に出たんですが、中之島地区においてもNHKにおいては、地デジ、たまにおかしくなるときがあるんですよ、映りが。まったく映らないという日もあります、時間帯によって。まあそれが天気なのか何なのかちょっとはつきりしたものは分からないんですけど。実際先日もありまして、私の家の個人的な部分の問題なのかなと思って、アンテナの向きとかを調整をしてたらお隣さんから、NHKはたまにうちも映らなくなる時があるよ、というのをちょっと聞いてたもんですから。先ほど説明の中で、今回この4ヶ島調査をするということ、調査をした上で対策を講じるということなんですが、もしかしたら中之島自体に元々の何か問題があるのかなと、先ほど聞いて気になったものですから。そこも含めてNHKなりにそこらへんを問い合わせをしていただければと思います。

それから出張所の管理の部分で、資料として今回各島の出張所の補助員の方の名簿、出張所ごとのガソリンの使用量について資料を要求したところなんですが、今回この出張所出張員の補助員の方の名簿を出していただいた部分についてはですね、やはり今後のUIターンの部分も含めたりした中で、とても小さなコミュニティの中でやはりみんな何らかの形で仕事をしながら、やっぱりご飯は食べていかないとけない。そういった時にある意味のワークシェアリング的な発想というか、そういったことを考えたときに、補助員の選定という部分について、ちゃんと公平性というかそういったものが、確実に押さえられているのかどうなのか、という部分がちょっと気になります。というのがやはり、島の方から直接そういう話を私の方にされる方もいたりしてですね。というのが例えばこの補助員の方の委嘱期間については、毎年4月1日から翌年の3月31日までとするということなので、次年度については自動更新で行くのか、それともその年度ごとに毎回補助員の募集について、募集をかけて更新がなされているのか。それから補助員のその選定についても、地域の推薦を受け、ということになると思うんですが、委嘱についてはですね。そういったものが確実に各地域において行なわれているのか。その点について村としてどのように考えておられるか伺いたい。

それから出張所のガソリンの使用量ということで資料をいただいています。そういった中で、気になる、気になるというかですね、見てて、ずば抜けて中之島については使用量が多いと。これは実際走行距離の部分であったりとか、それから公用車の台数のこと、それから使用頻度についてもそういった部分があるのかなと思うところがあるんですが。まあ例えば行政以外が公用車等を使うにあたって、使用料等の取扱いをどのようにされているのか。民間であったりとか、NPO団体であったりとか、いろいろな方が公用車を使用されていると思うんですが、そういった部分で使用料についてはどのような取扱いがなされているのか。それと、出張所のガソリンの部分で資料としていただいたんですが、これ以外にもやはり以前から話が出ている、塵芥処理車の使用のこと。それから燃料の取扱い。そういったものが確実に、まあこれは住民課の部分になるんですが、抑えられているのか。やはりいろんな意味で住民の方に間違ってもそういう疑念を抱かれるようなことがあってはいけないと思います。こういう燃料等の取り扱いについてもですね。そういった部分を徹底させていただきたいと思うように思います。

それから、小さな部分なんですが、この農林水産業費の中の野ヤギ対策という部分で、先ほど村長の説明の中では、1頭5,000円の買上げということだったんですが、この5,000円というのは1頭、成体1頭分の5,000円、運賃込みの5,000円なのか、それとも運賃等は別にしての

5, 000円なのか、ちょっとその点まで伺わせてください。

それからですね、観光費の中の民宿の研修ということなんですが、具体的にどのような研修がなされるのか伺います。この民宿の研修という部分において、観光PR、それから観光立村を目指すという部分において、特に今の時期そうなんですが、各島において釣り客の方が多数来られてますよね。例えば過去にもうちの十島村のPRという部分において釣り大会。年間を通じての大物の釣り大会のようなことを仕掛けてはどうかというアイデアが一部語られたことがあったかと思うんですが。そういったものを本気でちょっと考えてもいいんじゃないのかなと。例えばその具体的な部分にちょっと触れれば、釣る部分については必ず島内の宿泊施設を利用させていただいて、宿泊施設なり、それか出張所なりで検量を受けていただくとか、そういった形で。それも例えば今の時期でしたらほとんど大物釣り。イソマグロとかそういった魚が対象になるんでしょうけれども。例えばそういったものをファミリーフィッシングの部分まで広げて、例えば一回の釣行で一番多く釣りましたよとか、そういった形にすることで、小さい子どもさんからご家族連れでのそういった釣りを含めての島内への観光も図れるんじゃないのかなと。まあ素人考えですので、それがどういった形で具体的に組めるかわかりませんけれども。そういったことをちょっと考えてもいいんじゃないのかなという気がするので、またその点について将来的に考える余地があるかどうか、その点を伺います。

それから土木費の中の、この地すべり対策の関係で、すいません中之島のことなんですが、この宮水流地区というのが私いまちピンとこないの、具体的に説明をお願いします。寄木地区の排水路整備、これも具体的な工事内容についての説明をお願いします。

それから災害復旧の関係で、林道の椎崎地区の部分とそれからケブシ地区。この部分の災害復旧、単独の災害復旧の部分について。距離的な部分、11m、13mという部分を考えて場合、工事の内容としては額的なものも考えても、今道路上に残ってる部分を撤去とか、そういった部分でしかないのかなと、ちょっと思ってるところなんですが。特に椎崎地区についても、何度も大雨の度に災害というか発生してます。で、やはりその先にある牧場の管理等でやはり頻繁に使われる道ですので、抜本的な改修も考えていただきたい。あわせてケブシ地区については、その先にヘリポートがあるという部分。まあ椎崎地区についてもヘリポートに接続する道路ですので、やはりそういった部分で将来的には抜本的な法面の改修工事等が必要になると思いますので、その点についても検討していただきたい。

それと学校関係で1点。昨日個人的な部分で伺った部分なんですが。今現在各島、学校の児童生徒数そういったものを見たときに、村内においては本校、まあ本校というか小中学校それぞれ、まあ分校と呼ばれる、分校になっているのが諏訪之瀬島、小宝島が分校になっているんですが。児童生徒数等を考えた場合、他の島と比較した場合も、人数的な部分に関してもほとんど遜色ないような児童生徒数の配置になっていると思ってます。そういった中で、子どもたちにぜひ、いろんな、その9年間島で学ぶ中でいろんな先生方に接して、先生方からいろんなものを吸収してほしいと、そういった部分で分校においては校長先生が今いらっしゃるという現状の中で、ぜひとも分校2校を本校に格上げさせていただいて、校長先生もお招きして、そういった中で地域の活性、特に2ヶ島人口問題については特に厳しい部分もある2ヶ島です。そういった中で、人口対策も含めて大きな目でそういったものを今後検討していただきたい。特に、まあ地元の方と、私、諏訪之瀬の方と一部話をする中で、そういったことを過去に村にお願いしたことないんですか、と聞いた中では、座談会の中で一応触れたことはあるんだけど、それっきりになってるという部分で伺いました。そういった要望とかないんですかね、と聞いたら、ぜひできることならしてほしいと思ってる、とその方はおっしゃってました。それがまあ地域みなさんの意見なのかどうなのかは、私は今現在把握はしておりませんが。もし地域のみなさんが本当にそれを望んでおられるのであれば、可能な限り村としてもそういった対応をしていただきたい。そのように思うところです。その点についてもまた教育長からも、一言考えを伺わせてください。

以上です。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

まず1点目のほうの17ページに記載しております、公有財産購入費。13,393千円です。まずそこに、説明欄に記載しておりますとおり全て中之島地区になります。まず1人目の方が寄木地区

の方にありまして、これ畑地417㎡。それから原野282㎡。それから宅地514.17㎡。原野と畑地につきましては、平米単価300円。宅地につきましては坪単価9,000円。それから家屋、これが1棟。評価額で117,705円です。それからもう一つ。中之島の方のこれは日之出地区、高尾地区になるかと思えますけども。宅地一筆ですね、1234.32㎡。家屋1棟91,732円。それから同じく中之島の高尾地区です。まず1筆、1軒目の方が、7623.51㎡。これは農地ですね。それからもう1人の方、1万3069.24㎡。それからもう1人の方、6648.96㎡。ということで全て中之島の高尾地区並びに先ほど申し上げました寄木地区ということになるかと思えます。

それから2点目の方の企画費の方で、消耗品費という形で本土復帰60周年記念事業のおはら祭りの衣装ということで記載しておりますこの2,700千円ですけども、これは浴衣、それから帯、草履の150セットということ等で見積もりの方を既に徴しております。

それから3点目の方の地デジ、地上デジタル放送の映像状況が悪いと。中之島地区ということで議員が言われましたけれども、初めて聞く話で、その情報というものは何ら今まで中之島地区から上がってきていないのが実態です。先ほどの情報ですと、時々デジタル放送の方は不具合が出るということですので、またNHKの方には申し上げたいと思います。ただ全体的に今までのアナログ放送よりも、地デジそのものの放送帯そのものが弱いということ等は全国的に言われておりますので、例えば天気の良い時期。あるいは3月から6月時期の季節的なものというもの等もなんらかの障害がある可能性があるかと思えます。

それから、4点目の方のこの出張所費の中で先ほど資料要求の中にもありますように、補助員と申しますのは出張員がいて、出張員が不在時のときにカバーしてもらおうということ等で、この要綱整備を15年に制度を持ち上げて制定したわけですけども、その時のこの要綱の整理の状況として、議会からの意向はかなり強くありました。私どもの方は、公募の中で採用試験をして、実施すべきじゃないかということで進めておりましたけども、議会の方は地域性ということも当然考えるべきじゃないかと。狭い空間の中でいろいろゴタゴタがあるのもいかなものかと、ということがあった関係でお手元に示したその資料というものを、議会との意向の中で整備したというのが実態です。そしてこの中にありますように、補助員につきましては、4月から翌年3月31日までということで記載しているわけなんですけど、実態の運用はその前段に記載しております出張員と同じ取扱いをするということ等で議会にもそのことは示しております。現在は、何らかの本人からの不都合がない限り、あるいはその集落の方から特に問題がなければ、その継続というかたちで毎年の辞令交付をしているということで進めております。

それから5点目の方の、出張所の取り扱いの年間のガソリンの使用量が地域によってはかなりの差があるんじゃないかというご指摘です。まあ私も議会からの要求があって、この資料を見る限りにおいては、言われる議員の地元地区ですと他の地区よりも、場合によっては3倍の消費があるということで資料も出ております。たしかに地域が集落も広いということと、車輛台数ですかね、が他の地域より多いと、いうこと等がこういう影響が出てきてるんじゃないかなんかということは考えられます。それから個人で使用、あるいは特定の団体からの使用申請があった場合には、必ず村長宛てに使用申請書をあげさせると。公用ということであれば、公用無料という形をとりますけども、営業的なものがあれば当然使用料をいただくということでしております。

以上です。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

まず1番目のヤギの5,000円についてでございます。これは、昨年の座談会の折で1頭あたり2,000円ということで島の方にはお話ししておりましたけど、運賃は村で持つということで。それが運賃が大体2,700円くらいかかるもんですから。今回5,000円にしまして、その5,000円の中身としましては運賃は元払いと。島で獲っていただいた方で払ってください、ということでございます。種類としましては、子ヤギであろうが親であろうが一応5,000円という形をとっております。

それから民宿研修でございます。これは各島で大体3回くらい予定をしております。参加の対象者としてましてはもちろん、それぞれの民宿の経営者ですね。その方を参加していただきたいと思っております。

す。まず第1回目が小宝島、平島、悪石島を8月に予定しております。そして2回目が口之島。これを9月頃予定しております。9月の上旬頃。3回目を宝島、中之島、諏訪之瀬島を9月の下旬から10月の初旬にかけて計画しております。もちろん講師を派遣しまして、すでに講師の方も大体こちらの方としても決めております。くわはら館の、前来ていただいた桑原さんですね。あの方とそれからもう1人は県の観光課の方の紹介で、その人選も済ませてるようでございます。

3番目の釣り大会でございます。ご承知のとおりトビウオの入る時期は、相当日本国中といえますか、遠いところから来ている方も結構いらっしゃいます。そういうのを見れば本当に釣り大会、フィッシング大会を行えば、すごく大規模なまたそれぞれ報道機関なんか興味を示すんじゃないかと思っておりますけど。やはり村単独ではちょっと厳しいところがあったりして、釣具屋さんとかそれからフィッシングクラブとかですね。そういうところとタイアップして、一緒になって考えなくちゃいけないと思っておりますけど、本当に観光の方としては前々からそういう考えがあったんですけど、中々今一步踏み出すことが出来ませんでしたけど、今後また真剣に取り組んでいきたいなと思っております。

それから土木費でございます。地すべりの場所でございます。宮水流地区湧水対策。これは伊東さんの裏側でございます。そこに前々から取水があることから、そこを取水マスなり、何か対策を設けてましてですね、一回取水させて側溝に流させるということで、大体70mくらいを計画しております。

それから寄木地区の排水路整備です。これはなごらん、それから村営住宅の福永泉さんのところですかね、あそこのところの方を予定しております。災害復旧事業で椎崎とケブシでございます。これはあくまでも応急処理でございまして、災害復旧、完全な工事の災害復旧となりますと、今の状態というか、今の状態であると、ただ崩土が落ちてきてそれを撤去すれば十分道路の機能は果たすわけでございますけど。これは道路の路肩が崩れたりとか、決壊しとって道路の半分が使えないという場合には完全に災害復旧にかけなくちゃいけないんですけど、今の場合は廃道をすれば十分道路が利用できるということで、撤去費用だけを見てその後、崩れたところにはフトンカゴなりしましてですね、応急的な処置をしようかと思っております。今議員の指摘のあるとおりですね、大分法面も高いところでございますので、今後専門の業者さんなんかにお願いしましてですね、いろいろ補助事業なり、そういうので対策が組めれば、そういう対策を行ないたいと思っております。

以上です。

○議長（日高通君）

教育長、齊脇司君。

○教育長（齊脇司君）

お答えいたします。先々週、県の教育長原田耕藏先生を同行いたしまして、悪石島小中学校の学校訪問を行ないました。その時に、悪石島小中学校の児童生徒数が7名、教職員が8名でございます。そして県教育長以下、教育事務所、十島村教育委員会、合わせて9名が学校訪問でございました。7、8、9の順序でございます。このようにして児童生徒数よりも先生の数のほうが多いという、なんと言いましょか、逆転現象というのが実際かなりの数出てきております。7つの小中学校で1番多いところで11名。少ないところが7名でございます。現在児童生徒数が59名、教職員が62名だったと思うんですが。そういう中で学校経営を先生方、地域住民の方々と一緒にやらせてもらっております。悪石島だったんですが、悪石島もですね、平成5年、6年の頃、たしか校長先生がいて教頭先生がいなかった時代がございます。教頭からせっかく校長になったと思って行ったら、教頭がおらんかったと言って怒っておりましたが。昨夜帰るときに永田議員のほうから、どうして2校は分校で、分校の方が児童生徒数多いのに、本校と分校は入れ替わらないんですか、とかという話が出ましたので。今朝鹿兒島教育事務所のほうへ、こういう質問が出たんだがどうやって答えればいいのでしょうか、と所長さんに連絡いたしましたところ、帰った時点では会議があるために、夕方田中主査の方で返答させます、ということでございました。さっと答えがならんぐらい、やっぱりこの分校、本校の関係はあったのかなという思いがいたします。おそらく教職員定数、それに関わるものがあるからであるだろうと思うことでございました。ただ、議員の中にですね、気になることが1つあったんですが、私の胸にグサリと刺さったのは、分校、分校、分校ということで肩身の狭い思いをしてこれまでやってきたのではないのかと。小学校、中学校9年間もと。それを思ったとき私は、そこまで思いが至らなかった大人、教育長、私たちは、ちょっと鈍感すぎたのかなという思いがいたします。同時に分校であっても、教職員の先生方は、分校、本校ということに特段こだわりは持っていなかったようにこ

の8年間思っております。と同時に村政座談会でもこのようなことは、僕は8年間伺ったことなかったんですが。その分過去の教育活動を見ておきますと、2つの分校の児童生徒数も、先生方も、地域住民の方々も、明るく、楽しく、充実した学校教育活動を送っているなあ、ということは感じているところがございます。いずれにしましても、児童生徒数激減というこの状況は、学校存続につながることでございますので。児童生徒数が減っていくと、仮に中学校の生徒がいなくなると、先生方が最低3名はいつぺんにいなくなりますし。そうなる綱引きをする先生もいなくなってくる。児童生徒数がすべていなくなると、学校の教職員も引き上げなきゃいけない。まさに学校存続は島存続につながることであるだろうと、いうことを思うときに、プライドを持って、分校であろう、本校であろう、胸張ってよそからも山海留学生を入れたり、または未就学児童は多く作ったりということに継受していかなきゃいけないのではないかなと思うことでございました。議員のおっしゃることは十分わかっております。分校というものの置かれてる立場。それだけに今回も小宝島のほうへ体育館を早く作って、頑張ってもらわなきゃという気持ちで、課長以下力を傾注しているところがございます。いずれまた本庁のほうから分校と本校とのつながりがどんなものであるかという報告があるだろうと思いますが、その来ました折にはまた報告させていただきます。

以上でございます。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

2番、永田和彦君。

○2番（永田和彦君）

質問した部分については、ほとんど理解ができました。

1点だけ。この寄木地区の排水路整備。今説明受けた部分については先の台風の際にも、おそらく床下浸水等の被害のあった地域だというふうに思ってるんですが、寄木地区についてはその先、一番奥の方に住まれておられる3世帯、あの地区についても山からの水がかなり押し寄せて、やはり同様になるようなことを伺ってます。排水路自体がものすごく細いのが1箇所、2箇所しかないみたいで、中々水はけが悪いというふうに伺ってます。また今後なんらかの対策を講じていただきたい。そのように思います。

○議長（日高通君）

他にありませんか。

3番、前田功一君。

○3番（前田功一君）

ちょっと確認程度のやつなんですけど。ブロードバンドの施設管理。これで村営住宅の方に加入者用アンテナっていうふうになってるんですけど。村営住宅はこのブロードバンドのやつは入ってないところもアンテナ設置はしてなかったのかなと思って。どっちみち入った人が、なんていうかな、なんか無駄なような気がして。1回の工事の時に村営住宅は全部アンテナ設置しとけばいいのになんか思ったりもするんですけど。その辺が1点。

それとその下の、村有地取得。これは原野だったり畑だったりあるんですけど、宅地が入ってるのはどうということかなと思って。それが1点です。

それともう1つは、その野ヤギの駆除のやつは、これは単年度だけで終わるのか。それとも増えるたびにこういうことをするのかどうか、そのあたりをまた聞かせてください。

それともう1つ、これも確認で。学校教育の方の、給食室の防水工事、宝島となってるんですけど。自分の記憶だと昨年度なんかやってなかったかなと思うんですけど、宝島。ちょっと自分の勘違いかどうかなんで、そのあたりは確認で、お聞かせください。

以上です。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

17ページのこの工事請負費の中で、ブロードバンドの施設管理ということ等で、加入者用アンテナ設置の工事ということで、村営住宅等ということになってます。当初予算ですって、昨年の12月からインターネットが個人向けのものが整備されて稼働してる状況なんですけど。その前に国の補助金事業等を活用しながら整備したわけですが、まずは1つは国からの補助額は限度を超えたというの

が1つ。それからもう1つは基本的な対応として、村営住宅、教員住宅等々につきましては、設置していこうという基本方針だったわけなんですけれども、先ほどのその基本額を超えたというのが1つ。それからもう1つは。その時に自分はもう申し込まないという村営住宅の方がおりました。そこはなぜ自分は申込をしないかというのは例えば使用する見込みのない、あるいはその電気料を負担するのもしやだと、というようなことがありまして、その後実際に動いた時点で自分も申し込みたいというような方があった関係で、今回その当初予算で10件。それから今回の補正で9件分見込んだということになっております。棟の中には民家活用ということ等で、民家の買上げも進めておりますのでその分も中に入っております。

それから2点目の方の、宅地の購入でございますけれども。この空家の利活用をする中で、その所有者等に、あの家を空いてるから貸してくれないかという話をこの中之島の寄木地区の方には申し上げましたら、もう家ごと買ってよ、という話があった関係で、土地家込みでの購入と言うことになっております。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

野ヤギ駆除の件でございます。

一応今回5,000円の200頭で計上しておりますけど、この予算でまだ不足するようであれば、また補正を考えております。

○議長（日高通君）

教育総務課長、福澤章二君。

○教育総務課長（福澤章二君）

宝島の給食室の防水工事の関係ですけど、議員がおっしゃいますように、昨年校舎の防水工事と一緒に、仕様書でやろうとしていた経緯がございますけど、校舎のほうの防水工事に事業費をとられまして、給食室部分まで事業費が足りなかったということで、今回改めて要求しております。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

単年度でっていうご意見でしたが、これはまた今後まだ必要であれば次年度も計画したいと思っております。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

4番、平泉二太君。

○4番（平泉二太君）

建設的補助金の中で、この生産施設整備事業。この自走式カッティングあるいはラッピングマシンその他いろいろとあるんですけど、これの受け入れ団体と言うか、団体名が分かれば教えて欲しいんですけど。26ページです。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

中之島農業生産組合、それから和牛生産組合、それからこれはちょっともうひとつは口之島なんですけど、畜産組合ではないんですけど、ちょっと今ここには今ちょっと資料をお持ちしていませんけど、別な畜産組合とは別な団体でございます。

○議長（日高通君）

4番、平泉二太君。

○4番（平泉二太君）

その中之島、これは生産組合だったですか。農業生産組合。出来れば、その団体があるんだしたら、その中の個人名あたりがわかっていたら、口之島についてもそうですけど、わかっていますか。

その和牛生産団体とか言う今説明の、そういう団体が実在するんですか。名前が分かっていたら教えてください。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

この生産組合はちゃんとした規約等もありまして、ちゃんとうちのほうに届けも出してあります。

和牛生産組合は、日高通さんでございまして、それから口之島、先ほどのちょっと今名前はここには示しておりませんが、畜産組合でない、これは中村巧さん等のグループでございまして。

○議長（日高通君）

4番、平泉二太君。

○4番（平泉二太君）

この例えばですよ。例えばじゃないんですけど。実際にいわば、帳尻を合わせみたいにな名前だけ入れて、あとはこれはもう言ってみれば団体でなくて、個人で使用をするという、私はそうとれるんですけど、どんなもんですかね。他の議員さんどう思いますか。私はそう思うんですけど。

ただ単に組合を作って、これは団体ですよ。それならお尋ねしますが、このボブキャット、これあたりはどこの。ボブキャットとあります。これあたりは、堆肥をすくうほんのちっちゃな機械なんですよ。これをだいたい、例えばいくら団体で名前だけあげておけば、これはあつちに持って行って使い、こっちに持って行って使っていくことはないと思うんですけど。

ただ名前だけ挙げてくれば、なんていうのかな。補助金を出すというそういうアレでいいのかなと思うんですけど。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

はい、ちゃんとした団体組合に、本村のその生産施設補助の補助のその要綱に則って、そういう畜産団体とかそういうのであって、規約とかちゃんとしっかりしたものであれば、その生産グループそのものが利用するということではちゃんと出します。勿論4分の1の負担金もございまして。はい。

○議長（日高通君）

4番、平泉二太君。

○4番（平泉二太君）

（聞き取り不能）例えば団体名で申請してきて、受益者負担出しますとなった場合には、なんと言いますか、他の団体でも間違いなくこういう事業はしてくれるわけですね。分かりました。

それと、これは予算に直接関係ないんですけど、当初3月の予算の中で、ダニレス。バイチコールの代わりに3か年事業でダニの撲滅をやるというのがありましたよね。あれがまだ全然そういう、なんですか、事業が始まらないんですけど、それはどうなっているんですか。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

はい。今、早急にちゃんと当初予算で計上しているわけではございますので、その希望者その者には配布しまして、利用させるということでございまして。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（日高通君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから日程第1、議案第62号、平成23年度十島村一般会計補正予算（第1号）についての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案の通り可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。

従って、日程第1、議案第62号、平成23年度十島村一般会計補正予算（第1号）については原案のとおり、可決することに決定いたしました。

会議途中でありますけれども、これより10分間休憩いたします。

2時55分にお集まりください。

休憩	14時45分
再開	14時55分

○議長（日高通君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第2 議案第63号 平成23年度十島村船舶交通特別会計補正予算（第1号）についての件

○議長（日高通君）

日程第2、議案第63号、平成23年度十島村船舶交通特別会計補正予算（第1号）についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第63号についてご説明を申し上げます。

本案につきましては、平成23年度十島村船舶特別会計補正予算（第1号）でございます。

1ページに予算の総額を示してございますが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,289千円を増額いたしまして、歳入歳出総額をそれぞれ849,862千円ということをお願いをしております。まず、4ページから順を追って。歳入ですけれども、説明を申し上げます。

まず国庫補助金で5,728千円を減額してございますが、補正後の予算を547,367千円としております。

それから、一般繰入金で312千円を減額して、補正後の予算を23,753千円としております。

次に繰越金で、12,329千円を計上してしております。これは、平成22年度の船舶特別会計の欠損見込み額が財政健全化法の資金不足比率20%を超えることから、22年度の県離島航路補助金の繰越金を充当したものでありまして、これによって国庫補助金、一般繰入金を減額して財源調整をしたものであります。

次に歳出でありますけれども、まず5ページの運用費用からですが、船員の雑費で269千円を増額してございます。

それから、営業費用の航路付属施設で、2,201千円を計上してしております。修繕料の500千円

は宝島港のランプドア、敷板補修によるものであります。

それから工事請負費の1,680千円につきましては、平島のランプドア受敷板補修工事によるものであります。

それから、店費の給料費につきましては、4月の人事異動に伴う補正等をやっております。

今回の補正については以上でございまして、船舶交通特別会計補正予算についての説明を終わります。

○議長（日高通君）

提案理由の説明がおわりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番、永田和彦君。

○2番（永田和彦君）

今回の補正では、平島のランプドアの受敷板の補修工事ということであがっているんですが、中之島のほうも新岸壁の方に移りまして、3月からこちら見ている中で、結構うねりが入ったりしたときに岸壁側も傷が入ったりとかしています。

そういった中で、おそらくランプドア自体の本体のほうにもかなり傷が入っているのではないのかなど、ちょっと気になっています。可能な限り早く整備をしていただきたいと思っています。よろしくをお願いします。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

この中之島の新岸壁につきましては、当初予算で計上いたしておりますけど、今あの本省との協議です、その中で、ちょっと見積の金額にちょっと差異がございまして、それでもって今検討しているところでございますので、その金額が確定し次第すぐ発注いたします。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

5番、平田傳義君。

○5番（平田傳義君）

今の説明の中で、宝島の敷板500千円。どういう状況なのか、ちょっと私はよくわかりませんが、報告書があがっていたら、そういうのがあがっていたら示してください。教えてください。

それから、3月11日以降の大変震災時に原油関係で、心配をしておりましたところが、通常運転と幸いにも安定しているというふうに個人的に理解をしているわけですが、価格等々のそれ以降、震災以降のですね。価格等についても、何というんですか、それ以前と同じようなね、状況なのか。また、当初説明があったように、不足しているというような状況ではないのか、その辺の見解を聞かせてください。報告してください。

それから、決算時でしたでしょうか。奄美の荷役料に関してどういう状況なのか、何か対応してください、と言うことでお願いはしてあったんですが、なんか里美海運等の何か、聞くなり、そういう話をしたのかどうか。

これでいきますと、鹿児島と違うのは530円。奄美、名瀬港荷役料というのがプラス530円取られているために728円と。実際はね。こういう計算になっているわけですがけれども、これに対して何か、どういう事情があつたのか、何かそういうアレがあつたのかどうか。それから決算でしたか、いろいろしたわけですが、したのであればその結果を報告してください。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

ちょっと予算に計上してないものですから、今手元にないものですから、この予算で計上してあるもので、今質問にあったものだけお答えさせていただきます。

宝島のランプウェイの受板補修工事でございます。

これは丁度うねりが入って、そのときランプウェイがちょっとしゃくりまして、そのためにその敷板鉄板のほう剥離して、それでもってちょっと不具合が出たと言うことで、その受板鉄板の補修を

行ったわけでございます。

それから燃料の件でございます。

私のほうで、ちょっと資料がございませんけど、今の状況だけお話させてください。

今まで例の震災以来、なかなかその燃料が入らないと言うことで苦慮しまして、業社、4業者ですかね。2週間なり、1週間なり確保してもらって、いろいろ難儀してもらったところでございます。やっとその燃料等も確保するようになりまして、今度の6月分からですかね。もう既に指名競争入札に入るようなかたちをとっております。

先ほどの3番目にあったことはちょっとあとで調べさせてください。

○議長（日高通君）

5番、平田傳義君。

○5番（平田傳義君）

価格についても、6月は入札にするということで、これからなのかなというふうに感じます。

これまで5月までですかね、どういう状況で価格が震災以降の価格をね、口頭で良いですから分かっている範囲で教えてください。

それからこの宝島のランプドアですが、私もすぐ見るのは見ました。取り替えるのではなくて、補修ですか、補修すると言うことで、多分もうなってるんだらうと思うんですが、あれ500千円も業者が、どういう業社がやったのか知りませんが、500千円も掛かるんですかね。私にはそういうふうには見えませんでしたけど、ちょっと疑問がありますが、なんか写真等々もあると思うんですが、終わってるんだよね。これはもう完成、予算がここにあがっていますが、もう終わってるやつですよ。ということは一応予算っていうことでは予算でしょうけれども、200千円かもしれないということでもあるんでしょうけど、私は高くないかなというふうに思います。

それから荷役料についてはまた、予算にないということではありますが、分からないと言うことのように、私は調べてせめてこの6月議会にはね。奄美の荷役はこういう状況だということが説明できるんだというふうに思っておりましたので、なんとはいいいかわかりませんが、これからやる気があるのであれば、あるように、回答を願いたいと思います。

それから、この運航表なんですけど、7月、8月、村長のいろいろ説明の中にもありましたが、この4月のですね、もうこれは決まったことで、おそらく運輸局に許可を貰っていることですので、仕方がやむをえないことがあります。8月についてはいいんですが、この水曜日出港が入っていますね、このときに宝島泊になっているんですよ。本来でしたら、月曜日奄美に行きます。次も奄美に行く、この真ん中、飛ばさないように。こういう、次回からでも結構です。もしくは来年からでもいいです。こういう水曜日をもし何か入れてくれるのであれば、水曜日に奄美、金曜日は奄美と言うふうな組み方。この今の組み方ですと、月曜日奄美に行って、水曜日に宝島停泊して、そしてまた金曜日行くと。こういうふうに。

要するに真ん中あくわけですよ。これだけやっぱり滞在が長くなるわけですよ。（聞き取り不能）の場合は。水曜日行けば木曜日行って、土曜日にはもう日曜日には帰ってくるというような、様々なアレが出来ますので、出来れば、出来ればですよ、出来ればそういうふうに是非して、今後していただきたいと思います。

8月は、8月はそのようになっております。8日水曜日が奄美、10日金曜日が奄美と。こういうふうなスケジュールが欲しいということです。

これは前々から島の住民からも、なんで続けて行ってくれないんだらうという様なことがありましたので、まあ、ぜひとも9月、10月ですか、もしそういうことが出てくるとは思いますが、是非できるのか、できないのか、大まかで良いですから、分かったら説明してください。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

7月、私もここに7月の運航表を持ってきていないのでちょっとわかりませんが、8月の運航表に合わせてくださいということですので、またこれは担当のほうと協議しまして、今後の検討課題とさせていただきます。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

1 番、日高助廣君。

○1 番（日高助廣君）

予算には関係ありませんけれども、私が言い続けております港の事務所ですね、昼食時の業務の件につきまして、委託先と協議を行うと言う約束でありましたけれども、その後どのようになったか報告を願いたい。

あと1点、来月7月の海の日を挟んだ連休の2泊便で、お盆を挟んだ2泊便ですかね。お客さんを呼び込むには大変私は良いと思っております。

今後ですね、連休が出港とあった場合において、今後もですね、2泊便を運航するのか、計画があれば教えてもらいたい。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

先ほどの荷役についてでございますが、その後委託業者とも話をしまして、今昼の12時から13時までシャッターを開けております。実際、開けておりますけど、その持込の客はほとんど居ない。少ないと。そのデータをちゃんととってくださいと。何名ぐらい来たか。その受付時間の変更なり、従来で良いのか、そういうのを検討しますからということですけど、今聞くところによると、ほとんどいらっしゃらないということでございます。

先ほどのちょっと私も出港表をここに持ってきていないから、中身そのものはわかりませんが、とにかく村民のためのいい運航であればそれに沿っていきたいと思っております。

○議長（日高通君）

1 番、日高助廣君。

○1 番（日高助廣君）

開けていればですね。事前にですよ。広報等で周知を図る必要があると思います。我々だって開いているのか、開いていないのか、全くわからない。ですから、何らかの方法がないからじゃないですか。広報があれば、皆さん、昼もあいているから、お昼休みでも来なさいよという、電話するんですけど、全く連絡もないし、広報もありません。こういうのを早急に広報で防災でも良いですから、広報してください。

2点目のとしまの2泊便の運航なんですけれども、今後のですね、利用客の増便については、私は大事だと思っております。だから、経済課長の答弁は、村民だけではなくて、受け入れの増員も含めたですね、運航の体系を作ってほしいということなんです。ですから、そこらへんを今後も継続的に行うのか、村長、答弁願います。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

客のですね、増客に繋がるものであれば、大いに私はやるべきだと。ただし、その1週間の中で2便という制約を受けていますので、そこに支障の無いような、やっぱりやりかたをしていかないといけないと、そう思っておりますので、その関係については、担当のほうには私のほうからも一応話はしておきます。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

広報の仕方としては、インターネット。はい、分かりました。その船舶の受付のところには当分の間とか、そういう形で表示はしておきます。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

6 番、用澤満男君。

○6 番（用澤満男君）

ランプドアのこの敷板、これに関しては、南之浜港の今現在のこの敷板が壊れて、要するに修繕を取り替え工事をせないかんとというような、これはことなのかなというふうに理解しているんですが、東之浜は別だろうと、そういうふうに思っています。

その中で、当初のこの敷板を設置したときは、かなりこの強度の高いものであったというふうに解釈しています。ただ向こうの嵩上げをした時に、それをとりこわして、新たにまたお金をかけて作ったと。

2度目の作った敷板そのものが、貧弱な、予算の問題もあるのかもしれませんが、あつという間にさびが出て、岸壁全体が茶色く色がついてしまって、割れが入ったと。

そういうことから、特に外観的にも港そのものも荒れて悪い上に、そこにきて茶色いサビがどっと岸壁いっぱいに流れていますのでね。そこらへんはちゃんと配慮した整備をちゃんとしていく必要があるのかなという思いがいたしますが、そこらへんはどのように、地元の状況を把握しているのか。あるいはまた、こうだからこういうふうを考えてしてるんですということがあれば伺いたい。

それと、もう一点、新幹線が鹿児島から関西まで動くようになって、通るようになって、まだ日も浅いわけですが、それに対して、フェリーとしまの運航をしていく中で、観光客あるいはその新幹線を活用する、そのお客さんに対して、今までの運航とは違ってこういうことをしていますというのがあれば伺いたい。

例えば、十島村から鹿児島港へ船が入港します。過去にも何回もこう指摘をし、そして努力をして欲しいと言うことで、手小荷物の受け取る時間をね、もっと縮めることは出来ないかと。短縮できないかと。フェリーが着いてからとりあえず30分以内という形で努力はしているというふうに伺ってはいるわけですが、それを5分縮めることによってどうなのか。

今現在でも30分以内というのがちゃんと守られているのかどうか。そこらへんはどこでどういうふうに確認しているか分かりませんが、そういうような常時努力はしていく。それが先程の入れ込み客の増加にも繋がる。

1番議員が、日高議員がおっしゃったようなそういう昼休みのその受付も含めて、もっと定着させていくような努力が必要ではなからうかなと、そういうふうに思いますが、それについてはどのような認識をもってあたっていいのか伺いたい。

それともう一点、前回の議会でも申し上げましたが、鹿児島から出港するときの10時乗船。9時はダメだと。10時になって初めて乗船させるという中で、遠くから送ってきた人たち、あるいはお年寄り、そういう状況の中で、待合所にあそこに溢れかえっているような状況。また送ってきた人たちも、船にお年寄りを送り込んで、そして安心して帰りたい。それにしても10時でなければ乗れないというのはかなり遅くなる。

それを改善出来ないかと話をしたところ、具合が悪い方、特別な方は申し入れればそうしますよという話なんですよね。

ところが、まわりからみますと、逆にその「なんで私は乗せないで、あの人だけ乗せるの」と。労務管理上、云々と言うことなのであれば、船員がそこにおいて、特別な人は乗せるわけですから、9時から特別に皆さん、一般客も乗船させてもおかしくは無いんじゃないかなと。何故できないのかなと。それはお客さんが「10時のほうが良いです」と。

客があつて、こっちもフェリーもあるんだという、逆にその見方からしますとね。客がどう考えているかということ優先的に持っていくのが基本だろうなという思いがするんですね。

そこらへんを、そうですね、公共交通船としての立場からしましても、住民のあるいは年寄りの申し出があればそうしますというだけの話でね。まあ、観光客からも私の民宿の客の中で、あのフェリーに乗ったら特別扱いをする人がいるんだがどうしてでしょうと。料金は自分も同じ料金を払っているんだと。そこら辺が地元の感覚と十島村の利用している村民の感覚とは若干違う。受け取り方で。

そういう面で本当に公共交通船として、そんなサービスのあり方でいいのかなと。そこらへんも含めて、民宿の研修も一般会計のほうでありましたが、船員のボーイの研修も含めて、何らかの徹底したことをやっていく必要があるんじゃないかなと。

その10時からじゃなくて、9時から全員乗せても良いですよということに関して、どうしても出来ない理由があれば、その点も含めて伺いたい。

客のほうから9時よりは10時のほうが良いというような申し出が多々あつて、そうしているのかどうか。その点についても確認のため伺いたい。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

その乗船のあれは、一応原則として2時間前ということで今10時に乗船しているわけでございます、先ほど言われたとおり、高齢者の方がおられた場合は、10時前であろうと9時ごろ乗船というかたちを取らせているわけでございます。

中には見送りの方とかそういう方がいらっしゃるって、船に乗せて、また見送りにきた方も9時には帰れるわけですから、だから楽と言うか、そういうこともあるかと思えますけど。

今後また船員の労務管理とかですね、打ち合わせしまして、9時に乗船した場合ですね、どうしてもまたレストランあたりに行ってしまうんですね。好きな方はそこで飲酒をしたりとか、1時間も早く飲んでしまえば、飲んでしまえばは言い方が悪いですけど、9時から飲み始めれば10時ごろはもう大体へべれけなったりとか、そういう方もいらっしゃるかもしれませんが、そこはまた制約を設けてですね、一応9時から乗船したら10時頃まではレストランは開かないよと。座席ではもちろん飲酒等そういうのは、後々他のお客さんに迷惑がかかりますので、制約を入れたかたちでですね、船の船員とは話をして、こういうものでどうかというところで検討すべきではないかと思っております。

今後本村も高齢化が進んでいるわけですので、そういう方をないがしろにははいけないと思っております。

それから、荷物の30分前の30分以内で受け取るということでございます。これはやっぱり集客するお客さんが多い時期はですね。ちょっとやっぱり委託している業者の方も一生懸命やっている中であって、後ろのほうでフォークリフトが走ったりとか、そのまた大変見とけば危険な状態で荷降ろしをやっているような感じでございます。

常々なるべく、なるべくといいますか、スピードアップを心がけるようには話をしているんですけど、どうしてもお客さんが多かたりとか、そういう時なんかは30分以内の時間を守れないこともあるかもしれませんが、お客さんが少ないときには、もう私も時々行ったりするんですけど、お客さんがいないときは15分程度で終わっているときもあります。

私も仕事が終わって行ったりして、荷物を受け取ったりするんですが、そのときはガラガラの場合もございまして、その多客時期ですかね、そのときがちょっと心配じゃないかと思っております。

先程のランプドアの件でございます。

これは今、現地も業者さんに見てもらってですね、既に見積りもここに頂いております。その中で、いろいろな溶接をしたりとかですね、アングルを打ち替えたり、アンカーボルトのうち直しとか、そういうのなんかを計上しております。大体1,600千円程度の見積りが上がっております。

○議長（日高通君）

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

人間誰しも同じことを繰り返して、そしてまた馴れ合いになってしまうと、サービスの低下にもなってしまう。絶えずその十島村のアピール、あるいは又、乗客のその増を図るための、そのサービスも絶えず心がけていくような努力をしていかないかんとというのがまず基本であろうと思うんですね。その中で、他の市町村が鹿児島県ですね、新幹線が来たが為に、観光客がいくら増えたか、どういう努力をしてその成果が出ているのか。

我が村の場合に、新幹線が着いて経済効果がいくらあったのか、そのデータすら何にも今のところないでしょう。

フェリーとしまがどれだけ客が増えたのかも。そういう意識をもってやっていく。何故増えないのかということも含めて。

私はフェリーとしまの運航に関しては、名瀬便も勿論大事ですが、鹿児島からの新幹線とのアクセスをいかにその有効に使うかということも真剣に考えて、日夜努力していく必要があるのではなからうかという思いがしますので、ただ私達の村のフェリーだけの問題ではないというふうを考えて、随時努力をするような協議会を設けてやっていただきたいと、そんな思いが致します。

あと、そのランプの敷板の場合にはあれですかね。課長がおっしゃった、その仮接岸から10月頃からだという話の中でね、私は過去において、仮接岸の準備を手続きが終わるまでの間にちゃんとするよという話を再三申し上げてきたわけですが、そこらへんは中之島の2番議員から話がありました、中之島の港にはまだ県管理港なんです、その敷板は村でつくらないかんのかな。そうした場合に、まあ静穏度の、向こうは中之島の港は高いんですよ。静穏度がね。東之浜はかなり静穏度は低いだろうと思うんです。中之島の港に比べるとね。

その中で、その何ですかね。この敷板をね、その計画をどこでされているのか分かりませんが、目に見えないと言うことは、その仮接岸の準備は大丈夫かよという思いがするんですが、そこらへんはどのように計画をされているのか、その点について伺いたい。

あと、その乗船の9時乗船と言うのは、私は個人的に言っているのがおかしいのであればそれで良いですよ。10時でなければいけませんよと。ところが、その乗客がどういうふうに見ているのか、そこら辺を中心に考えて、物事は動くというかたちで動いて欲しいというふうに思います。

確かその、週3便出港の中でね、船が遅く入ってきて、掃除をしたり、いろいろしてまた次また11時50分に出港しなきゃいかんから、出来れば10時のほうが良いというかたちで設定した時間かもしれない。ハッキリは覚えてませんが、そういうような時間設定の中で、いつまでも引っ張っていくというのはどうなのかなど。そんな思いがいたしますので、そこら辺は早急に協議をして、対策をちゃんと講じて欲しいというふうに思います。以上です。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

平島の東之浜の敷板鉄板の件でございますかね。今、はい。敷板鉄板となりますと、今の中之島のあげているのは、これはこの航路の補助費で出来るかということで、協議認可にしてやっているところでございますけど、保管港のランプドアにしましては、補助対象外となることから、単独で500万余りもちょっと厳しいところにあるところから、なんらかの補助事業で施工はしなくてはならないかとは思っていますが、今後その進捗によって、どういうかたちになるかわかりませんが、今回今のところでは、今日の補正予算のところまでにはあがっておりません。しかし今後平島のその接岸の時期、東之浜の接岸の時期とかそういうのを勘案した場合ですね、どうしても裏港を利用するというかたちになることが予想されますので、今後のまた検討課題ではなるのではないかと考えております。

○議長（日高通君）

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

経済課長、今後の検討課題ってあなたは言うておりますけどね。これだけの地元の人が裏港のね、仮接岸を希望し、期待しているんですね。今でもランプの使用制限が本港では起こっているんです。それを、その前にも何回も協議の中でね。仮接岸までの手続きを含めて、無駄なく準備をして欲しいという話をしている中、その私に言わせれば何ら準備は何一つ予算のなかに出てきていない。これを将来考えると、そんな次元の問題じゃないでしょう。

だからあんまり真剣に考えていないような気がするんですけど、真剣に考えているんですか。地元がこんだけして要請をして、ランプの使用制限が出るたびに地域の経済効果がマイナスがいっぱい出てきているんだということもふまえてしている中に、諏訪之瀬島の裏港、宝島の裏港みたいに年に1ぺん、2へんだったらね、私はここまで言いません。毎回このランプの使用制限が出ている港だけに、そういう話をしているんです。

そういう面では村長、どうですか。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

要件が整わなければ、その接岸できないわけですので、そこらの関係について、まあ、私も確認をしてなかったわけですけど、急がして対応をさせます。はい。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（日高通君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから日程第2、議案第63号、平成23年度十島村船舶交通特別会計補正予算（第1号）についての件を採決します。

お諮りします。

本件は原案の通り可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。

従って、日程第2、議案第63号、平成23年度十島村船舶交通特別会計補正予算（第1号）についての件は、原案の通り可決することに決定しました。

△日程第3 議案第64号 平成23年度十島村介護保険特別会計（介護保険事業勘定）補正予算（第1号）についての件

○議長（日高通君）

日程第3、第64号、平成23年度十島村介護保険特別会計（介護保険事業勘定）補正予算（第1号）についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第64号について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、平成23年度十島村介護保険特別会計補正予算（第1号）でございます。

第1号につきましては、1ページの歳入歳出予算を謳っておりますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ7,168千円を追加して、歳入歳出の総額をそれぞれ89,760千円と定めるということでお願いをしております。

まず歳入につきましては、4ページですね。4ページに介護保険料について、14千円を補正で追加しておりますが、前年度の普通徴収の保険料であります。

それから、繰入金で1千円を見込んでおります。

それから、繰越金で7,153千円を増額補正をしております。

それから、歳出であります。歳出につきましては、居宅介護サービス計画給付費で14千円、介護給付費の準備金で2,321千円を積み立て、それから償還金に3,918千円、他会計繰出金として、一般会計へ915千円を繰り出す予算になっております。

償還金につきましては、介護給付費の国、県、支払基金の平成22年度分の精算による償還金でございます。以上で、説明を終わります。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

少しわからないので伺いたい。

新しく始まる小規模多機能施設。宝島で実際始まった場合に、この勘定、サービスと、この何ですか、介護の勘定とサービス勘定と2種類ありますよね。

小規模多機能施設の介護事業が実際に始まった場合に、ここらには何ら変化というんですか、関係するものがここに出てくるのかどうかというのがちょっと理解できないんですが、そこらへんはど

のように理解していいか伺いたい。

○議長（日高通君）

住民課長、久保源一郎君。

○住民課長（久保源一郎君）

事業所として認められまして、仮に宝島のほうで事業所が設立されて、サービスが始まるとすれば、この分で保険給付、そういった類のもの等につきまして、この会計で、事業所のほうに村の負担分とか、そういったもの等ですね、支払いがサービス給付費というかたちですね、なされると。施設のほうに支払うという形が生じてきます。

ですから、この部分で直接的に今まで鹿児島市内、その他の県内の施設に払っていた給付費ですね、それ等が言わば宝島の事業所のほうに、事業所の収入として入っていくと。この会計を使って出て行くということになります。

ですから、今までの部分でここに給付費というのが出てくればですね、それが全て、それが十島村の事業所を利用している方の分として、事業所のほうに支払いがいくということになります。

○議長（日高通君）

質疑なしと認め・・・。

1番、日高助廣君。

○1番（日高助廣君）

提案ですけれども、40歳以上の住民の皆さんは、介護保険料を毎月納入を致しております。で、また、元気なお年寄りもいっぱいおります。

そこでですね、介護保険を使わない元気なお年寄りに対しましては、ポイントの導入を行ったかどうかと思っております。

もう、既にですね、ポイント制を入っている自治体もあります。霧島市なんかも入っているんじゃないですかね。ですから、そこらへんの実態を調査しながら、元気なお年寄りにですね、ポイントを与えて、何かを励ましてやるのもどうかなと思っておりますが、その辺の考えをお願いいたします。

○議長（日高通君）

住民課長、久保源一郎君。

○住民課長（久保源一郎君）

ポイント制度とかいうのは、私のほうではちょっとわからないんですが、この介護事業というのは法律のほうで定められておりまして、全国一律という形で、1号被保険者、2号被保険者という形で保険料を徴収して、介護サービスをするということになっております。

ちょっと私の手元のほうに、議員さんのおっしゃっていたポイント制度というのは初めて聞くものですから、今この時点でどういったものか、あとで調べておいて、またそれを理解したうえで、うちのほうの事業所のほうで対応が出来るのかどうか。また財政的なものも出てくるのではないかと考えておりますけど、ちょっとその時間をください。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

初めて聞くことで、今住民課長が言ったとおり、検討させてください。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

5番、平田傳義君。

○5番（平田傳義君）

課長、あの住民課長。この今4月からスタートしているね、宝島でスタートしている、実際はもう運営されているんだよね。されていない。1割負担もないわけかな。まあいいが。

結局何かな。今、折衝中だってことだよ。協議中なんでしょう。認可はまだ下りてないんでしょう。おりてないんだよね。ということは、まだこの間、3月かな、に出たような問題はまだ、問題というか、そのあれはしていないということだよ。

それはその時に、また出たときに改めて聞きますが、説明も課長が来た時、島に来たときの説明で、説明というか、文書の中にね。23年第5期介護保険事業計画、23年の策定を、結果を24、25で料金が改定になるということだよ。これ。

これまだ23年は始まったばかりなんだけども、保険料としては当然あがると。まだ始まったばかりではありますけれどもね。どんな予測を立てていますか。

○議長（日高通君）

住民課長、久保源一郎君。

○住民課長（久保源一郎君）

本年23年度中にですね、第5期の計画を立てなければならぬと。これは翌年以降の保険料を決めるという部分がでてくるかと思えます。

この保険に使う部分は、基金、保険料のほうから20%とか、いろんな制限がありまして、それで、国庫、県、村、いろんな財源をたして、介護給付をするということになっております。

それで、施設費等の介護者数が増える、そういったので保険給付が増えると必然的にそれをまかなうだけの20%の財源を求めなければならぬと。

そうしますと、その割合が高くなればですね、若干の保険料が上がるということは予想されます。

ですから、ちょっと正確に計算しなければなりませんし、それとこの策定委員を今公募するように、7月にですね、公募するようにお知らせを出すようにしております。そこで委員がおりますので、委員等の中で計画を、第5期の計画を作成して、保険料決めて出発するということになるかと思えます。

今1号保険者のほうでは、基準が23年度はこれが6段階、いろいろ対象者の生活の状態によって、変わってきますけど、基本は4、200円、月額ですね、なっております。

第6段階までありまして、その第4段階が基本になりまして、4、200円が標準という形となっております。

これで、その世帯によって、2、100円から月額6、300円まで率がかかってきて、それが年額計算でしますと、標準で50、400円、年額。23年度はですね。保険料というかたちに、1号被保険者のほうはなっているかと思えます。

これ等が若干あがるというのは年額にすると何千円かあがるかもしれないということです。ただ、5期の計画を策定してから、皆さんのほうには保険料の額が知らされると思っております。

現時点で、私のほうも改定計画の部分、初めてなものですから、まだ詳しく仕組み的にですね、保険料の計算、そういったもの等がどうなっているのかちょっとわかりませんので、現時点では保険給付費のかたちで保険給付が増えれば、その分20%分、医療費の言わば給付費の20%分の財源を確保するという式からいきますと、若干あがるという形がでてくるということだと思えます。

○議長（日高通君）

5番、平田傳義君。

○5番（平田傳義君）

これからということのようですが、まあ、今予定されている宝島での場合ですと、実際何人でしたっけ。実際にこれからね、アレして、人数的には多分かなり少ないんだと思うんですね。例えば普通だったら8人から15人ですか。位でないと言葉がやっていると説明をうけているわけですけどね。それは運営の方ですよ。

またこの23年度の第5期計画をするには、24、25、26で3年先、26年ですか。までを見越した額を決めなきゃいけないということになりますよね。

その点で非常にやっぱり3年先の見通しを立てないといけないということになりますので、さらに又その先のことまで考えていくということですから、非常に難しいんだと思うんですけど、人数が低い場合はどうなりますか。保険料が。

○議長（日高通君）

住民課長、久保源一郎君。

○住民課長（久保源一郎君）

この施設を利用する、サービスを受ける、そういった部分で保険給付等の負担が少なくなれば、その分は20%という財源の確保の部分においてはですね、減ると思うんですが、ただ3年ごとの改定を、金額がかわりますので、その先の部分を見る、介護自体サービスを受ける方たちは高齢の方になりますので、減るという状況じゃなくて、今から下から予備軍がどんどんあがってきてですね、対象者が増えるという見込みが成り立つのではないかと思っております。

それで、今この保険給付の方なんですけど、事業所のほうと運営の方とすればですね、また保険点数の増額、そういった部分等での運営のほう、また別個のほうですね。給付とは別で、受ける側の病

院等が保険点数を請求しますが、それと同じようにですね、1件あたりいくらとか、そういったもの等の改定もですね、あるかと思います。

今介護のこの保険の運営の状況ですね、それにつきましては、なかなか厳しいものがあると。それだけに、人がたくさん利用して、常時毎日10何人以上出入りして、利用してもらわないと、なかなか運営が出来ないという状況はどこも一緒だと思います。

ですから、我々のような離島へき地のところでの利用者数、利用する方も少ないですし、利用者数も少なくなると。そうしますと、必然的に回転とか言う部分にしますと、運営というのはやはりきびしいものがあるということで、なかなか今まで事業所がうちの島に入ってこれなかった理由にもなっているんじゃないかと思っております。

ですから、事業所の部分、保険給付の保険料もですけど、事業所の運営においては、この介護の保険点数、そういったもの等の増額とか、それとバランス的なもの等も勘案しながら出てくるかと思っております。

どちらにしましても、介護の対象者、介護を利用する、施設を利用する方は、減るよりも今の状況にしますと、増える方向ということになるかと思っておりますので、今後それを注意深く見ながらですね、やはりうちの介護の保険料の策定にあたってはですね、慎重をきさなければならぬと思っております。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（日高通君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから日程第3、議案第64号、平成23年度十島村介護保険特別会計（介護保険事業勘定）補正予算（第1号）についての件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。

従って、日程第3、議案第64号、平成23年度十島村介護保険特別会計（介護保険事業勘定）補正予算（第1号）についての件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

審議途中でありますけれども、これより10分間休憩いたします。

4時10分にお集まりください。

休憩 16時00分

再開 16時10分

○議長（日高通君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第4 議案第65号 平成23年度十島村簡易水道特別会計補正予算（第1号）についての件

○議長（日高通君）

日程第4、議案第65号、平成23年度十島村簡易水道特別会計補正予算（第1号）についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第65号について、ご説明を申し上げます。

本案は、平成23年度十島村簡易水道特別会計補正予算（第1号）でございます。

1ページの予算の総額を示してございますが、歳入歳出総額をそれぞれ3,033千円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ69,182千円とするということで定めてございます。

4ページにまず歳入でありますけれども、一般会計からの繰入金で3,033千円を見込んでおります。

これは一般会計からの繰入金ということであります。

それから次の歳出でありますけれども、建設事業費の簡易水道施設改良工事費の委託料で、295千円を減額いたしております。

これは入札結果によるものでありまして、工事請負費の国庫補助事業、悪石島地区で295千円の増額をいたしております。

単独工事といたしまして、諏訪之瀬島取水施設整備、水道施設整備、平島水道施設工事付帯工事を計上しております。

以上で、簡易水道特別会計についての説明をおわります。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終わりました。

質疑ありませんか。

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

この簡易水道特別会計におきましては、4月から水道料金の値上げを含めて、住民側としては水道料金が上がることに對して、勿論経済的な負担は勿論のことですが、その分安心して、安全な水が供給されるんだというふうに、益々責任を、この特別会計に求めることだろうと言うふうにいるわけですが、この一般会計からの繰入金というのは、今のこの特会の状況からすると仕方の無いことなのかなと。

起債の償還は何年度から始まることだったのかなと、ちょっと度忘れしましたが、そういう状況が生じたときのために、ということで、料金を値上げをせざるを得ないというふうなかたちになってきたわけですが、その中でも、料金を上げたにしても、この一般会計からの繰入金は、当分の間は仕方がないのかなと思うんですが、その点についてはどのような見解をもっているのか伺いたい。

それと、この厳しい状況の中で、工事請負費あたりを組まなきゃいけないということでは、非常に心苦しい思いがするんですが、平島のこの間の断水の原因等は、一応そのポンプの取替えとかそういうかたちで、一応は済んだんですが、根本的なものからは終わっていないということで、前回も話をしましたが、海岸線へ引っ張っている水道パイプが老朽化のために、コンクリート舗装した中で破裂をし、あちこちが漏水があるんだということで、そのたびにコンクリートカッターを鹿児島から取り寄せて、切ってそして修繕をしているという状況。

そこら辺の配管のやり替えをどのように、何年度にやろうとしているのかなと。今のところ目に見えた計画もないみたいだし、今の状況で原水は限られていると。そこで、どこか一晩やぶれて抜けたらまた断水がおこるというような状況が予想されるんですが、そこらについてどのような見解をもっているのか伺いたい。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

23年の4月より料金改正に行いまして、受益者には応分の負担をお願いしている所です。

確か私の今ちょっと起債償還表の手元に資料がここにありませんが、たしか今までは起債償還に對しまして、利子だけを確か払って、23年から元金というかたちを償還するという感じでございました。今後そういう年々その元金額そのものを多くなっていくわけでございますので、その中でもって今回料金を改正して、その元金の財源に充てようと言うことでございます。

安心安全を心がけて給水しなくちゃならないんですけど、今回みたいな平島におきまして、漏水が起きました。

今のところは一応仮という形で給水しているわけでございますけど、今後漏水の給水管の古いやつがあれば、昨日も申し上げたとおり、導水管そのものも改良しなくちゃならないかと思っておりますけど、今のところ悪石島をやっておりますので、悪石島の工事そのものが終わり次第、平島なり中之島なり、今のところはどちらを優先するかということは、こちらには、若干の計画はございますけど、それも余儀なく変更しなくちゃいけないなというふうでございますので、今後導水管そのものを救急に変えなくちゃならないとなれば、他の補助事業も考えざるをえないかと思っておりますけど、今国庫事業そのものをやっている上で、ふるさとを使う場合は、他の国庫補助事業で出来ない場合はふるさとを使うということになっておりますので、そういうところも諸々考慮しながらですね、導配水管の敷設替えを行っていきたいと思っております。

○議長（日高通君）

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

今の説明ですと、計画すら立ってないというふうに捉えられるんですが、今現在私が申し上げたのは決して大げさではない。昨日も申し上げました、何十年前のそういう状況の中で、しかも業者を入れずに地元でその材料支給でおしたやつですから、当然いろんな不具合は出てくるだろうなという中で、海岸へ引っ張っているのが製氷機、それから水洗トイレ、それから飲料水用としての（聞き取り不能）諸々の使用する中で引っ張っているわけですね。

そこで、今までにおかれましては、その水道施設かな。自治会で管理をし、破れる度に修繕をしてきたわけです。

先程申しあげましたように、水道料金も上げて、そして村が管理をするとなると、当然地元としては破れる度に断水が起きるといような、その繰り返しのわけですからね、そこは目に見えてハッキリしているわけですから、そこら辺は何年度にという計画すらないってことはおかしいのかなと。そのような思いがするんですが、それでも地元に対してはいつになるかわからんという表現で、説明をすべきことなのかなと。

そう説明をしなきゃいけないんですかね。そこら辺は明確にしてくださいよ。料金は上げたは。断水はおきるは。いつ修繕がかかるかわからんというようなことでは、あまりにもおかしいことじゃないかと思うんですが、どうですか。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

抜本的な改良をするには、それこそ本管そのものを替える必要があるかと思っておりますけれども、古い管でございますので、漏水があるたびにそこに新しい管を加えて配管すると、今のところはそういうかたちしか言えません。

○議長（日高通君）

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

経済課長は、経済課長。本当にいつになるかわからんということなんです。悪石島が終わるといことだけで、悪石島はいつ終わるんですか。25年。そんな馬鹿な話がどこにあるんですかね。であれば特定離島でも何でもやるべきじゃない。水道会計でできなければ。

水道料金を値上げして、その中で断水が起きているんですよ。おかしいですね。それは。

村長どうですか。今の状況の中で。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

先日もその話があったと。3月の議会でしたかね。あったと記憶しておりますけれども。私の記憶からすると、次悪石島の後は中之島、そして平島というような予定で考えているという答弁をしたと思っておりますけれども、私が考えるところでは中之島の場合は本管をですね、平島よりか後に交換したと私は自分で担当した経緯があって、そういうふうに思っておりますが、平島のほうは随分古いのではないのかなと、そんなふうに思っております。

従って、その今漏水したあたりが、南之浜線のその道路の中にあるんだと、そういうふうに思っておりますが、本来ならその南之浜線の道路を改良した時に、そこらあたりを変えておけばかえってよかったんじゃないのかなと思ったりもしておりますけれども、それはもう過ぎたことですので、やはり漏水があるのであるならば、そういうところを先に優先しないといけないだろうと、そういうふうに思います。

従って、その計画がどうなっているのか、議会でも終わって、ちょっと打ち合わせあたりをして、そうした急ぐ所をやはり優先していかなければいけないのではないかと。

悪石島がどこまで進んで、どこからどこまでを25年までにする予定になっているのか。そこらもあわせて考えないといけないんじゃないのかと思っております。

余裕があるのであるならば、急ぐほうをやはりしていかないと、しょっちゅうその漏水漏水でやっておっても大変だろうと思えます。

従って、今ここでどういうふうに考えるということは言えませんが、そうした改善をやはりする必要があると思えます。

○議長（日高通君）

用澤満男君の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条の但書の規定によって特に発言を許可します。

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

ありがとうございます。

今回の私の今の発言、発言はですね、断水のときに、私は水道の担当じゃないんですよ。課長、聞いておってね。経済課長、聞いておってくださいよ。

私は水道の担当じゃないのに、第2水源のところまで行って、ポンプを取り外したり、それから、南之浜線の漏水の箇所を1日をつぶしてですね、何人かで。それは賃金もなにも請求していませんので、竹やぶの中に入って確認をし、そういう状況の中でやっと発見をし、それを何回も繰り返しているんですからね。失礼な言い方かもしれないけど、私は本庁の中でテーブルに座って、机の上に座ってどうのこうのとしてる、した経緯もないし、実際に汗をかきながらそれをやってね、それでその料金設定にしても、住民にもある面では説明をし、理解を求めてやってきている中で、こういう事態になっているのにも関わらず積算すらしていないんですよ。

いくらかかるかも積算もしていないで、いつになるかわからないと。そんなふざけた答弁はないでしょう。考え方は。私はそういうふうに思いがしますのでね、早急に積算をして、キロ数もまだ何キロかもわかっていないですよ。何百メートルかも。もしかしたらそれが100万で済むかもしれない。そういう状況の中で、計画すら何も入れないというのもおかしい。

そこらへんは早急に積算をさせて、それでその金額によって対応の仕方がまた変わってくるでしょう。まず第一に積算からさせて、そういうことを早急にやっていただきたいと思えます。以上。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長（日高通君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから日程第4、議案第65号、平成23年度十島村簡易水道特別会計補正予算（第1号）についての件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。

したがって、日程第4、議案第65号、平成23年度十島村簡易水道特別会計補正予算（第1号）についての件は、原案の通り可決することに決定いたしました。

△日程第5 議案第66号 辺地に係る総合整備計画の変更についての件

○議長（日高通君）

日程第5、議案第66号、辺地に係る総合整備計画の変更についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第66号について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、辺地に係る総合整備計画の変更でございます。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置法の規定に基づき、本村の辺地に係る総合整備計画を見直そうとするものでございます。

本村はこの辺地計画を平成19年度から平成23年度までの5ヵ年計画として策定しておりまして、現在その取組みをしているところでありますが、当該年度の予算編成に基づき、事業費内容等を変更し、辺地特別措置法第3条第1項の規定によって、知事と事前協議をしなければなりません。従いまして、村議会の議決を得て県知事および総務大臣に關係書類を提出するものでございます。

今回の変更にあたっては、地上デジタル放送が、本年7月24日から現在のアナログ放送から完全移行するにあたりまして、口之島地区が難視聴地域になっている状況を解消するため、中之島に新たに送受信施設を設けまして、口之島向けに電波を送信するという事業を実施することから、本計画の変更を行うものでございます。

変更内容につきましては、2ページの総合整備計画書、第2項、公共的施設の整備を必要とする事情の第3号の電気通信施設にアンダーラインで記載しておりますとおり、難視聴解消のために中之島に地上デジタル用の送受信施設を整備するという記述を追加しております。

また3ページから4ページの参考資料で、年次計画表を添付しておりますが、本年度の事業計画は4ページの23年度計画に掲げるとおりでございます。中之島辺地の欄に、辺地共聴施設整備事業として40,000千円の事業費を追加するものでございます。

この事業費につきましては、現在NHKとの協議の中で、最終結論がでておりませんが、少なくとも現計上額より下がる方向になるかとは思っております。

以上のようなことで、辺地にかかる総合整備計画の変更をいたしたいということですので、宜しくお願いを致します。説明を終わります。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長（日高通君）

質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長（日高通君）

討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
それではこれから、日程第5、議案第66号、辺地に係る総合整備計画の変更についての件を採決します。
お諮りします。
本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。
従って、日程第5、議案第66号、辺地に係る総合整備計画の変更についての件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

△日程第6 十島村農業委員会の選任による委員の議会推薦委員についての件

○議長（日高通君）

日程第6、十島村農業委員会の選任による委員の議会推薦委員についての件を議題とします。
お諮りします。
議会推薦の農業委員は一人とし、別紙推薦書のとおり敷根忠昭君を推薦したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。
したがって、議会推薦の農業委員は一人とし、敷根忠昭君を推薦することに決定いたしました。

△日程第7 議員派遣の件

○議長（日高通君）

日程第7、議員派遣の件を議題とします。
派遣目的、派遣期間、派遣場所、派遣議員などにつきましては、お手元に配布したとおりでありますので、口頭説明は省略します。
これから日程第7、議員派遣の件について採決します。
お諮りします。
本件は原案の通り可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。

従って、日程第7、議員派遣の件については原案の通り可決することに決定しました。

△日程第8 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（日高通君）

日程第8、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

委員長から申し出の通り、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。

従って、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

△閉会

○議長（日高通君）

これで本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

平成23年第2回（6月）十島村議会定例会を閉会いたします。

お疲れ様でした。